

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29 (2017) 年 3 月

京都学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	10
基準 3 経営・管理と財務	62
基準 4 自己点検・評価	78
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A 地域社会との連携	82
V. エビデンス集一覧	95
エビデンス集（データ編）一覧	95
エビデンス集（資料編）一覧	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人京都学園が京都学園大学の設立を計画した目的は、次のとおりである。「本学園は創立者辻本光楠先生が日本人らしい日本人、国際的視野に立つ日本人教育をモットーに商業学校を開校してから 43 年、その精神は脈々として今日まで受けつがれて来たが、教育水準の向上により大学を設置することによって、学園設立の趣意を生々発展させ、国家社会の期待に応えんとするものである」（京都学園大学設立計画の概要）。このような趣旨に基づいて、本学は昭和 44(1969)年に経済学部の単科大学として設立された。また、その趣旨に沿って本学の教育目的は、開学時の学則第 1 条で次のように定められた。「本大学は教育基本法および学校教育法に基づき広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、特にわが国伝統の精神に支えられた国際的視野に立つ高い教養と豊かな情操を養い産業教育文化の発展に貢献する人材を育成することを目的とする」。

その後の時代状況が大きく変化する中、建学の精神がさまざまに解釈される状況を憂慮し、本学園理事会は平成 3(1991)年 11 月に建学の精神についての共通理解を図るために建学の精神検討特別委員会を設置した。特別委員会は時代状況の変化を踏まえ、『日本人らしい日本人』すなわち、世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」を建学の精神とする答申案を理事会に提出し、同答申案に基づいて本学園の建学の精神が平成 4(1992)年 1 月開催の理事会において正式に決定された。

上記決定にさいして理事会は、創立者が ①国際感覚豊かな人間、②日本の伝統文化を深く理解する人間、③向上心を失わず自立心を有する人間、④豊かな創造力をもって地域に貢献できる人間、⑤日本人としての自覚を失わず、平等・互恵の精神—思いやりの心—をもつ人間を養成すべき人物像としていたことを確認した。

2. 本学の基本理念、使命・目的

本学もこれを受け、平成 5(1993)年に学則第 1 条を次のとおり改正した。「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、特に建学の精神である『日本人らしい日本人』すなわち世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成することを目的とする」。

本学が高等教育機関としての社会的使命を貫徹するためには、建学の精神を踏まえてその時々々の時代状況の中で取り組むべき課題を明確にし、絶えず自己変革を遂げていかなければならない。大学を取りまく社会的・経済的環境は近年著しく変容し、特に国際化の進展と大学のユニバーサル化は、本学の教育研究活動の目的を学生や教職員、更には受験生を含む社会一般の人びとにより明確かつ平易な表現で伝えることの必要性を生み出した。そこで、平成 20(2008)年の認証評価に際して指摘された各項目についての対応策の検討と総合的な調整を図る目的で、学長の下に設置された大学評価基本会議での検討を踏まえ、平成 23(2011)年 4 月に学則第 1 条における本学の教育目的を次のように改正した。「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成することを目的とする」。

3. 本学の個性・特色等

本学は「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成 17(2005)年）の中で示された大学の

京都学園大学

機能別分化に沿って「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として教育改革に取り組んできた。

本学は開学以来、「実学重視」の伝統を受け継いでおり、「社会が求める人材」の育成を目指している。今日のグローバル化する社会の要請として「国際社会で活躍できる人材」だけでなく、国内にあっても「社会の変化に柔軟に対応できる人材」が求められており、本学は、これに対応して、本学の考える実学の方向性として、(1)「専門分野の知識や技術を確実に身に付けていること」(2)「他者と共に働き、社会に貢献すること」(3)「社会の変化に対応できるよう、卒業後も学び続けること」の3つの要素の浸透をめざしている。そしてこの3つの要素の浸透を実現するために、「コミュニケーション力、協働力、適応力、行動力、課題発見力、論理的思考力」の6つを合わせた「人間力」の養成に力を入れている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 44 (1969)年 4 月	京都学園大学創立、経済学部（経済学科・経営学科）開設
平成元 (1989)年 4 月	法学部（法学科）開設
平成 3 (1991)年 4 月	経済学部（経営学科）を改組し、経営学部（経営学科）開設
平成 4 (1992)年 4 月	ビジネスサイエンス研究所開設
平成 6 (1994)年 4 月	大学院 法学研究科（修士課程 ビジネス法学専攻）開設
平成 7 (1995)年 4 月	経済学研究科（修士課程 地域政策専攻）開設
	経営学研究科（修士課程 経営学専攻）開設
平成 11 (1999)年 4 月 7 月	京都文化短期大学を改組転換し、人間文化学部（人間関係学科・文化コミュニケーション学科）開設
	ビジネスサイエンス研究所を総合研究所に名称変更
平成 13 (2001)年 6 月	心理教育相談室（桂センター）開設
平成 14 (2002)年 4 月	人間文化研究科（修士課程 人間文化専攻）開設
	経営学部（事業構想学科）開設
平成 16 (2004)年 4 月	人間文化学部（文化コミュニケーション学科）を人間文化学部（メディア文化学科）に名称変更
平成 18 (2006)年 4 月 7 月	バイオ環境学部（バイオサイエンス学科・バイオ環境デザイン学科）開設
	リエゾンセンター開設
平成 20 (2008)年 4 月	人間文化学部（人間関係学科、メディア文化学科）を改組し、人間文化学部（心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科）開設
平成 21 (2009)年 4 月	人間文化学部（国際ヒューマン・コミュニケーション学科）開設
平成 22 (2010)年 4 月	バイオ環境研究科（博士課程前期・博士課程後期 バイオ環境専攻）開設
	経済学研究科（地域政策専攻）を経済学研究科（経済学専攻）に名称変更

京都学園大学

平成 27(2015)年 4 月	経済学部、経営学部、法学部を改組し、経済経営学部を開設 人間文化学部を改組し、人文学部を開設 バイオ環境学部 に食農学科を新設 健康医療学部を開設 京都太秦キャンパスを開設
------------------	--

2. 本学の現況

- ・ 大学名 京都学園大学
- ・ 所在地 京都府京都市右京区山ノ内五反田町 18 番地
- ・ 学部、研究科の構成

経済経営学部	経済学科 経営学科
人文学部	心理学科 歴史文化学科
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科 バイオ環境デザイン学科 食農学科
健康医療学部	看護学科 言語聴覚学科 健康スポーツ学科
経済学研究科	修士課程 経済学専攻
経営学研究科	修士課程 経営学専攻
法学研究科	修士課程 ビジネス法学専攻
人間文化研究科	修士課程 人間文化専攻
バイオ環境研究科	博士課程前期 バイオ環境専攻 博士課程後期 バイオ環境専攻

- ・ 学生数、教員数、職員数 (平成 28(2016)年 5 月 1 日現在)

京都学園大学

学部および研究科の学生数

学 部	学 科	入 学 員	在籍学生 総数	在 籍 学 生 数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
経済学部	経済学科	0	131	0	2	66	63
経済学部計		0	131	0	2	66	63
経営学部	経営学科	0	150	0	3	84	63
	事業構想学科	0	195	0	1	92	102
経営学部計		0	345	0	4	176	165
法学部	法学科	0	110	0	1	49	60
法学部計		0	110	0	1	49	60
人間文化 学部	心理学科	0	136	0	3	50	83
	メディア社会学科	0	49	0	0	22	27
	歴史民俗・日本語日本文化学科	0	87	0	1	34	52
	国際ヒューマン・コミュニケーション学科	0	53	0	0	25	28
人間文化学部計		0	325	0	4	131	190
バィ環境 学部	バィサイエンス学科	90	370	63	88	111	108
	バィ環境デザイン学科	60	309	65	56	101	87
	食農学科	80	144	71	73	—	—
バィ環境学部計		230	823	199	217	212	195
経済経営 学部	経済学科	150	360	185	175	—	—
	経営学科	150	360	185	175	—	—
経済経営学部計		300	720	370	350	—	—
人文学部	心理学科	80	109	55	54	—	—
	歴史文化学科	90	156	80	76	—	—
人文学部計		170	265	135	130	—	—
健康医療 学部	看護学科	80	191	102	89	—	—
	言語聴覚学科	30	51	34	17	—	—
	健康スポーツ学科	90	182	104	78	—	—
健康医療学部計		200	424	240	184	—	—
合 計		900	3143	944	892	634	673

研 究 科	専 攻	入学定員		在籍学生数	
		修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
経済学研究科	経済学専攻	5	/	6	/
経済学研究科計		5	/	6	/
経営学研究科	経営学専攻	5	/	8	/
経営学研究科計		5	/	8	/
法学研究科	ビジネス法学専攻	5	/	7	/
法学研究科計		5	/	7	/
人間文化研究科	人間文化専攻	10	/	12	/
人間文化研究科計		10	/	12	/
バィ環境研究科	バィ環境専攻 (博士課程前期)	20	/	8	/
	バィ環境専攻 (博士課程後期)	/	3	/	0
バィ環境研究科計		20	3	8	0
合 計		45	3	41	0

京都学園大学

教員数

学部・学科、その他の組織		専任教員数				
		教授	准教授	講師	助教	計(a)
経済経営学部	経済学科	20	5	3	0	28
	経営学科	17	2	2	0	21
経済経営学部計		37	7	5	0	49
人文学部	心理学科	10	4	1	0	15
	歴史文化学科	9	3	0	0	12
人文学部計		19	7	1	0	27
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	6	3	2	0	11
	バイオ環境デザイン学科	4	4	2	0	10
	食農学科	7	1	2	0	10
バイオ環境学部計		17	8	6	0	31
健康医療学部	看護学科	6	5	10	8	29
	言語聴覚学科	4	2	3	1	10
	健康スポーツ学科	8	2	4	0	14
健康医療学部計		18	9	17	9	53
その他の組織	教育開発センター	4	1	3	0	8
	国際交流センター	0	1	0	0	1
	心理教育相談室	0	1	0	0	1
合計		95	34	32	9	170

職員数

	正職員	嘱託	パート (アルバイト も含む)	派遣	合計
人数	62	41	19	14	136

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・ 本学は学則第 1 条で「学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成すること」を大学の教育目的として掲げ、学則第 1 条の 2 において各学部・各学科の教育目的を具体的に定めている。
- ・ 本学は大学院学則第 1 条で「学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与すること」を大学院の教育目的として掲げ、大学院学則第 1 条の 2 において各研究科の教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 本学の使命・目的および教育目的は、学部学科、大学院研究科ごとに簡潔かつ明確に学則として文章化され、ホームページ上において公開している。【資料 1-1-2】
- ###### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）
- ・ これまでの検討や見直しを継続し、意味内容を具体的かつ明確にするため、簡潔な文章化に努めながら、大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、大学の使命・目的の見直しを随時実施する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

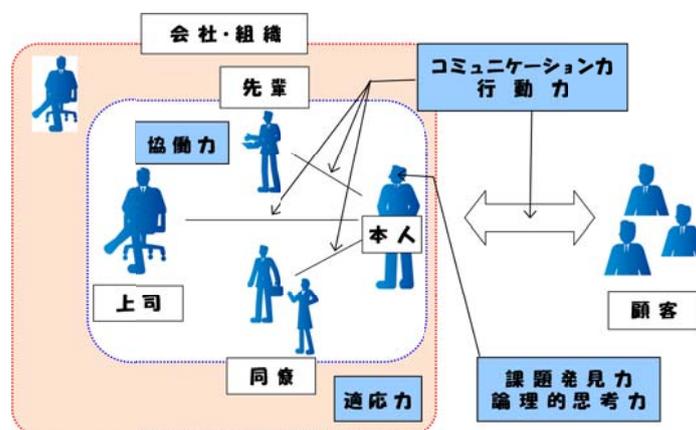
1-2-① 個性・特色の明示

- ・ 本学は、文部科学省の「平成 22 年度 大学生の就業力育成支援事業」への応募を機に、大学の機能別分化の要請に沿って「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として本学自身を自己規定し、上述した教育目的を今日的な時代状況の中で実現するため、「人間力の育成」を教育目標と定めた。【資料 1-2-1】
- ・ 本学独自の「人材ニーズ調査」結果に基づき、「人間力」を「社会が必要とする 6 つの

基礎力」(コミュニケーション力、協働力、適応力、行動力、課題発見力、論理的思考力)と定義し、本学の特色として具体的に提示した。【資料 1-2-2】

- ・ 図 1-2-1 は学生の卒業後のビジネスシーンを念頭において、「総合力としての人間力」をトータルに描いたイメージ図である。【資料 1-2-3】

図 1-2-1 総合力としての人間力



1-2-2 法令への適合

- ・ 本学並びに本学大学院の教育目的は、大学学則第 1 条と、大学院学則第 1 条にそれぞれ「教育基本法および学校教育法に基づき」と記しているとおおり、法令に則っていることを明示している。また、大学においては「広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し」とあり、大学院においては「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて」とあるとおおり、本学の大学学則並びに大学院学則は教育基本法および学校教育法に定める大学の目的の趣旨に適っている。【資料 1-2-4】

1-2-3 変化への対応

- ・ 各部門の自己点検・評価活動の成果は「自己点検評価書」としてまとめられ、ホームページ上でも公表され、学部長会議や各種全学委員会などが本学の使命・目的を社会変化に応じて検討する際の基礎資料となっている。
- ・ FD(Faculty Development)活動の成果は「京都学園大学 FD・SD 推進活動報告書」としてまとめられ、学部長会議や各種全学委員会などで本学の使命・目的を社会の変化に対応して検討する際の基礎資料となっている。【資料 1-2-5】

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 引き続き、法令適合性および個性・特色の明示といった条件を確保しつつ、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的および教育目的の見直し等を実施する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-1 役員、教職員の理解と支持

1-3-2 学内外への周知

1-3-3 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-4 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

- ・ 本学の使命・目的は大学学則、大学院学則に明示されている。現行の大学の目的は教授会および大学評議会の議を経て決定されたものである。各学部・各学科の教育目的についても教授会および大学評議会の議を経て決定されている。本学大学院の目的、各研究科の目的についても、各研究科委員会および大学院委員会の議を経て決定されたものであり、教員の理解と支持を得ている。また、大学評議会および大学院委員会には大学事務局長と大学事務局次長が構成員となっており、この 2 人の構成員を通して事務職員の理解と支持を得ている。【資料 1-3-1】
- ・ 学校法人京都学園に属する本学の学則の制定・改廃は大学の手続きを経て、理事会が行うこととなっており、理事会役員の理解と支持を得ている。【資料 1-3-2】

1-3-② 学内外への周知

- ・ 大学の使命・目的については、入学式、卒業式などの公式行事の式辞や挨拶などで役職者が必ず言及しているほか、大学のホームページ、大学紹介資料「大学案内」において説明し周知徹底している。【資料 1-3-3】
- ・ 本学父母の会機関紙「大学だより」、父母の会「教育・就職懇談会資料」、学生便覧「G-book : Campus Guide」等によって、大学の現況紹介を含め本学の使命・目的をあまねく説明している。【資料 1-3-4】

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

- ・ 本学は、教育目的である「世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」を今日的な状況の中で実現するために、「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として「人間力の育成」を教育目標とする教育の質向上を目指しており、この教育目標が大学および大学院の 3 つの方針に生かされている。【資料 1-3-5】
- ・ 平成 26(2014)年 7 月にまとめられた『『新・京都学園大学』中期ビジョン』において、本学の教育目的「世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」に基づき、今日的な時代状況のなかで教育目標を「人間力の育成」と定めた。【資料 1-3-6】
- ・ 平成 27(2015)年には文部科学省地（知）の拠点参加大学に採択され、本学の人間力育成の取り組みが、地域の産業振興や地元就職率の向上という今日的課題の解決に結びつくことが認められた。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

- ・ 本学は高等教育機関としての社会的使命を貫徹し、建学の精神を踏まえ、その使命・目的および教育目的を実現するために、4 学部 10 学科、5 研究科を置いている。いずれの組織も建学の精神、教育目標、3 つのポリシーの実現のために設置しており、その構成は使命・目的と整合している。【資料 1-3-7】

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 平成 28(2016)年 7 月に学部長会議において、学部長会議を中心に平成 28 年度中に 3 つのポリシーの見直しを行うことが決定され、見直しを開始した。

- ・ 本学の使命・目的については、学内外への周知に努め、中長期の計画で具体化の方策を追求し、それを実現する教育研究組織を構成するように取り組んでいく。特に本学が真に「社会が求める大学に進化」するために、社会の変化を的確に把握し、ディプロマ・ポリシーを不断に検証し、その内容をカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーにも反映させる。

[基準1の自己評価]

- ・ 本学は建学の精神に基づき教育基本法および学校教育法を踏まえながら、教育目的、各学部学科ならびに大学院各研究科の教育目的を、学則において具体的かつ明確に表現している。
- ・ 本学の使命・目的を大学および大学院の3つのポリシー並びに中長期の計画にも反映させている。
- ・ 本学は今日的な時代状況の中で教育目的を実現すべく、本学独自の「人材ニーズ調査」に基づいて「人間力の育成」を教育目標に定め、その具体的な内容を明確に定義している。
- ・ 本学における教育の質保証の基幹的な役割を担うのは、自己点検・評価委員会と FSD 推進委員会（旧 FD 推進委員会）である。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の作業を毎年実施し、「自己点検評価書」を継続的に刊行するとともに、FSD 推進委員会は毎年の活動成果を報告書としてまとめ、公表している。【資料 1-3-8】
- ・ 本学は平成 26(2014)年 7 月に策定された「『新・京都学園大学』中期ビジョン」の実現に向けて取り組んでいる。【資料 1-3-9】
- ・ さらに、平成 27(2015)年には文部科学省地（知）の拠点の採択を受けることが出来た。
- ・ 以上により、基準 1 を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【アドミッション・ポリシーとその周知】

学部

- ・「世界的視野で主体的に考え行動する人材」の育成をめざす本学は、この目標に向かって成長が期待される学生を求めている。平成 28（2016）年度の入学者受入れ方針、すなわちアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。【資料 2-1-1】

本学は、旺盛な向学心を持ち、かつ次のような学生を求める。

1. 本学の教育目的と各学部・各学科の教育目的を理解している。
2. 文化・社会・自然、そして健康の事象に関心を持っている。
3. 知的好奇心に富み、幅広い教養と高い専門性の修得を目指している。

- ・これらの受入れ方針について、受験生・保護者に本学の教育目的、教育内容、教育課程を正しく理解してもらうため京都学園大学大学案内 2016（大学案内）、2016 年入学試験要項（入学試験要項）、京都学園大学 AO 入試要項 2016 を資料請求者に配布するほか、本学ホームページなどの媒体を通じて告知している。【資料 2-1-2】
- ・学生募集活動においては、アドミッション・ポリシーのみならず、入学金、学費（授業料、施設設備費、実験実習費）、委託徴収金（父母の会、学友会、学会費）などの大学が徴収する学費等納付金に関すること、および受審申込者、受審者、出願者、志願者、受験者、合格者などの基本情報についても大学案内、入学試験要項、本学ホームページの入試情報などの各媒体を通じて公表している。【資料 2-1-3】
- ・入学者の受入れの方針は学部学科（4 学部 10 学科）ごとにも明確に定められており、それぞれの志願者への周知についても適切に行われていると判断している。

大学院

- ・大学院については、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科の 5 研究科があり、大学院のアドミッション・ポリシーは、「各研究分野の高度な学識と先端的な知識や技能の修得を通じて社会に貢献しようとする意欲の高い人を求める。」として、より高度な専門性を有する職業人を目指す学生を求めている。
- ・大学院のアドミッション・ポリシーは京都学園大学大学院 GUIDE BOOK2016 に、各研究科のアドミッション・ポリシーは大学院入学試験要項、本学ホームページなどの各媒体を通じて、社会人も含めた志願者に告知している。【資料 2-1-4】
- ・大学院については、学内では在学学生を対象に大学院入学説明会を行い、学外では他大学の学生と社会人を対象とした大学院入学説明会を行って、本学ホームページ等にて周知

を図っている。

- ・大学院でも、各研究科・課程ごとに受入れ方針を明確に定めており、志願者が事前にゼミやラボ訪問などを通じて把握できていると判断している。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【学生受入れ方法の工夫】

学部

- ・本学の各学部学科の教育目的、教育内容、教育課程、学生生活、課外講座、資格取得支援、就活支援、課外活動、福利厚生施設などを理解してもらう、高等学校進路指導部向けの本学独自の説明会、高等学校の進路指導部訪問、学外の進学相談会、高等学校内説明会、出前授業、体験実験・実習、電話相談、NewsLetter などによる広報活動のほかに、キャンパスを事前に体験してもらうオープンキャンパス、サタデーキャンパス、合格者懇談会、入学前教育の案内などで、本学への志願、入学を判断する機会を設定している。
- ・入試区分として、AO 入試／推薦入試（21 世紀スポーツリーダー入試／文化・芸術リーダー入試／グローバル人材育成入試／公募推薦入試／指定校推薦入試／学園内指定校推薦入試／学園内推薦入試）／一般入試／センター利用入試／外国人留学生入試からなる各種入学試験を実施しているが、すべての入学試験においてアドミッション・ポリシーを同等に扱うことは困難であることから、学部学科においては、入試区分のいずれかに重点を置いた入学試験の形態をとっている。【資料 2-1-5】
- ・AO 入試では、アドミッション・ポリシーを理解し、明確な目的意識を持つ向学心旺盛な学生を迎えるために、オープンキャンパスでの体験ゼミナールの受講と各学部学科の相談コーナー担当教員との面談を義務付けているオープンキャンパス参加型の AO 入試の受審と、担当学部学科の教育内容を理解した上で、学部学科から提示されているテーマを選択し、小論文を提出する小論文型の AO 入試の受審を行っている。それらの審査では、各学部学科の模擬授業の受講（レポート作成を含む）と面接試験を行い、修学のための適正や資質を総合的に確認している。【資料 2-1-6】
- ・推薦入試の 21 世紀スポーツリーダー入試と文化・芸術リーダー入試では、高等学校の硬式野球部（男子）、サッカー部（男子）、バスケットボール部（女子）、パワーリフティング部（男女）、放送局（放送部、映画部、写真部その他芸術系クラブ）、茶道の各クラブに所属して、優秀な成績をおさめた者または関連の団体から推薦を得た者の中から、入学後も本学の対象クラブで活躍でき、「大学で何を学ぶか」という明確な目的意識を持つ向学心旺盛な学生を迎えるために、作文、面接試験、実技試験などで総合評価する入学試験を行っている。【資料 2-1-7】
- ・公募推薦入試では、高等学校での平素の学修成果の評価と、大学教育を受けるに必要な基礎学力を考査（2 ないし 3 科目選択）する入学試験を行っている。【資料 2-1-8】
- ・学校法人京都光楠学園・京都学園高等学校からの学園内指定校推薦入試では、2016 年度京都学園大学学園内関係入学試験要項に従って一般の指定校推薦入試と同等な入学試験を行っている。
- ・学校法人京都光楠学園・京都学園高等学校からの学園内推薦入試は、2016 年度京都学園大学学園内関係入学試験要項に従って公募推薦入試と同様な入学試験を行っている。

- ・指定校推薦入試では、高等学校への出前授業、分野説明会、進学相談会や進路指導部訪問などで平素から高大連携を推進している高等学校に推薦依頼をしているので、進学の目的と学力を評価する面接試験や作文をもとに総合的に受験生を評価する入学試験を行っている。【資料 2-1-9】
- ・一般入試では、受験方法の多様性を確保するために複数日程で実施し、3 教科 3 科目必須受験、3 教科 3 科目選択受験、2 教科 2 科目必須受験、2 教科 2 科目選択受験など多様な機会を与えて、学力を評価する入学試験を行っている。配布している過去の入学試験問題集（入試問題集 2015、京都学園大学最近 2 か年 2016 [教学社]）の中で、各教科の出題のねらいや受験生へのアドバイスなどを示し、本学が求める学生が入学前に学修しておくべき内容を明確にしている。
- ・センター利用入試では、個別試験は行わず、大学入試センター試験受験教科の出題科目のうち各学部学科が指定した科目から高得点 3 科目の試験結果をもとに評価する入学試験を行っている。【資料 2-1-10】
- ・指定校推薦入試を除く入試区分では、アドミッション・ポリシーを理解する学生に多くの入学機会を提供するために、日程的に受験機会を複数回提供する入学試験を行っている。【資料 2-1-11】
- ・入学試験の合格者に対して、学部ごとの合格者懇談会を開催し、参加者には本学の教育目的と教育内容を教員と在学生から紹介することで、本学の教育と研究の内容を十分に理解してもらった上で、入学手続きを進めていただいている。
- ・入試方式、入試日程などについては、大学入試委員会が提案し、各学部教授会で協議し、全学的な合意の下に決定されている。【資料 2-1-12】
- ・それぞれの学部では、多様な入学試験が公正に行われており、こうした方式によって、受入れ方針に沿った多様な学生を受入れられていると判断している。
- ・学部の学生募集、入試業務（入試問題作成、入試執行、入試判定など）などについては、学長の下、全学部長、全学部の入試主事、大学事務局長、同次長らで協議し、決定されている。
- ・大学の入試問題は 5 教科 11 科目におよぶすべての問題は、本学の特別教員チームが高等学校の教育内容を研究し、入試問題を作成している。技能判定や能力判定、面接試験もすべて本学の教員によって行っている。

研究科

- ・日程的には年 2 回の入学試験を行っている。外国語「英語」を含む各専門分野からの専門科目の筆記試験と面接試験で、アドミッション・ポリシーに合致している学生を評価する入学試験を行っている。【資料 2-1-13】
- ・バイオ環境研究科博士課程後期の面接試験では、修士論文あるいはそれに相当する研究発表について質疑応答を行い、研究目的が本学の提供する教育・研究環境に十分合致しているか、また研究遂行に十分な学力を備えているかを評価する入学試験を行っている。【資料 2-1-14】
- ・社会人、外国人留学生などの志願者にもそれぞれに対応した入学試験を行っている。【資料 2-1-15】
- ・修士課程／博士課程前期、博士課程後期のそれぞれの課程では、多様な履修歴を有する

受験者に対応した試験方法を実施することにより、有能な人材を受入れている。

- ・大学院の学生募集、入試業務（入試執行、問題作成、入試判定など）などについては、学長と各研究科の研究科長を中心に協議し、決定している。
- ・大学院の入試問題はそれぞれの専門性に鑑み、専門分野担当の大学院担当教員が作成している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学生受入れ数】

学部

- ・大学全体の入学定員は平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度の 5 年間は 960 人であった。平成 25（2013）年度からは、900 人となった。平成 27（2015）年度は、全学部再編（旧 5 学部 10 学科）と新学部設置（1 学部 3 学科）を行い、入学定員を 900 人に維持したままの新体制となり、入学定員の適正化に努めた。
- ・平成 27（2015）年度入試から、学部学科再編と新学部学科の設置によって、新たな 4 学部 10 学科のすべてにおいて、新たな入学定員を設定している。【表 F-4】
- ・大学全体の入学定員 900 人に対し、平成 27（2015）年度と平成 28（2016）年度の入学者は 912 人、935 人となり、入学定員（定員充足率 1.01、1.04）を確保している。平成 26（2014）年度の入学者 623 人から 900 人以上になったことから、学部学科の再編改革の成果とみている。【表 2-1】
- ・学部学科別に、再編後の 2 年間入学定員を確保した学科は、経済経営学部の経済学科（定員充足率 1.23、1.22）と経営学科（同 1.23、1.22）、健康医療学部の看護学科（同 1.16、1.28）、バイオ環境学部のバイオ環境デザイン学科（同 1.00、1.08）の 4 学科であり、健康医療学部の言語聴覚学科（同 0.63、1.10）と健康スポーツ学科（同 0.87、1.16）の新設 2 学科は 2 年目に入学定員を確保している。人文学部の歴史文化学科（同 0.79、0.87）と心理学科（同 0.73、0.66）、バイオ環境学部の食農学科（同 0.94、0.89）とバイオサイエンス学科（同 0.99、0.70）の 4 学科は学科定員を確保できなかった。大学全体としては、教育原資など経営上で、支障をきたす問題は見られないと判断している。【表 2-1】
- ・平成 29（2017）年度入試に向けての学生募集活動では、オープンキャンパスの受験生の参加は年度途中であるが 10%減であったが、昨年志願が低調だった心理学科と歴史文化学科では、出足は悪くない状況である。

研究科

- ・平成 26（2014）年度から 3 年間の入学者数は【表 2-3】のとおりである。
- ・大学院において、5 研究科の入学定員は確保できていないが、教育研究活動ならびに教育指導上、質の確保においては問題なしと判断している。【表 F-5】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生確保に向けては、建学の精神と教育目的が的確に広く社会に浸透する広報活動とともに、教育改革を全学的に推進して、「社会が求める大学」に進化し、地域社会との連携を深化させつつ、新たな学問領域への展開を図り、さらに実学を重視した教育を充実させ、推進する。
- ・学生募集活動においては、高校生に対応した本学のホームページの視認性の向上、内容

の充実とスマートフォンによる閲覧の利便性を図ることや、SNS などを利用した広報の拡充を進める。

- ・ 学生受入れ方針に沿った入学試験の形態は多様になっているが、大学として入学生の質を確保する目的で、平成 24 (2012) 年度入学試験から語学を中心に国語、英語の問題の全学共通化を進め、基礎力を重視し、読解力を問う問題の充実に取り組んでいる。今後も入試区分ごとの募集定員、入試教科・科目などを検討しつつ、高大接続システム改革を視野にいたした入学試験の内容や形式を検討し改革を進める。
- ・ 本学の「世界的視野で主体的に考え行動する人材」の育成をめざす教育目標に最も相応しい入試制度として創設した「グローバル人材育成入試」と入学後のグローバル人材育成プログラムを充実させて、多様な進学層からの学生確保の開拓に努める。
- ・ 社会の要請に合わせて誕生した新学部学科(4学部10学科)体制の充実を進めていく将来計画の検討も必要である。また、新学部学科の履行計画どおり初年次教養教育の充実と適正なカリキュラムのもと、効果的な学生教育の進展に取り組み、学生の満足度を高めることが必要である。将来計画の中で、可能な範囲で試験的に実践できるものには取り組み、安定的に学生確保ができる体制づくりも進めていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-1 ① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-2 ② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-1 ① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

学部

- ・ 本学の教育目的は、大学学則第 1 条に「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成することを目的とする」と明記されている。学部学科ごとの教育目的は学則第 1 条 2 項に記され、この教育目的を踏まえて学部学科ごとの教育課程編成方針が決定されている。この教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)はホームページで公開、明示している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

表 2-2-1 【教育目的】

学部	本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成することを目的とする。
経済経営学部	経済学経営学を中心に法学分野の科目も配した実学重視の教育課程を通して、ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と高い専門性を兼ね備えた人材の育成を目的とする。
経済学科	経済学を中心に経営学・法学分野の科目も配し、ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と経済学の体系的な学修を通じて習得した広い視野をもって社会で活躍できる人材の育成を教育の目的とする。
経営学科	経営学を中心に経済学・法学分野の科目も配し、ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と実体験重視の学修を通じて、社会人としての自立できる人材の育成を目的とする。

京都学園大学

人文学部	心理学と歴史学を中心とした人文学の諸分野の知識を身につけ新時代を担う新しい人材の育成を目的とする。
心理学科	心理学及び周辺分野の基礎的知識と技能を十分に体得し、それを企業や心理臨床などの現場において柔軟に応用、問題解決できる能力を持った人材を育成する。
歴史文化学科	歴史学及び周辺分野の基礎的知識と調査研究技能を十分に体得し、それを実社会において問題解決に活用できる人材を育成する。
バイオ環境学部	環境問題や資源・エネルギー問題の本質的な解決を図るため、バイオサイエンス分野の先端研究の成果や技術を生かし、地域のなかで「人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境という）」を実現することを教育研究の目的とする。
バイオサイエンス学科	環境と調和したグリーンバイオ技術の修得を教育目的とする。学生は、生物有機化学、応用生化学・遺伝子機能学、微生物機能開発学、食品機能・健康科学及び植物バイオテクノロジーの領域について講義と実験を通して広く学び、環境と健康に配慮できるグリーンバイオ技術者を目指す。
バイオ環境デザイン学科	農・森林環境、水環境、都市環境などの共生空間における生物多様性や物質循環とその景観に関する科学・技術に基づく環境デザイン力の養成を教育目的とする。学生は生態学的知識、環境分析技術、環境再生技術などを講義や実験、フィールド実習を通じて学び、人と自然の共生に貢献できる環境専門家やランドスケープデザイナーを目指す。
食農学科	環境に配慮し、地域の特長を生かした農産物の生産や安全な食品の加工技術の習得を教育目的とする。学生は農産物の栽培育種、食品加工、発酵・醸造、食品の栄養価や安全性をバイオの知識と共に講義や実習を通じて学び、地域の活性化に貢献できる食と農の専門家を目指す。
健康医療学部	医療・福祉・保健分野における専門的な支援を行える人材を養成するとともに、予防医療の発展と普及に貢献し、地域社会の健康長寿を実現することを目的とする。
看護学科	「世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」という大学の理念に基づき、総合大学としての長所を生かし、社会人としての豊かな知識と人間性を培い多角的な視点から物事をとらえ、専門的知識・技術を習得し、自律的にかつ柔軟な適応力を培い、対象の健康回復・増進を図るために主体的に考え行動できる看護職者の育成を目指す。
言語聴覚学科	言語聴覚分野における基本的な訓練・指導法を研究し、さらに隣接する幅広い分野の知見を修得させる専門教育と、総合大学として提供される教養教育を行うことによって、言語・聴覚や摂食・嚥下の障害を有する患者の状態理解とリハビリテーションに関する問題を自律的に解決できる言語聴覚士を養成する。
健康スポーツ学科	健康医学・健康科学・身体運動科学・スポーツ社会学等の幅広い学問分野を融合させ、生涯にわたる人の心身の健康とその生活支援のあり方を研究し、学際的知識と実践的スキルを重視した教育を行うことによって、健康長寿社会の実現に貢献する人材を養成する。

表 2-2-2 【教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）】

学部	<p>本学の教育目的を達成するために、次の方針に沿って教育課程を編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会人として必要となる基礎力を育成する。 2. 幅広い知識を修得し、多角的に真理を探究する力を育成する。 3. 専門的な知識や技能を高め、問題解決に活用する力を育成する。各研究分野の卓越した学識と応用力を修得できるようにカリキュラムを編成する。
経済経営学部	<p>本学部の教育目的を達成するために、次の方針に沿って教育課程を編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養を習得させ、実学重視の教育課程を通じて、社会人として自立できる能力を育成する。 2. 経済学経営学分野の専門基礎科目を中心に、法学分野の科目も配し、幅広い学習のもとで、社会経済の変化を洞察して対応できる能力を育成する。 3. コース科目を中心に経済学経営学分野の専門科目を体系的に学習させ、問題解決に活用できる力を育成する。
経済学科	<p>本学科の教育目的を達成するために、次の方針に沿って教育課程を編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養を修得させ、経済学の体系的な学修を通じて習得した広い視野をもって社会で活躍できる人材を育成する。 2. 経済学分野の専門基礎科目を中心に、経営学と法学の科目履修を通じて社会経済の実態を分析し、探求できる能力を育成する。 3. 卒業後の進路と密接に関連したコース科目を中心に、経済学分野の専門科目の体系的学習を通じて、問題解決に活用できる力を育成する。

京都学園大学

経営学科	<p>本学科の教育目的を達成するために、次の方針に沿って教育課程を編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養を修得させ、実学と実体験重視の教育課程を通じて、社会人として自立できる能力を育成する。 2. 経営学分野の専門基礎科目を中心に、経済学及び法学分野の科目履修を通じて経営組織の実態を理論と実践という2つの側面から学習させ、諸問題に対する解決策を提案できる能力を育成する。 3. 将来の進路と密接に関連したコース科目とゼミを中心に、経営学分野の専門科目の体系的学習とその実践を通じて、実際の課題解決に活用できる力を育成する。
人文学部	<p>人文学部の教育目的を達成するために、次の方針に沿って教育課程を編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各学科において専門領域についての深い理解が得られるようカリキュラムを編成する。 2. 専門的な知識の支えとなり、また人間としての幅広さにもつながる教養的知識を身につけられる編成とする。 3. 講義のみでなく演習や実習を重視し、フィールドワークを多く取り入れる。
心理学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心理学とその関連領域を体系的に学ばせるために、その基礎的科目と多彩な発展的科目を配置し、心理学とその関連領域の基礎的知識を修得している人材を育成する。 2. 実験、調査、検査、面接、その他の心理学技法を修得している人材を育成する。
歴史文化学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資料講読とフィールドワークを柱とし、日本史を中心にした歴史学と、地理学・民俗学・文学・語学など周辺領域との交渉が理解できている人材を育成する。 2. 多角的な視野を持った歴史文化を探究できる人材を育成する。
バイオ環境学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 種々の教養科目を修得させることで、柔軟に思考し、多角的に事象を見る力を育成する。 2. 生命、環境と食・農の分野からなる専門基礎科目を修得させ、多角的に真理を探究する力を育成する。 3. 生命、環境と食・農の分野からなる専門科目を修得し、問題解決を導く力を育成する。
バイオサイエンス学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 21世紀市民としての幅広い教養を修得させるとともに、バイオテクノロジーとバイオサイエンスの知識と実験技術を修得させ、精緻な観察力と分析力、問題解決能力を有する人材を育成する。 2. バイオテクノロジーとバイオサイエンスの専門知識と実験技術を修得させ、そして卒業研究を通じて、問題解決の手法を実践し、研究や開発が可能な大学院進学の人材を育成する。
バイオ環境デザイン学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 21世紀市民としての幅広い教養を修得させるとともに、バイオサイエンスの基礎知識と環境に関する生物的、化学的、物理的知識と調査技術を修得させ、精緻な観察力と解析力とともに環境に対する強い意識を有する人材を育成する。 2. 多様な生き物と共生できる環境を構築できる専門知識と調査研究技術を修得させ、そして卒業研究を通じて、問題解決の手法を実践し、環境再生や環境教育・理科教育を担える人材を育成する。
食農学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 21世紀市民としての幅広い教養を修得させるとともに、バイオサイエンス、生態学、環境学の基礎知識と、農業や食品の加工・製造についての専門知識を修得させ、広い視野と精緻な観察力を有する人材を育成する。 2. 農業及び食品加工・製造についての専門知識を、附属センターでの事業ないし卒業研究を通じて実践的に運用させることで、経営力、企画力、問題解決力を備えた農業経営者、食品関連起業家、農業教育者を育成する。
健康医療学部	<p>人々の健康生活の実現と健康寿命の延伸に寄与する人材を育成するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実学重視の教育課程により、幅広い教養を修得させ、社会人として自立できる能力を育成する。 2. 健康医療分野の専門科目（支持科目）の履修により、生命と健康に関する問題を理解するための基礎的な能力を育成する。 3. 健康医療分野の専門科目（基礎科目、展開科目等）の履修により、生命と健康に関する問題に取り組む能力を育成する。
看護学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康医療分野の職業人として必要な幅広い教養を修得させるとともに、実学重視の教育課程を通じて看護学を体系的に修得させ、看護職者として自立できる能力を育成する。 2. 修得した知識・技術を活かして様々な場面で対象者に相応しい看護を安全に実施する能力と、自己の学修方法を主体的に構築する能力を育成する。 3. チーム医療の重要性や人々の健康に寄与するために必要な諸制度について学び、他の専門職と良好な関係を築きながら地域社会の健康づくりに貢献できる人材を養成する。
言語聴覚学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康医療分野の職業人として必要な幅広い教養を修得させるとともに、実学重視の教育課程を通じて言語聴覚学を体系的に学修させる。

京都学園大学

	<ol style="list-style-type: none"> 2. 乳幼児から高齢者まで幅広い対象者の治療や訓練において自ら問題を発見し解決する能力と、患者やその家族との信頼関係を築くための共感力を育成する。 3. きめ細やかな臨床実習と卒業研究・文献講読によって、患者を観察・評価・指導するための科学的な視点と、生涯を通して学び続ける姿勢を持つ人材を育成する。
健康スポーツ学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康医療分野の職業人として必要な幅広い教養を修得させるとともに、保健医療や身体運動、ヘルスプロモーションに関わる多様な分野を体系的に学修させる。 2. 専門的な知識をもとに身体運動やその支援を実践する機会を豊富に用意し、人々の健康的な生活を支援する力と、豊かな発想によって新たな可能性を開く力を育成する。 3. 人の生涯の健康問題を俯瞰し、健康生活の実現と健康寿命の延伸に向けて、自らも健康で活動的なライフスタイルを体現できる人材を育成する。

研究科

- ・本研究科の教育目的は、大学院学則第1条に「本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする」と明記されている。研究科ごとの教育目的は大学院学則第1条2項に記され、この教育目的を踏まえて学部学科ごとの教育課程編成方針が決定されている。この教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）はホームページで公開、明示している。

【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

表 2-2-3 【教育目的】

研究科	本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。
経済学研究科 経済学専攻	現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成を目的とする。
経営学研究科 経営学専攻	国際化・情報化・コンプライアンスの欠如といった社会環境の著しい変化の中にあつて経営組織体の内外部で生ずる関連諸現象に関して、経営学的側面の理論的かつ応用実践的な専門能力を有する有為の人材育成を教育目標としている。
法学研究科 ビジネス法学専攻	ビジネス法学を基本としている。これは、企業法学にのみ限定せず、広く一般市民社会や国際社会を対象にし、現実には発生する社会現象を法的な観点から多角的に分析・探究する手法を用い、実社会における法の運用の担い手としての、ビジネス法学の専門家の養成をめざすものとする。
人間文化研究科 人間文化専攻	人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的とする。
バイオ環境研究科 バイオ環境専攻	多様な生き物と共生できる持続可能な地域環境（バイオ環境）を作り上げることを目標とし、そのために、バイオ環境をデザイン（設計）する領域の発展と、これに対応したバイオテクノロジーと環境学を連携させた広い視野を持つ人材を養成することを目的とする。

表 2-2-4 【教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）】

研究科	各研究分野の卓越した学識と応用力を修得できるようにカリキュラムを編成する。
経済学研究科 経済学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. カリキュラムは講義科目と演習科目に区分され、講義科目は「理論分野」と「政策分野」とをバランスよく配置している。 2. CFP®認定教育プログラムを実施し、所定の科目を履修することでCFP 審査試験の受験資格が得られる。 3. 演習科目では担当教員が専門的な研究を指導し、修士論文の完成までに中間報告会を実施する。担当教員以外の教員が参加して論文の進捗状況を確認すると同時に論文の問題点が指摘され、論文に対する厳格な指導と評価を行う。
経営学研究科 経営学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 論理的思考力と実践的思考力を育成する多彩な科目を経営管理・会計・情報の各科目群に配置する。

	<p>2. 専門性を体系的に深めるために、正・副指導教員制のもとで2年間継続的な研究指導を実施する。</p> <p>3. 1年生の段階から修士論文題目を設定し、論文審査の客観性・透明性の確保や研究水準の向上を図る観点から、本学教員や院生が参加可能な「中間報告会」及び「最終諮問試験」での報告と討論を義務化し、段階的指導を行う。</p>
法学研究科 ビジネス法学専攻	<p>1. 企業や行政などで必要とされる専門的、かつ、実務的な法的知識の修得が可能となるよう講義科目をバランス良く配置すること。</p> <p>2. 法学分野の科目群だけでなく、経済学関係領域と会計学関係領域の科目群も配置すること。</p> <p>3. 法学既修者以外でも確実に修士論文を作成できる知識や情報収集方法を身につけられるようにすること。</p>
人間文化研究科 人間文化専攻	<p>(文化研究コース) 日本の文化の特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から学修・研究できること、日本文化を海外に発信できることに重点を置いてカリキュラムを編成している。</p> <p>(社会情報コース) 各種メディアによる情報伝達技術の基礎から応用に至る知識をもち、現代の社会と文化に関する幅広い認識を得て、そこに生じうる社会的諸問題に関して理論的かつ実践的に解決する方法を学べるようカリキュラムを編成している。</p> <p>(心理学コース) 心理学分野における専門知識、研究法、及び統計解析を修得する。その結果を社会に還元する実践的能力が育成されるようカリキュラムを編成している。</p> <p>(臨床心理学コース) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第1種指定を受けた臨床心理士養成大学院である。臨床実践においてきめ細やかな訓練を行い、臨床現場で対応できる能力の育成に力をいれてカリキュラムを編成している。</p>
バイオ環境研究科 バイオ環境専攻 (博士課程前期)	<p>バイオサイエンス、環境学及び食農学を連携させ、人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境)の実現を目指すという教育理念に基づき、博士課程前期では学部での学びをベースとしたそれぞれの専門研究分野を中心に、他分野とも広く連携することで、専門分野を深めつつ「バイオ環境」の視点から複眼的思考が出来る技術者を育成する。</p>
バイオ環境研究科 バイオ環境専攻 (博士課程後期)	<p>バイオサイエンス、環境学及び食農学を連携させ、人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境)の実現を目指すという教育理念に基づき、博士課程後期では複眼的研究をさらに進めて、グリーンバイオ研究とバイオ環境デザイン研究を深化・高度化させ、「バイオ環境」の新しい研究領域を開拓できる、より高度なバイオ環境技術者を養成し、企業の研究所やベンチャー企業で即戦力として技術開発や研究に取り組める、より高度なバイオ環境技術者・エコ技術者・農業技術者を育成する。</p>

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

学部

【カリキュラムの体系的編成】

- 平成 27 (2015) 年度入学生から、本学の教育課程は大学共通科目と各学部学科固有の科目に大分され、大学全体、学部、学科それぞれのカリキュラム・ポリシーを学生が自ずと理解できる編成になっている。各科目にはグレードナンバーが付けられ、履修モデルとしてのコース科目を示すことにより、学生は自らの問題意識や関心に沿った履修計画を体系的に立てられるようになってきている。さらに、ゼミ担当教員による個別の履修指導を通じて、学生は適切な科目選択を行っている。

なお、募集停止した学部についても、体系的に編成されたカリキュラムが維持されている。【資料 2-2-3】

【履修登録単位数の上限設定】

- 各年次における登録単位数の上限は、原則として1 Semesterあたり 24 単位(年間 48 単位)に設定されている。ただし、バイオ環境学部バイオサイエンス学科とバイオ環境デザイン学科の 2014 年度以前入学生については、1・2 年次が 1 Semesterあたり 26 単位、3 年次が同 28 単位、4 年次が同 20 単位に設定されている。【資料 2-2-3】

【授業内容と方法等の工夫】

- 学生情報共有システム「京学なび」が平成 22 (2010) 年度から稼働し、授業日前に教員が資料を「京学なび」にアップすることで事前学修を可能にし、欠席者も当該資料を入手することができ、また、事後に「京学なび」へのレポート提出を要求するなど、事前・事後学修を効率化するシステムが整備された。【資料 2-2-4】
- 平成 24 (2012) 年度からは、シラバスに、その科目の履修によって養われる能力を明記すること（カリキュラムマップ）が義務付けられた。科目履修を通して、社会人として要求される一般的な基礎力を身に付けるための指針を学生に示すものである。【資料 2-2-5】
- 平成 26 (2014) 年度からは、全教員（専任、兼任）が、担当科目のシラバスに準備学修（1 単位 45 時間の学修時間の確保）の指示をシラバスに明示することとなった。【資料 2-2-6】

【教育方法改善のための組織体制】

- 平成 25 (2013) 年 10 月に、学長の下に教育開発センターが設置された。これは、本学の教育目的を実現するための組織的な活動に必要な、教務企画の立案と実施のための機関である。平成 28 (2016) 年 8 月 1 日に規程改正を行い、教育開発センターは、大学教育に関する情報の収集、調査、分析および提供（インスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）活動を含む）に関する企画の立案と実施を図り、教育活動および教育機能の向上と発展に寄与することを目的とする組織であることを明記した。【資料 2-2-7】
- その業務は、①FD・SD 活動の推進、②全学に共通する教育プログラムの企画および開発、③教育効果の評価方法の開発および実施、④教職員の教育力向上の支援および推進、⑤大学教育に関する情報の収集、調査、分析および情報の発信、⑥教育課程の質保証の開発および向上、⑦授業および成績評価に関わる分析および開発、⑧教育環境の整備に関わる企画および開発、⑨その他、に渡っている。教育開発センターは、専任教員の内から学長が任命した教育開発センター長、教育職員若干名、教育開発センター室長、事務職員若干名で組織されている。教育開発センター委員会は、教育開発センター（センター長、室長、主査）、教育修学支援センター長（教務担当）、各学部長、各学部教務主事、事務局長から組織され、全学的に教育の質的転換を行うための推進エンジンとしての役割を担っている。【資料 2-2-7】
- 平成 28(2016)年の授業（春学期・秋学期）を対象に、学長予算を配分して、教育効果・成績評価の検証に関する研究に補助金を与える学内公募を行う事業をスタートさせることとなった。（開発センターの審査を受けて学長決裁によって 3 件の研究が補助対象となった。2016/7/31）
- 教育開発センターが所管する FSD 推進委員会は、主に各学部の FSD 活動と提携しながら授業方法の改善を図っている。そこでは、学部独自の授業方法改善を推進し、その成果を全学に展開して改善を拡げる、全学で新規の方針を決めて各学部に展開するなどの方策が取られている。全学的に実施しているのは、①授業評価アンケート②公開授業の実施である。①については、学生からの授業評価アンケートをセメスターごとに実施し、教員自身の授業改善に役立てている。各教員は、アンケート中に記載された学生からの

意見・要望に関して「京学なび」を通じて回答を公表している。アンケートに書かれた記述を、担当教員以外に、FSD 推進委員が読み、問題ありと判断される場合は、教務主事と学部長が科目担当者と意見交換して解決を図る仕組みになっている。授業評価アンケートに基づき、各年度で学部ごとに「ベストティーチャー」が選ばれ、学長による表彰が行われている。また、②に関しては、公開授業（教員同士で授業参観を行う）制度を運用している。平成 25（2013）年秋学期からは、公開授業の対象者をすべての教員として、専任・非常勤を問わず全教員の授業を参観できるように仕組みを整えた。公開授業を行った後には、学部ごとに授業参観に基づいた意見交換の場を設けることにより、授業改善の実質的向上を図っている。

- 平成 26（2014）年度からは、準備学修の指示をシラバスに明示することが義務付けられたことに関連して、シラバスのチェックを各学部の教務委員会と、大学教務委員会が分担して行う体制が平成 26（2014）年 1 月にスタートした。
- 平成 28 年（2015）年 1 月に、全学部全学年を対象に学生満足度調査を実施した。教育、学生生活、施設など多方面にわたって学生の満足度を調査し、各担当部署へのフィードバックを図るべく、分析を行う予定である。

研究科

【カリキュラムの体系的編成】

- 各研究科の開設科目は、各研究科で開催される研究科委員会で審議決定される。複数の研究科にまたがる事項は、全学組織である大学院委員会で審議決定される。各研究科では、バランスの取れた科目展開を心がけているが、受講者が少なく不開講となる科目が少なからず存在する。

【教育方法等の工夫・開発】

- 大学院においては、開設科目の履修とともに学位論文作成が重要な課題と位置づけられている。すべての研究科では、指導教員（演習担当者）と 1 人ないしは 2 人以上の副指導員を置いて、複数指導体制を実施している。バイオ環境研究科では、大学院学生が主催して教員も参加する大学院学生専門情報交換会が開かれ、異分野の研究情報交換や意見交換が行われている。また、学位論文の判定基準を、すべての研究科で大学院要項に記載し、学生に周知している。

【教育方法改善のための組織体制】

- 平成 27（2015）年度から、研究科においても授業評価アンケートを実施することとした。教育開発センターが所管する FSD 推進委員会によって大学院の FSD 活動が行われ、各研究科において FSD 研修会が実施されている。どの研究科においても、4 月入学時に指導教員のもとで、履修計画、研究計画を作り、修士論文完成までのスケジュールを示している。テーマの進展に応じて、研究計画の修正がなされる。
- 平成 26（2014）年度から、大学院の科目でも準備学修等をシラバスに記載することとなった。同時に、シラバスのチェックを各研究科委員会が行う体制が整った。更に同年度より、授業評価アンケートを利用して、準備学修等の実態把握を行うこととなった。

【資料 2-2-5】

経済経営学部

【カリキュラムの体系的編成と教育方法の工夫】

- ・経済学経営学を中心に法学分野の科目も配した実学重視の教育カリキュラムを通して、ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と高い専門性を兼ね備えた人材の育成を目的としている。【資料 2-2-8】
- ・入学から卒業までの4年間で進路を意識した系統的学修ができるように、経済学科に3コース（現代経済、公共政策（公務員）、ファイナンス）、経営学科に3コース（経営戦略、会計、起業・事業承継）の選択制コースを設けて、それぞれのコース毎に履修モデルも提示している。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】
- ・経済経営学部両学科共通プログラムとして、①京都の企業や海外に進出している企業での長期インターンシップに参加できる「アドバンスト・インターンシップ・プログラム（AIP）」、および「グローバル・インターンシップ・プログラム（GIP）」、②公務員を目指す学生を1年生から長期に渡り学修支援する「警察・消防プログラム、国家（一般）・地方上級プログラム」を用意している。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】

【教育方法の工夫・開発】

- ・新入生へは、ゼミ担当の教育職員に加え、事務職員を副担任として各ゼミに配置して個々の学生の状況を把握するなどし、きめ細かな指導を行っている。【資料 2-2-13】
- ・ゼミ担当教員の要望があれば、新入生をはじめとして、ゼミ生に対して心理カウンセラーによる講義・指導も実施できる体制をとっている。
- ・退学率低減の対策の一つとして、経済学科では新入学の学生はゼミ担当教員とゼミクラスを1年間固定し一貫指導体制としている。経営学科では2セメスターから学生本人の希望を考慮したゼミのクラス編成をおこない、学生のニーズに答えている。

【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】

早期に本学部の入学試験に合格した学生には、学部独自の入学前教育を実施しており、提出された課題にはゼミ担当者が添削を行って入学後に返却している。このことを通じて、新入生が学科の専門分野へより高い関心を持ち、入学後の学修を円滑に進めるよう配慮している。【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】【資料 2-2-19】【資料 2-2-20】

- ・1年生ゼミ担当者には、専用のメーリングリストを設置するとともに、各学期終了後に授業実施内容についての報告書の提出を求め、相互に開示することで、指導方法等についての情報交換、教材の共有等を促している。【資料 2-2-21】
- ・警察・消防プログラム・国家（一般）、地方上級プログラムでは、各学年4月に希望者を募り、公務員に必要な関連科目などの履修奨励科目を示したうえで、学内で行われる公務員の課外講座と連携し、月に一度ガイダンスを実施しながら、公務員の仕事、公務員採用試験についてなどの知識を学び、基礎学力についての小テスト、課外講座の内容の復習を実施するなどの支援を行っている。【資料 2-2-22】【資料 2-2-23】
- ・警察・消防プログラム・国家（一般）、地方上級プログラムでは、2年生秋学期から、全員に「警察・消防特別研究」を履修させ、数的処理を中心に、実際の試験問題を解かせるだけでなく、公務員試験に関する情報提供を行っている。
- ・産学の連携の視点から、未利用特許を中小企業に紹介し、新たな製品を生み出すというプロジェクト（知財活用アイデア全国大会）への学生参加を奨励している。【資料 2-2-24】
- ・実践的な経営理論や経営スキルの修得に向けて①学内チャレンジショップ「京學堂」、

②女性企業家講座、を開講している。また地域貢献の機会を設けるべく、①については昨年度に引き続いて右京区の特産品販売の企画を行い、実際に近隣のイオンや京都ファミリーで販売を行った。【資料 2-2-25】【資料 2-2-26】

- 2016年度で第14回を迎えるビジネスプランニングコンテストでは、市場調査や収支予測などを含めたビジネスプランのプレゼンテーションを通じて、それまでの学修成果を発表する場を提供している。本学の学生であれば誰でも応募できるようにしており、2015年度においては高大連携の視点も取り入れ、高校生のプラン報告も加えることとした。また、ビジネスプランニングコンテストでは、その審査にあたっては学内の教員だけでなく、ここ数年学外からも審査員を招いている。

【資料 2-2-27】

- 学生の主体的な行動力を伸長するために、経済学部から続く学生の自主的な学習・研究組織である「ゼミナール連合協議会（ゼミ連）」の活動を支援している。ゼミ連は、全国の経済・経営・商学系学部学生による学術組織「日本学生経済ゼミナール」に所属し、全国大会（インターゼミ）に毎年多くの学生を組織して参加させている。また、新入生を対象とした歓迎行事「フレッシュマンフェスタ」の開催、専門ゼミ紹介冊子の作成、学生論文集『龍尾経済論集』の発行などを行い、ゼミ担当教員・経済学部生とも一体となって活動を行っている。

【資料 2-2-28】【資料 2-2-29】

人文学部

【カリキュラムの体系的編成と教育方法の工夫】

- 人文学部の教育目的を達成するために、次の方針に沿って教育課程を編成している。①専門領域に関する深い理解の達成、②総合的、学際的な知識の習得、③演習や実習を重視し、フィールドワークを多く実施、である。【資料 2-2-30】
- 歴史文化学科は、まず1・2年生で、歴史・民俗・文化の基礎を幅広く学び、3年生から各自の関心に基づきコースを選択する。他のコースの科目も履修できる柔軟なカリキュラムであり、個人の興味・関心に応じて幅広く学べるのが特徴である。講義やフィールドワークによって、古文書、祭礼、芸能など、京都に残る本物の文化遺産に触れることを重視している。歴史的に培われた日本の「心」を学びとる洞察力、その価値を未来に活かす行動力を養うようカリキュラムを編成している。【資料 2-2-31】
- 歴史文化学科では、個々の学生の興味や関心を深い理解につなげていくために、3つのコースを編成している。歴史学コースは、古文書や浮世絵などの歴史的史料の読解を通じて、日本の歴史の実像に迫るようカリキュラムを編成している。民俗学コースは、祭礼や妖怪などを素材にして、日本人の心を学ぶようカリキュラムを編成している。京都文化コースは、源氏物語や能楽から和食まで、京都が世界に誇る「和」の文化を体験的に学ぶようカリキュラムを編成している。【資料 2-2-32】
- また、歴史文化学科では、高等学校教諭一種免許（地理歴史）と中学校教諭一種免許（社会）が取得できるようカリキュラムを編成している。
- 心理学科はまず1・2年生で、心理学の基礎とその周辺領域への理解を深める。次に、2年生で「心理学基礎実験（実践プロジェクトA・B）」、「社会コミュニケーション基礎演習（実践プロジェクトC）」に取り組み、心理学実験やコミュニティとの関わりに必要な

技術や知識を養成するようカリキュラムを編成している。3年生以降には高度な実験・実習科目を履修し、対人援助やコミュニティの活性化に関わる方法を学び、実践力を身につける。【資料 2-2-33】

- 心理学科では、個々の学生の興味や関心を深い理解につなげていくために、3つのコースを編成している。心理学コースは、充実した実験機器を活用して得られた客観的なデータを分析し、人間の心と行動を科学的に解明するようカリキュラムを編成している。臨床心理学コースは、様々な問題を抱える人を心理的に援助する方法を学び、医療施設や社会福祉施設と連携して現場見学実習も行い、対人援助技術の実践力を養うようカリキュラムを編成している。社会コミュニケーションコースは、社会学や社会調査を通じて社会の姿を客観的にとらえ、フィールドワークによって地域や組織を支援する力を身につけさせるようカリキュラムを編成している。【資料 2-2-34】
- なお、人文学部では、文部科学省地（知）の拠点事業の取り組みの1つとして、フィールドワークや学外実習を重視している。学生が体験的に知識を確かめられるような地域に密着したプロジェクトを、各学科で展開している。歴史文化学科では「保津川復復活プロジェクト」や「祇園祭ちまき巻きと売り子体験」を、心理学科では「地域の医療福祉施設の見学実習」などを行っている。【資料 2-2-35】
- この歴史文化学科のフィールドワークは、聞き取り調査を中心とするフィールドワークであり、聞き取りの対象は、年配者が多く、学生が通常の学生生活では、接しないような異世代との密接なコミュニケーションを体験できる。現在、民俗学によるオーラルヒストリーの聞き取りという研究手段を、介護の現場で応用することが、介護者・被介護者双方に利点があると注目されているように、対人コミュニケーションを必要とする職種に応用できる能力といえる。また、心理学科では半数以上が医療・介護・福祉など対人援助職に就職している（事務も含む）。もともと心理学を志向する学生の気質として、他者を気遣うという能力があることも想定されるが、そのような能力が現場見学実習等を通じて、さらに地に足のついたものになったと考えられる。

バイオ環境学部

【カリキュラムの体系的編成と教育方法の工夫】

- 平成 27（2015）年度以降の入学生に対して、1年生に大学共通科目として、多くの教養科目を修得させている。【資料 2-2-36】
- 専門科目として、1年生の春学期に必修科目の「作物栽培実習」が実施されている。1年生から実験科目や演習科目があり、実験技術やフィールドワーク実践技術を学ばせている。3年生終了までに「卒業研究」に必要な専門知識を修得させるために、100単位以上修得していない場合は4年生に進級させない。このような科目配置や留年制度は、4年生の「卒業研究」を教育の総仕上げと位置づけたカリキュラム体系によるものである。実験技術やフィールドワーク実践技術の修得は、4年生の「卒業研究」の基礎技術として生かされている。4年生の必修は「卒業研究」と「専攻演習」だけであり、研究に集中できるようになっている。【資料 2-2-37】
- 「作物栽培実習」は、夏野菜を種子及び苗から育て、夏に収穫するというもので7～9名の学生で構成された班ごとに協力し合って栽培する。生命・食・農・環境を肌で感じる、学びの第一歩となっている。また、この実習を通じて、協働力、行動力、課題

発見力を高めることができることから「実践プロジェクト A」として、位置付けている。

【資料 2-2-38】

- ・2年生配当として、設置した「実践プロジェクト B」は、自主性と協働力に基づく問題解決型の科目であり、地域に絡んだものづくり、環境調査、バイオサイエンス研究などが実施されている。
- ・1年生の導入期教育として、専任教員担当の「スタートアップゼミ」(1クラス10名以下)が通年科目としてあり、大学での勉学をスムーズにするために学生たちは有益な助言や基礎力を得ることができる。【資料 2-2-39】
- ・「卒業研究」に向けて、3年生の12月から研究室に配属される。配属先教員は、「卒業研究」の指導だけでなく、学生の就職活動への支援・指導をキャリアサポートセンター職員と協働して行う。【資料 2-2-40】
- ・基礎科目の徹底的な理解を図るために、学部校舎内に学修支援室が特設されている。また、図書室に隣接して、学生自習室(ラーニングcommons)が設置されており、学生の勉強、調査や議論の場になっている。【資料 2-2-41】
- ・文部科学省地(知)の拠点事業の取り組みの一つでもあるキャリア教育の一環として、学部主催のインターンシップ制度を設けている。大学共通科目への統合により、現1、2年生ではこの科目での単位修得はできないので、次年度から新しい科目設定をして、従来通りに単位修得できるようにする。【資料 2-2-42】
- ・キャップ制については、平成27(2015)年度生から1 Semesterあたりの最大修得単位を、従来の26単位から24単位に制限した。食農学科の文部科学省の履行計画期間終了後を目指して、修得単位を減らす方向で、さらに検討していく。【資料 2-2-43】

健康医療学部

【教育課程の体系的編成について】

- ・看護学科では履修登録単位数の上限は1 Semesterあたり24単位に設定している。Semesterで修得する科目に関しては、チューターの教員が学生個々と面談し、学生の履修状況やキャリアを考慮しながら指導を行っている。【資料 2-2-44】
- ・言語聴覚学科では履修登録単位数の上限は1 Semesterあたり24単位(年間48単位)に設定し、各科目において、教科書や講義資料の配布等による事前・事後学修を指示、レポート課題を課すなどの教室外学習により講義内容の十分な理解を図っている。【資料 2-2-45】【資料 2-2-46】【資料 2-2-47】
- ・健康スポーツ学科では履修登録単位数の上限は1 Semesterあたり24単位に設定し、履修登録の際に上限単位数について、履修要項および履修モデルを提示して説明したうえで、履修指導を行っている。【資料 2-2-48】
- ・カリキュラムの体系的編成については、看護学科では、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)に即して、科目を配置した。大学共通科目では教養教育科目、キャリア教育科目を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成を図った。専門科目では支持科目として健康医療学部の専門教育に共通する科目を配置した。専門基礎科目では、人間の成長発達と健康レベルに応じた看護についての基礎的な知識・技術・態度について学修する科目を配置した。専門展開科目では「健康回復支援の基盤科目」「療養生活基盤科目」「療養生活支援科目」「看護の発展科目」「コミュニティーケア科目」を配置し、

学生が段階的、系統的に学修を積み重ねることができるカリキュラムとした。また実習では1年生の早期から臨地実習を開始し学修の動機づけを図り、順次2年生から4年生まで段階的な目標を定め、着実に実践能力の向上が図れるように計画し実施している。

- ・言語聴覚学科では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に即して、カリキュラムを配置した。大学共通科目では教養教育科目、キャリア教育科目を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成を図った。専門科目の基礎となる専門支持科目や専門基礎科目を1・2年次に終え、臨床のスキルを学ぶ専門展開科目は2・3年次に学習するカリキュラムとして設計した。専門展開科目では、講義に引き続き演習を行う講義演習一体型で、講義内容の定着とスキル獲得を目指している。専門展開科目（言語発達障害学など）の基礎となる科目（言語発達学など）では、専門展開科目の概要（アウトライン）を示すことで基礎科目の重要性の理解を図っている。
- ・健康スポーツ学科では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に即して、科目を配置した。大学共通科目では教養教育科目、キャリア教育科目を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成を図った。専門科目では支持科目として健康医療学部の専門教育に共通する科目を配置した。学科専門科目は、身体運動に関して科学的な視点で学修し、人々の生涯にわたる健康支援を行うための基礎的学修としての基礎科目、より専門的・発展的な内容の学修としての展開科目、よりきめ細かい健康支援を行うスキルと知識を深める演習科目を配置した。

【教育方法の工夫・開発について】

- ・看護学科では、変化する学生の生活様式に着目し、学習効果を高める取り組みを開始した。学生・教員全員にipadを貸与し、学科内に情報教育担当委員3人を配置した。3人の教員を中心としてipadを活用した教材・教具の開発を図り、習慣的に学生の予習・授業・復習サイクルがなされているようにしている。【資料 2-2-49】【資料 2-2-50】
- ・言語聴覚学科では、重要な事項については、複数の教科で異なる視点から教えることにより、学生の理解を深めるように取り組んでいる。教員の経験した臨床例を豊富に入れて、授業内容を臨床に結び付けるとともに授業中に小テストやQ&Aを行い、学生の理解を確かめながら授業を勧めている。必修科目の「スタートアップゼミA」では、学生間で議論する場を設け、1年次の夏季休業中に病院見学を課するなどして、臨床の場において自ら問題を発見解決する能力の育成を図っている。【資料 2-2-51】【資料 2-2-52】
- ・健康スポーツ学科では、入学後の学修を支援するため、入学が決定した学生に入学前課題を配布している。この課題を通じて、大学での専門的な学修準備を行うとともに、入学後のゼミでは、課題を授業内容に活用する取り組みを学科全体で行っている。【資料 2-2-53】

経済学研究科

【カリキュラムの体系的編成】

- ・経済学研究科では、経済社会の現状および動向を注視しながら研究を深める実証研究を重視し、さらにその成果を問題解決のために応用する政策分析も含めた教育課程が組み立てられている。講義科目は、標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」とともに、税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経営・法学分野」の3つから構成され、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修を可能にしている。【資料

2-2-54】

- 大学院生には、講義科目以外に演習科目の履修を毎学期義務付け、修士論文作成に向けた研究計画、履修計画の作成から研究、修士論文執筆まで2年間の継続的指導を行っている。【資料 2-2-54】
- CFP 認定教育プログラムも組み込まれており、希望する大学院生は経済学・経営学・法学の3研究科の科目群から所定の科目を履修することで、CFP 審査試験の受験資格を得ることができる。【資料 2-2-55】【資料 2-2-56】

【教育研究指導上の工夫】

- 入学した大学院生が所定の修業年限内に修士学位を確実に取得できるよう、演習担当者はもちろん、学生が履修する講義科目を担当する経済学研究科の他の教員も合わせて、個々の大学院生の研究計画書に基づく履修状況の確認と今後の履修計画についての指導・アドバイスを行っている。【資料 2-2-57】
- 修士論文に関する報告会として、大学院在学2年目の5月に「テーマ報告会」を、10月には「中間報告会」を開催し、経済学研究科委員会として大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、今後の修士論文作成に関するアドバイスを行っている。大学院生は、この中間報告会において多様な研究領域の専門家である多数の教員から研究論文作成に関する工夫や注意点などのアドバイスを受け、それらを参考に研究を進め、修士論文の改善に向けた見直しに取り組むことになる。【資料 2-2-58】
- 2月の口頭試問では、経済学研究科の他の教員も出席する中で、主査（指導教員）および副査2人の教員と院生との間で修士論文の内容に関する質疑応答が約1時間に渡って行われる。緊張感ある厳粛な雰囲気の中で、研究に関する大学院生の理解の深さと具体的な貢献が確認される。【資料 2-2-59】
- 中間報告会、口頭試問とも、在学中の他の大学院生がオブザーバーとして出席することを促し、自分の研究、修士論文作成に有用な情報を得る機会として活用している。【資料 2-2-59】

経営学研究科

【カリキュラムの体系的編成】

- 本研究科では、①企業経営における諸問題について短期的、長期的視野から洞察し、その解決のために論理的、実践的な判断をすることができる人材、②起業や事業承継に必要とされる新たなビジネスモデルを構築し、その過程で生じる課題を解決することができる人材、③組織や個人が直面する課題に対し、会計的思考を実践的に活用して解決できる人材の育成を目指している。そのために必要な、経営管理科目群、会計科目群、情報科目群からなるカリキュラムを用意している。また、周辺学問分野の経済学関係や法学関係の科目を合わせて履修することが望ましいことから、経済学研究科と法学研究科の科目の一部を本研究科の科目として取り込んでいる。【資料 2-2-60】
- 平成 21（2009）年度より、経済学・法学研究科とともに税理士養成コースを設置している。併せて学部および大学院の会計学関連科目の一貫性を図り、税理士養成教育の充実をはかってきた。更に、平成 23（2011）年度より、所定科目の修得をもって CFP（日本FP協会認定 Certified Financial Planner）の受験資格が認められている。【資料 2-2-61】

【教育研究指導上の工夫】

- 大学院生の教育・研究指導は、研究テーマを軸に、正・副指導教員、関連履修科目の担当教員による個別指導によって行われる。学位論文の作成指導（資料収集や研究方法などから実際の執筆、完成まで）は、大学院生の問題意識に応じて、指導教員や副指導教員（平成 22（2010）年度以降設置）のみならず、講義担当教員の助言等を得て進められる。講義科目についても、正・副指導教員担当の講義への出席を義務付けている。また、2年生の秋には中間報告会を開催し、研究科の多くの教員のアドバイスが得られるようにしている。【資料 2-2-62】
- 学位論文の執筆要領および評価基準は、大学院要項に記載し、大学院生に周知している。【資料 2-2-63】

法学研究科

【カリキュラムの体系的編成】

- カリキュラムは、教育目的の趣旨に沿うよう、行政上の法的諸問題を研究する公法関係、消費者契約や不動産取引など一般市民生活に密着した法を研究する民事・労働法関係、企業組織や金融取引などの企業活動に関係する法を研究する商事法関係、国家間の関係や企業の国際活動にかかわる法を研究する国際法関係のほか、刑事法関係、外国文献研究で構成されている。また、周辺学問分野の経済学関係や会計学の科目を合わせて履修することが望ましいことから、経済学研究科と経営学研究科の科目の一部を本研究科の科目として取り込んでいる。研究の集大成である修士論文の指導のために演習科目を配置している。【資料 2-2-64】

【教育研究指導上の工夫】

- 法学既修者以外も受入れており、法学の基礎を固めることも求められるため、科目として「法情報処理」を設置し、文献等の検索や読解、レポートおよび論文作成方法についてきめ細かく指導している。【資料 2-2-65】
- 大学院生の研究指導については、研究科として組織的指導を行っている。各大学院生に対し、指導教授のほか 2 人の副指導教員を配置している。研究計画書をベースとした修士論文作成に向けた計画の策定をはじめ、修了時まで節目ごとに進行状況を確認し、場合によっては修正するという対応を取っている。年 2 回の中間報告会を開催し、論文作成を促進すると同時に、研究科の多くの教員のアドバイスが得られるようにしている。
- 学位論文の評価基準は、大学院要項に記載し、大学院生に周知している。【資料 2-2-66】

人間文化研究科

【カリキュラムの体系的編成】

- 人間文化研究科では、日本・アジアの文化や歴史を研究する「文化研究コース」、現代社会の問題や情報メディアを研究する「社会情報コース」、認知・学習・発達・社会などの心理学を研究する「心理学コース」、臨床心理士受験資格の取得を目指す「臨床心理学コース」の 4 コースを設定し、人間の心理や社会の態様、文化の機能などを多角的に研究できるようカリキュラムを編成している。特に、すべての科目の扇に要となる科目として、「人間文化基礎特論」を置いており、ここから修士論文作成に向けて各コースの科目が展開する形をとっている。【資料 2-2-67】
- 修士課程修了に必要な修得単位数は、選択必修科目から「研究演習（ゼミ）」を含めて 20 単位、選択必修科目および選択科目から 10 単位以上、合計 32 単位以上であり、修

士論文の審査および最終試験に合格した者を修了としている。【資料 2-2-68】

- ・特に臨床心理学コースは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第 1 種指定校の認可を受けており、臨床心理士を養成するために必要な科目を開設している。【資料 2-2-69】

【教育研究指導上の工夫】

- ・大学院生の研究指導は、研究指導教員 1 人と指導委員 2 人によって個別的な指導が行われている。さらに、2 年次の修士論文作成に関しては、年 4 回の中間報告会が開催され、3 人の指導教員から研究計画から論文作成まで事細かな指導が行われている。

バイオ環境研究科

【カリキュラムの体系的編成】

- ・博士課程前期では、英語論文の読解や作成のために「科学英語演習 I・II」を必修とし、研究者として環境に対する倫理意識を醸成するために「環境倫理学特論」を必修としている。また、専門基礎科目は研究分野以外から 4 科目（8 単位）以上修得することを要件とすることによって、バイオサイエンス、バイオ環境デザイン及び食農の 3 領域が教育研究においてより強く連携するカリキュラムになっている。主分野での研究の成果は修士論文としてまとめられる。【資料 2-2-70】
- ・博士課程後期では、博士課程前期に学んだ高度で複眼的な視点を持って、「バイオ環境」というコンセプトの新しい研究領域での研究成果が得られるようにする。単位は主分野の演習及び研究だけであり、研究成果をあげることを主目的としている。その成果は博士論文としてまとめられる。【資料 2-2-71】

【教育研究指導上の工夫】

- ・博士課程前期・後期の高い専門性は、各自が選択した研究室で研究を通じて学ぶ。従って、指導教官が演習と研究指導を行う。しかし、博士課程前期では、異分野の教員を含む指導教員グループによる指導体制（主研究指導員 1 名、異領域 1 名及び同領域異系 1 名を含む副研究指導員 2 名以上）及び異分野の専門基礎科目の積極的な履修によって、複眼的な視点を養成する。【資料 2-2-72】
- ・大学院学生が自ら主催する大学院学生専門情報交換会を年 2 回実施し、全員が研究内容の発表を行うとともに異分野の研究情報交換や意見交換も実施している。【資料 2-2-73】
- 【資料 2-2-74】
- ・情報交換会終了後、FD 委員会として、全教員が院生について、および研究情報の意見交換を実施している。【資料 2-2-75】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部

- ・平成 27（2015）年度には、経済経営学部、人文学部、健康医療学部、そしてバイオ環境学部に食農学科を設置した。既存のバイオ環境学部バイオサイエンス学科およびバイオ環境デザイン学科の平成 27（2015）年度以降の入学生に対しても新たなカリキュラムとしたため、履行計画期間中はカリキュラムの変更を原則として行わない。しかしながら、新学部・学科の設置は、これまでの教育課程を改善・向上させる目的で行われたものであり、申請した履行計画が正に将来計画である。【資料 2-2-76】

経済経営学部

- ・「京都の企業での長期インターンシッププログラム（AIP）」、「女性企業家講座」「警察・

消防、および国家（一般）地方上級プログラム」などを通じ、地域社会・企業とも連携したカリキュラムを実施し女性の社会進出も支援していく。

- ・キャリアアップに関して在学中に AFP 受験資格を取得するための科目を開講し資格取得を奨励していく。【資料 2-2-77】
- ・警察・消防プログラム・国家（一般）地方上級プログラムでは、現在 1 年生 34 人、2 年生 51 人が参加しており、今後は、4 年次の公務員採用試験に向けて、「警察・消防特別研究」や「公務員特別研究」の科目で採用試験に直結する学修だけでなく、課外講座との連携によって授業内容や出席状況などの情報提供を受け、個人面談などの学生の受験学修支援を行うことを今後も継続していく。また学生のモチベーション向上のために、現役の警察官や消防官、公務員に学生が接する機会を設けるため関連団体との連携を図っていく。【資料 2-2-78】
- ・海外体験がない、あるいはほとんどない学生を対象に入学後の早い時期（1・2 年次の期間）に海外を体験させ、学生自身の視野を広め社会で活躍できる人材育成を目的として約 2 週間の東アジア・アセアン諸国の大学での短期語学研修を学部プログラムとして計画している。今年度も春休み期間(2017/2)にタイ・ランシット大学と連携し実施することを交渉し合意した。【資料 2-2-79】

人文学部

- ・人文学部は、歴史学と心理学を中心に据えて、人文学分野の専門知識や教養を身につけ、人間や社会を深く理解し、問題解決できる人材を育成することを目的としている。その目的を達成するために、参加体験型の学修を多くするように努めている。
- ・歴史文化学科では、京都を舞台にしたフィールドワークを行うことによって、歴史や文化が現代社会にどのように息づいているのかを解き明かしていくスタイルをとっていることが、効果的な学修となっている。
- ・心理学科は、単に知識の提供だけではなく、心理学実験や心理検査、行動観察、面接法などの実験や実習を多くすることによって、対人援助力やコミュニケーション能力の養成に効果を上げている。【資料 2-2-80】

バイオ環境学部

- ・バイオ環境学部の現体制において、4 年生の卒業研究に向けたカリキュラムのビルドアップは、修学にむけてよい効果を与えている。
- ・平成 27（2015）年度からの 3 学科体制において、高校（農業）教員免許課程をバイオ環境デザイン学科から食農学科に移行した。3 学科の専門性はある程度維持しつつ、学部共通科目を増やし、転学科を容易にするカリキュラムとすることを計画している。まだ、検討途中であり、食農学科の文部科学省の履行計画期間終了後を目指して実現化する。【資料 2-2-81】
- ・実践プロジェクトとしてさらに地域とのプロジェクトを進める。そのために、地域の産官学連携を進めている。現在、20 団体と学生のインターンシップや PBL 教育のための連携をしている。【資料 2-2-82】
- ・卒業研究だけでなく、各種の実習・実験、課題解決型の授業、学外者とも連携した授業である「実践プロジェクト」を通じて、「社会が必要とする 6 つの基礎力」（コミュニケーション力、協働力、適応力、行動力、課題発見力、論理的思考力）を高める。【資料

2-2-83】

健康医療学部

- ・3学科に共通する課題として、太秦キャンパスと亀岡キャンパスのダブルキャンパス化に伴うFD活動の運営方法の問題点が顕在化しているため、大学全体の対応のもと改善を目指す。
- ・言語聴覚学科では設置申請において、言語聴覚療法の各分野の評価と訓練・指導を自立的に行うことのできる言語聴覚士を育成することを目的にカリキュラムを編成した。そのため、対象者の多様性の理解を土台とした言語聴覚療法の臨床的理解を目指して、体系的な教育課程を構築し、現在基本的事項の定着と臨床を結び付ける教授法の充実を図ることを徹底する。

経済学研究科

- ・税理士コースに在籍する大学院生への指導について、主査となる指導教官(演習担当者)が1人のみであり、同時に複数名の大学院生への指導に当たらねばならない年が続いてきた。そのため、指導教官(演習担当者)にのみ頼ってきた修士論文指導の体制を複数名による指導体制に移行させ、2年生5月のテーマ報告会までに副査候補者2人を指名し、それ以降、修士論文完成に向け指導教官を補佐する役割を担ってもらっている。
- ・留学生あるいは社会人の在籍者が増えてきたことに伴い、2010年4月から長期履修制度を導入し、留学生の日本語能力の不足や社会人の経済的事情に一定程度対応できる体制を整えた。この制度を利用する大学院生は、学費の負担増が求められず、より長期間で確実に学修・研究を進めることが可能となる。
- ・2014年4月に「飛び級」での大学院進学者を受け入れた。元々学力の高い学生ではあったが、指導教官をはじめ多くの経済学研究科の教員が積極的に研究指導に関与し、十分に質の高い修士論文を完成させることができた。

経営学研究科

- ・修士論文中間報告会をより効果的にするために研究科FDで議論し、①発表院生の演習担当者(主指導員)から質疑応答の最後に必ずコメントを求めるようにする②教員の意見やコメントをその場だけでなく、文書でも提出できるようにする③参考文献のリストを必ず発表資料の最後に付ける、などの改善を行った。【資料 2-2-84】

法学研究科

- ・法学未修者については、読了すべき書籍の推奨など、入学前教育としての指導を開始しているが、今後も法学未修者に係わる議論を研究科FDにおいて深め、対策を実施する。
- ・履修指導は年度初めの春学期開始時だけでなく秋学期開始時にも実施する等により、論文作成に関して必要十分な科目が履修されるよう適切な指導を行っている。
- ・FDにおいて、継続的に、法学未修者の指導についての現状の問題を供給し、対応策を検討している。さらに、税理士コースの運営について他研究科と共同でFDを開催し、問題の共有や改善のための意見交換を行っている。【資料 2-2-85】

人間文化研究科

- ・社会情報コースと心理学コースで入学生が少ないことが、最大の問題といえる。今後は、大学院生と学部生の交流を多くして、大学院生から大学院での研究の魅力を学部生に伝える機会をもちたい。また、心理学コースでは、大学院生にS Aの立場で心理学の基礎

実験に参加させ、学部生との交流を増やしていきたい。

- ・臨床心理学コースについては、太秦キャンパスにある心理教育相談室（学外者のための相談機関）で実際のケースを担当し、実践的な実習を行っている。また、学外実習先として、病院や教育センター、児童福祉施設でも、実際のケースを担当するが、これに対してもスーパーヴィジョン等の事細かな指導を行い、効果を上げている。

バイオ環境研究科

- ・平成 27（2015）年度にバイオ環境学部で食農学科が設置され、大学院は 3 研究領域 6 研究系となった。従って、専門基礎科目は食農領域の科目を加え、6 科目となった。この設定で現在のところ支障は現在ない。【資料 2-2-86】
- ・教員を目指す学生への大学院への進学、社会人入学者を増やす。特別選抜入試制度で入学した学生への手厚いフォローで海外大学大学院も含む他大学大学院への入学者も増加させる。【資料 2-2-88】
- ・大学院制度の改革 優秀な学生には学部の 3 年生から研究室で研究を開始させて、その研究分野に興味を持たせ、4 年生から大学院も含めて 3 年間、大学院の学費も免除して学術研究させるという制度の導入可能性をも検討する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-1 教員と職員の協働並びに TA（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-1 教員と職員の協働並びに TA（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学部

【教職員による学修支援および授業支援】

- ・教育修学支援センター事務室では、学部ごとに、教務関係と学生関係の両方の事務を行う事務職員を置き、窓口に来る学生に対応し、ゼミ担当教員とも連絡を取りつつ、修学支援を行っている。
- ・同事務室は、ワンストップサービスと位置づけられ、学生の修学のみならず、生活上の悩みも含んだ相談窓口となっている。
- ・「京学なび」に、教員、職員、保健室などが有する学生情報を集約し、集団で、問題を抱える学生に対応する体制をとっている。【資料 2-3-1】

【オフィスアワー制度】

- ・学生への修学支援は、基本的にゼミの担当教員が講義時間やオフィスアワーにおいて対応する。それ以外にも、学部独自の修学支援の取組みが実現している。オフィスアワー制度は、全学的に実現されており、各教員は週 2 回、学生に対応することになっている。各教員のオフィスアワーの時間帯は、学生情報共有システム「京学なび」で確認することができる。【資料 2-3-2】

【SA等の活用】

- ・大学院および大学におけるアシスタント制度内規に基づき、大学院にティーチング・アシスタント（TA）、大学にスチューデント・アシスタント（SA）が置かれている。学術情報センターが募集するSAは、1・2年生の学生から選ばれ、「情報リテラシー」等の科目で授業を支援している。その登録者は全学で平成28（2016）年の1 Semesterでは45人、2 Semesterでは53人である。
- ・留学生に対するチューター制度として、国際交流委員会が在学学生をチューターとして選び、新入生への修学支援の役割を担わせている。平成28（2016）年度は、1 Semesterでは、正規留学生に対して5人のチューターが、交換留学生に対して6人のチューターが対応し、2 Semesterでは、正規留学生に対して1人のチューターが、交換留学生に対し8人のチューターが対応した。
- ・中途退学者には、経済的困窮の場合と、勉学意欲を失い退学に至る場合の2つが多い。前者には、奨学金などで対応する。後者の場合は、欠席が目立つなどの兆候が表れるので、早期に呼び出して学生の抱えている悩みを聞くなどの対応を取る。学生が心の問題を抱えている場合は、学生相談室と連携を取りながら対処する。
- ・停学者は、大学学生委員会が主として対応し、定期的に大学へ呼び出して、学生委員会の教員が指導をする。
- ・留年者は、4年次のゼミ担当教員が基本的に対応することになっている。春秋の Semester開始時における留年者との履修相談をはじめ、保護者に対しても、5月、10月に開催される教育・就職相談会で相談すべく、案内している。【資料 2-3-3】
- ・学生の意見、希望を反映させるものとして、各 Semesterの授業評価アンケート、毎年1回の学生と大学との要求対談などがある。

研究科

- ・大学院に関しては、いずれの研究科も演習担当者が学位論文の指導教員となり、責任を持って修学支援を行っている。また、指導教員のほかに副指導教員が付くようになっている。

経済経営学部

- ・経済学部・経営学部・法学部で実施されている学修支援・授業支援の取り組みを継承し、経済経営学部としてアドバイジング・デスクを設置し、昼休みに教員が駐在し出席不良学生の呼び出しや生活相談など、退学者対策に努めている。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】
【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】
- ・新入生の指導は事務職員を副担任として各ゼミに配置し、個々の学生の状況を把握するための学生との個別面談の実施、アンケート調査等を通じてきめ細かい指導を行っている。【資料 2-2-13】
- ・警察・消防プログラム、国家（一般）地方上級プログラムでは、月に一度昼休みにガイダンスをおこない、公務員試験に必要となってくる国語・算数・数学・英語・時事問題などについては課外講座の進捗と合わせながら毎回小テストを実施している。特に、2年生は、小テストでわからなかった部分は月に一度、昼休みと授業の空き時間を利用して解説および勉強会を行うなどの支援を実施している。【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】

- ・公務員を目指す学生の不安解消などのカウンセリングのため、プログラム参加者については、1年生の春学期、2年生の秋学期にプログラム担当者が空き時間を利用して全員と個別面談を実施している。【資料 2-3-12】
- ・教育修学支援センターの職員が常時全学生の出席状況を「京学なび」で把握し、早期に学生の兆候をつかみゼミ担当教員、アドバイジング・デスク担当教員との連携を図って指導を行っている。【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】【資料 2-3-15】

人文学部

- ・人文学部では、毎月1回の学部執行部会や教務委員会において、教員と学部担当職員が学修や授業支援についての問題の検討を行い、学生情報を共有し速やかな対応ができるように努めている。
- ・出席不良学生に対しては、学生委員会が中心となって、当該学生を呼び出し教員と一緒に食事をしながら面談を行う「ランチタイム面談」や、年に1回「ハロウィンナイト」という名称のパーティを開催して、一般学生と交流をもち出席を促すことを目指した試みも行っている。【資料 2-3-16】
- ・心理学実験を行う実験室がある棟（悠心館）には事務職員が常駐しており、実験や授業の準備を行っている。歴史文化学科のフィールドワーク等で利用する京町家にも事務職員が常駐しており、地域の人々との連携係を務めている。【資料 2-3-17】
- ・SAは、パソコンや心理学実験などの授業で活動しているが、近年は聴覚障害がある学生への支援としてノートテイクが活用されている。

バイオ環境学部

- ・教育修学支援センターに所属する5人の職員が、バイオ環境学部担当として建物内に配置されており、学生はそこでほとんどすべての事務手続きや教育支援を受けることができる。【資料 2-3-18】
- ・学修支援室が講義室と同じ建物内にあり、ここに配された元高校教員等（英語、国語、化学の3人）が、各学生の基礎学力を高めるため、マンツーマンで指導を行っている。【資料 2-2-41】
- ・各教員は10人以下の新入生の担任となって「スタートアップゼミ」を担当し、3年生の11月まで担任として学修の指導をしている。必要に応じて、各教員が担当する学生の保護者と面談し、学修や就職についての相談に応じている。教員はまた、オフィスアワーを設定し、その時間は必ず在室し、気軽に学生が相談できるようにしている。【資料 2-3-19】
- ・学生実験では最低20人に1人の割合で教員や実験助手、補助者がつき、安全で充実した実験が行えるように配慮している。この場合に、大学院生や4年生の学生がTAやSAとして実験補助をしている。【資料 2-3-20】
- ・パソコンは実習室やバイオ環境館図書館分室に50台配備され、学生は自由に使用できる。また、各研究室に端末が設置され、パソコンを通じて自由に情報を入手できる。パソコン実習室ではパソコン操作が得意な学生がSAとして不得意な学生にアドバイスをしている。【資料 2-3-21】
- ・障がいのある学生に対しては、対応の要領を全教員が理解し、全員が配慮できるように徹底している。

健康医療学部

【学修支援及び授業支援の充実について】

- ・看護学科では、現在は1・2年生のみが在学しているため、授業は教養科目、支持、専門基礎が中心である。8月に「看護体験実習」9月に「高齢者生活体験実習臨地実習」が行われているが、実習が開始されていない他領域の教員（文科省で科目適合が認められた教員）が、基礎領域の教員と協働で実習指導に当たっている。【資料 2-3-22】
- ・言語聴覚学科では、専門展開科目において、講義と演習形式による学修を行っている。複数の教員が担当するため、科目開講前に準備・打合せを進め、開講中も学習状況に合わせた見直しを行っている。
- ・健康スポーツ学科では、学修支援室（バイオ環境館）を今年度から利用できるようにし、基礎的な学修支援体制を整えるようにした。【資料 2-3-23】
- ・3学科とも、各教員が週2回のオフィスアワーを設定して、「京学なび」に掲載し学生に周知しているが、現在のところSA制度を採用している教科はない。
- ・看護学科では、学生の学修支援体制等を充実させるため、チューター制と担任制を併用した取り組みを行っている。学生4~5人にチューター教員1人を配置している。教員は随時学生と面談し学修や生活・就職等様々な相談活動を実施している。また教員1人では対応が困難と思われる事例に関しては、クラス担任・副担任と相談しながら指導を行っている。精神的な問題を抱えている学生に対しては、保健室と連携しアドバイスを受けながら指導を行っている。
- ・言語聴覚学科では、クラス担任・副担任の担当教員が常に出欠状況を把握し、欠席を繰り返す学生に対して指導を行っている。また、講義内の提出物、レポート、小テスト、授業態度を含め、学科会議の場で情報共有に努めている。
- ・健康スポーツ学科では、授業欠席が続く学生には、ゼミ担当教員が本人および保護者への連絡を行い、面談を行うなどの対応を行っている。
- ・看護学科では、各科目担当教員は、学生の授業評価に基づく要望や指摘について、「京学なび」からコメントを通知し学生に周知している。学期の途中でも学生の要望が直ちに修正可能である場合はその都度対応している。
- ・言語聴覚学科では、定員が30人と少人数で、教員室と講義室が同一フロアであるため、学生と接する機会が多く、その際に学生の意見を随時聞いて反映させている。また、一方的な授業にならないよう、そして学生の習得度が把握できるように、重要事項については学生との質問応答を行っている。学生と接する機会を多く持ち、講義内容の理解状況に関して意見をくみ上げるようにしている。
- ・健康スポーツ学科では、授業評価アンケートおよび成績表記調査を実施し、授業内容および成績表記に対する学生の意見をくみ上げる取り組みを行っている。

経済学研究科

- ・着実かつ質の高い修士論文の作成のために、テーマ報告会および中間報告会には、主査や副査候補者、あるいは経済学研究科の他の教員だけでなく、研究テーマに関係する他の研究科の教員にも出席とアドバイスを求めている。
- ・留学生に対しては、研究に関する支援だけでなく、宿舍紹介や生活相談等を国際交流セ

ンターのスタッフが指導教官と連携して対応することで、修学に専念できる環境を整えるための支援も行っている。

経営学研究科

- ・修士論文の中間報告や副指導員制により、演習担当教員だけでなく、講義科目担当教員とも緊密な関係を築いている。
- ・特に全教員が参加する修士論文中間発表会は、大学院生に対し、構想の練り直しや追加の資料調査の確認の場となっている。また、平成 22 (2010) 年より、修士論文作成上の形式要件をとりまとめた修士論文執筆要領を大学院要項に記載し明示している。【資料 2-3-24】

法学研究科

- ・法学研究科においては、副指導教員を 2 人配置しており (1 年生は 1 人の場合もある)、この 2 人が研究指導だけでなく修学指導や院生生活の指導にも当たり、集団的に指導している。【資料 2-3-25】
- ・修士論文の完成度を上げるため、関係教員、大学院生などが参加の上、中間報告会を実施している。【資料 2-3-26】

人間文化研究科

- ・人間文化研究科の研究指導は、研究指導教員 1 人と指導委員 2 人によって、個別的な指導を行っている。さらに、修士論文作成に関しては、年 4 回の中間報告会を開催し、3 人の指導教員から研究計画から論文作成まで事細かな指導を行っている。
- ・研究指導教員は、教育修学支援センター職員とも連絡を密にしながら、大学院生の修学指導や生活指導にあたっている。

バイオ環境研究科

- ・大学院学生に対しても、学部学生と同様に教育修学支援センター職員が学修支援を行っている。【資料 2-3-18】
- ・大学院学生は、学部の 3 年生専門実験において、自分が所属する研究室がこの実験を担当する時や、自分の研究に関連がある内容の実験が行われる時には、TA として実験補助をしている。【資料 2-3-20】

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学部

- ・学修支援としては、欠席したから学生を呼び出すのではなく、欠席をさせないこと、大学生活に希望を持たせることが必要である。そこで、なるべく多くの入学予定者が事前に大学の学修環境に触れる機会を持てるよう、下記のとおり合格者懇談会を複数回行うこととし、今後も継続する予定である。
- ・平成 26 (2014) 年度より、パイロットプロジェクトとして、教職員のいっそうの協働教育をめざして経済学部、経営学部、法学部の 1 年次のゼミにおいて専任職員を各ゼミに副担任として充て、多様な学生たちの支援にあたった。平成 27 (2015) 年度は、これを経済経営学部 1 年生に対して引き続き実施している。
- ・平成 28 (2016) 年度入学予定者に対する入学前教育の一環として、平成 27 (2015) 年 12 月と平成 28 (2016) 年 1 月、2 月の 3 回、全学部合同で合格者とその父母を招き、合格者懇談会を開催した。大学並びに各学部の教育方針を説明するとともに、各学部独

自の入学前教育を行い、入学予定者並びに同伴の父母から評価を得ている。この企画を更に発展させていく予定である。

研究科

- ・大学院では、学位論文の完成に最大の比重が置かれる。早い時点で論文の進展度をチェックすることで、不振の場合の指導のあり方を工夫する。そこで、科目担当教員も学位論文の完成に役立つテーマを講義し、論文指導体制は複数の指導教員で組織する。

経済経営学部

- ・現在 1、2 年生のみの在籍であるが、大教室での学修については検討課題もあり教育職員と事務職員の情報共有を進めていく。今後 TA・SA 制度の学修支援案を考える。
- ・警察・消防プログラム、国家（一般）地方上級プログラムでは、今後は、実際の公務員採用試験を意識させる取り組みとして、実際の試験問題の縮小版を授業で取組ませたり、外部の業者が実施する模擬試験への受験を促し、その結果等をもとに指導を行う予定である。学修支援として今後は現役合格をした先輩による座談会や公務員を目指す上級生による勉強会を実施し、学生同士での交流や主体的な勉強を促進できる取り組みを行っていく。

人文学部

- ・基礎学力を高める必要のある学生に対しては、バイオ環境学部に設けられ全学的に利用可能な学修支援室を利用するように推奨している。【資料 2-3-27】
- ・人文学部の学生委員会では、出席不良学生の早い時期での発見と、担当ゼミ教員への注意喚起を推進している。欠席がちな学生に対しては、欠席が長期化しないように働きかけている。
- ・中途退学者対策としては、教員と職員の情報共有や連携、保護者への働きかけ、学生相談室や保健室との連携に努め、個々の事例に対して、全学的なチームとしての対応を考えていきたい。

バイオ環境学部

- ・基礎学力を高める学修支援室は昨年より利用者数が増加している。また、学生自習室（ラーニングコモンズ）を設置している。学生はこの部屋をミーティングや自習に利用している。【資料 2-2-41】
これらの仕組みは今後も継続する。なお、学修支援室は他学部の利用も可能にしている。
- ・平成 27（2015）年度の新学科設置に伴って、実習・実験を含む課題解決型の授業、学外者とも連携した授業である実践プロジェクトプログラムを設置。「実践プロジェクト A」は従来の作物栽培実習科目、「実践プロジェクト B」は 2 年生配当で、PBL 型の実践授業を実施している。それ以降も実践プロジェクト科目として、産官学連携プロジェクトに参加させるというプログラムを設置している。また、バイオ環境学部独自のインターンシップはキャリアサポートセンター協力のもと、大学のインターンシッププログラムで実施しているマナー講座に参加できるようになっている。【資料 2-3-28】
- ・こうすることによって、さらに「人間力」を高めることができ、また学生自身の問題意識を高め、学びへの動機と意欲を高めることができる。

健康医療学部

3 学科全体において、学部教務委員会と教務事務が中心となって改善策を検討している。今

後も開設から2年間の様々な学習支援体制をアセスメントし問題を洗い出し、積極的に改善していく。

経済学研究科

- ・中間報告の回数とスケジュールの見直し、さらには修士論文作成の基本工程表の作成と進捗状況の確認について、経済学研究科としての機動的な対応を検討している。
- ・大学院生への指導上の課題や有効な取り組みに関する情報を共有するために、他の研究科と合同でのFD報告会の定期的な開催を準備している。

経営学研究科

- ・少人数制を生かした自律的学修促進のために、担当教員連携による研究プロジェクトや院生研究室を活用した学修会開催、あるいは学部学生への大学院生による指導機会を設けるなど、大学院生が切磋琢磨して研究する環境を整備する。

法学研究科

- ・キャンパス内では、指導教員のほか副指導教員2人の配置と事務職員との協働によって、手厚い対応が可能となっているが、社会人の大学院生も増加していることから、電子メールによる指導などを含め、大学院生に対する研究指導の実効性を高めていく。

人間文化研究科

- ・文化研究コースでは、指導教員・委員は2人まで認めている。これは、大学院生の研究分野の多角化に対応するとともに、複数の教員が指導することにより、より充実した指導が可能になり、効果をあげている。
- ・臨床心理学コースでは大学院生が臨床心理士の資格取得を目指すため、心理教育相談室での実習の準備などきめ細かな指導を行い、実力の底上げを図っている。

バイオ環境研究科

- ・大学院学生情報交換会は、大学院学生が自ら主体的に運営し、発表の機会を作っている。それ以外にも学会を含めて研究発表の機会を多く作り、積極的に発表させる。研究発表によって、研究の整理や問題点の把握もより明確になる。今後もこの制度は続ける。【資料2-3-30】【資料2-3-31】
- ・産官学連携研究プロジェクトなどに大学院学生を積極的に参加させ、大学院学生をリーダーとし、学部学生も参加させて、プロジェクトを推進する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

学部

- ・単位認定に関しては、すべての科目においてシラバスで認定条件が「試験（50%）、レポート（50%）」などと明記されており、成績発表時に自らの点数に疑義を持った学生は、成績表記調査を申し出ることができる。GPA（Grade Point Average）を導入して

おり、成績表には点数と GPA の両方が記述される。GPA は、奨学金給付の判定基準等にも活用されている。各自の GPA 値は、「京学なび」からも確認できる。【資料 2-4-1】

【資料 2-4-2】

- ・ バイオ環境学部では、3 年生終了時点で 100 単位以上を修得していない場合は、4 年生に進級できない制度を、平成 27 (2015) 年度以前から採用している。健康医療学部も、各学科で定められた条件を満たさない場合は、原則として 4 年生に進級できない。その他の学部学科では、こうした進級制度を設けていない。【資料 2-4-3】

研究科

- ・ 講義科目の単位認定は、シラバスに評価方法が明記されている（授業への平素の取り組み状況 (20%)、授業内報告 (30%)、期末レポート (50%) など）。
- ・ 要修了単位は、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科において演習 8 単位を含む 32 単位である。3 研究科合同で、税理士養成コースを作っているが、3 研究科にまたがる必要な科目群を、1 つの研究科の科目群のようにみなしている。税理士養成コースの大学院生は、3 研究科のうちのどれかに所属するものとし、要修了単位は、演習 8 単位を含む 32 単位である。

人間文化研究科においては、文化研究コース、社会情報コース、心理学コース、臨床心理学コースがあり、全コース必修となる「人間文化基礎特論」(2 単位) が置かれている。最初の 3 コースでは、演習 8 単位を含む計 32 単位が要修了単位である。臨床心理学コースでは、演習 8 単位、必修科目 18 単位を含んで、計 32 単位が要修了単位である。バイオ環境研究科 (博士課程前期) では、演習 8 単位、特別研究 8 単位、科学英語 4 単位、環境倫理学特論 2 単位を必修として、計 34 単位が要修了単位である。

上記の単位数を修得し、演習担当者の指導の下で修士論文を作成し、審査に合格すると、学位が授与される。

- ・ 修士論文の判定基準は各研究科で策定され、大学院要項にも記載されている。研究科ごとの判定項目は以下のとおりである。

経済学研究科	(1) 先行研究の整理と課題設定 (2) 論文の構成と論理展開 (3) 研究方法や分析手法
経営学研究科	(4) 図表処理や引用文献 (5) 設定された課題の解明 (および創造性)
法学研究科	(1) 引用文献 (2) 独創性および既存見解と独自見解との区分 (3) 事実および論理の正しさ (4) 事実関係の評価や結論に至る論拠 (5) 論理一貫性と明確な主張点 (6) 理論的又は政策的含意
人間文化研究科 文化研究コース 心理学コース	(1) 研究計画の独創性と、有意義な研究 (2) 研究目的に対する研究方法 (3) 結果の分析 (4) 研究目的に即した考察 (5) 引用文献の記載
社会情報コース	(1) 形式の妥当性 (2) 客観性 (3) 論理性 (4) 独自性
臨床心理学コース	(1) 先行研究の展望と当該研究の位置づけ

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・平成 22（2010）年度に、本学の教育改革プログラムが文部科学省「平成 22 年度 大学生の就業力育成支援事業」に採択されたのを機に、就業力育成推進室（現、教育開発センター）を設置し、教育課程内外で一貫した社会的・職業的自立に関する指導体制を整備してきた。【資料 2-5-1】
- ・教育開発センターと教育修学支援センター並びにキャリアサポートセンターとの緊密な連携が、この指導体制の中核である。【資料 2-5-2】
- ・教育目標である「人間力（＝6つの基礎力）の育成」（コミュニケーション力・協働力・適応力・行動力・課題発見力・論理的思考力）について、人間力測定（セルフチェック）を年 3 回実施して学生の成長の可視化を行っている。【資料 2-5-3】
- ・学期ごとの「目標」と「振り返り（評価）」を明確にするため、学生ポートフォリオを活用している。【資料 2-5-4】
- ・文部科学省「平成 24 年度 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」にも採択された全学共通の体系的、段階的なキャリア教育プログラムの実践を通して、教育課程内での社会的・職業的自立に関する指導を進めている。【資料 2-5-5】
- ・平成 26（2014）年度に文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】 インターンシップ等の取組拡大」事業に採択され、インターンシップの量的拡大や質の向上に向けての取組みを積極的に行った。平成 27（2015）年度末で事業を終了したが、引き続き滋京奈の大学・企業との連携を継続してインターンシップ等の取組みを深めている。
- ・平成 27（2015）年度からは、「文部科学省地（知）の拠点事業」の一環として、特に府下のインターンシップ先の開拓に力を入れている。
- ・平成 28（2016）年度からは、前項【テーマ B】事業が終了したが、引き続きインターンシップの量的拡大や質の向上に向けて、滋京奈人材育成事業についての取組みを開始している。
- ・教育課程の外では、キャリアサポートセンターの進路支援、能力開発支援、キャリア形成支援、就職支援の 4 つの支援体制が確立している。【資料 2-5-6】

【教育課程内での取組み】

(1) 全学共通キャリア教育プログラムの展開

①カリキュラムのマトリックス化

- ・兼任講師も含めた全教員に、担当する科目の履修を通して学生にどのような基礎力が身につくかをアンケートし、その結果をシラバス上に反映させた。

②キャリアポートフォリオの活用

- ・平成 23（2011）年度入学生より、「人間力測定（6つの基礎力に関するセルフチェック）」を年 3 回実施し、学生の成長の度合をプロット図で表し、「京学なび」上の学生ポートフォリオ（「マイステップ」）に記録した。このプロット図は、担当の教員並びに指導

上必要な部署の職員も随時閲覧することができる。

- ・平成 27 (2015) 年度から、「人間力測定」は新入生が年 3 回、それ以外の学生は年 2 回実施とした。従来より各 1 回ずつ減らして、手間と効果のバランスを図った。

(2)各種インターンシップの展開

①インターンシップの実施

- ・キャリアサポートセンター主催のインターンシッププログラムでは、事前研修、就業体験、そして実習後には、レポート提出と体験発表会等の事後研修を行っている。【資料 2-5-7】
- ・平成 27 (2015) 年度は 44 人が応募し、17 社へ 28 人が実習参加した。平成 28 (2016) 年度は、33 人が応募し、20 社へ 28 人が実習参加した。
- ・「大学コンソーシアム京都」が実施しているインターンシッププログラムについても積極的に参加を促し、平成 27 (2015) 年度は 13 人が参加した。平成 28 (2016) 年度は、10 人が参加した。
- ・上記の 2 つのインターンシッププログラムの受講修了者には単位認定を行っている。

②長期インターンシップ (アドバンスト・インターンシッププログラム : AIP)

- ・平成 25 (2013) 年度には、教育プログラムとして長期インターンシップ (AIP) を開設した。6 人の学生が参加し、4 月に事前学修 (2 科目 4 単位)、5、6、7 月に京都の企業 6 社で 3 ヶ月の就業実習 (インターンシップ実習 : 12 単位) を行い、8、9 月に成果発表も含めた事後学修 (2 単位) を実施した。長期にわたり企業内で就業実習を積むことにより、実践の経験や体験から得られた知見と大学での学術的な学びとを融合させるねらいがある。
- ・平成 27 (2015) 年度には、AIP の参加者は 4 人であった。平成 28 (2016) 年度は 8 人が参加した。

③海外インターンシップ (グローバル・インターンシッププログラム : GIP)

平成 25 (2013) 年度に、グローバル人材の育成を目的とする、海外インターンシップ (GIP) をテストプラントとして実施した。

平成 27 (2015) 年度は、中国進出の日本企業のなかで、京都に基盤を置く 2 社の企業に新規受け入れを了承してもらった。4 人の学生が参加した。平成 28 (2016) 年度は 3 人が参加した。

④海外インターンシップ (上海に 1 か月)

- ・ GIP とは別の海外インターンシップの枠組みとして、全学部を対象として、平成 26 (2014) 年度に、1 か月 (8 月) の海外インターンシップを実施した。中国の上海に拠点を置く海外企業、海外進出日系企業等で、3 人の学生が実習を行なった。7 月に事前研修 (語学学修を含む)、8 月にインターンシップを行った。
- ・平成 27 (2015) 年度には、3 人の学生が参加した。

⑤その他のインターンシップ

前述のインターンシップの他、バイオ環境学部が実施しているインターンシップがあり、平成 27 年度には 97 人、平成 28 年度には 86 人が参加した。

【教育課程外での取り組み】

(1) キャリアサポートセンター体制の充実

①就職支援の5本柱の継続実施

- ・3年次からを対象として実施している5本柱（基本ガイダンス・就職活動対策・筆記試験対策・面接実践対策・個人面談）においては、基本的ガイダンスの徹底により、早期から就職活動への意識の醸成を行い、積極的に取り組む姿勢や意欲の向上を図った。【資料 2-5-8】
- ・個別面談についても5人のキャリアアドバイザー（国家資格2級キャリア・コンサルティング技能士等）による専門的な視点からの指導の充実も図った。
- ・6月の学内合同企業説明会前や卒業目の2、3月には、4年次未内定者に対しキャリアカウンセラーからの誘導、求人企業とのマッチング等を行うことで内定獲得に結びつけた。
- ・平成 25（2013）年度からは、地元中小企業への誘導や、個別対応の充実等のため若年者ハローワークおよびジョブパークの学内出張相談を実施した。

②企業開拓・企業訪問の充実

- ・OB 在職企業だけではなく、中小企業を主に企業との関係強化を図るとともに、企業の事業内容を正確にとらえて学生に情報提供し、就職内定獲得に結びつけた。【資料 2-5-9】

③学生を活用した就職支援体制の確立

- ・4年次の就職内定者を「就活サポーター」として組織し、3年次への就職指導だけでなく、学生生活全般の相談を行った。
- ・「就活サポーター」を、「キャリア」について考える各種行事の企画・運営、更に学内広報活動等にも積極的に参画させた。

(2) 学内・大学間・外部関係機関と連携した事業の展開

①留学生の就職支援体制の整備

- ・国際交流センター並びに外部関係機関との連携により、留学生に対しての就職支援体制の整備と充実を図った。平成 25（2013）年度から、日本での就職を希望する留学生に対し、早期から意識付けをするために、心構えや風習や価値観の違い、必要な手続き等を盛り込み全学年対象とし春学期に就職ガイダンスを実施している。また、夏季には就職活動を迎える3年次に照準を合わせた内容の就職ガイダンスを実施している。【資料 2-5-10】

②障がいを持つ学生への就職支援体制の整備

- ・発達障がいを持つ学生に対しては、学生相談室、臨床心理士、外部関係機関等と、身体に障がいを持つ学生に対しては外部関係機関との連携・協力により、就職支援体制の整備を図った。

③公共職業紹介機関との関係強化

- ・公共職業紹介機関等の連携・協力により、就職未内定の4年生並びに未就職状況にある卒業生の支援の充実を図り、積極的に学内でのガイダンスや相談会を実施し、登録等を推進することで就職の機会拡大を図った。前述のとおり学内での出張相談を開催した。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

【教育課程内での取組み】

- ・初年次の全学的キャリア教育プログラムにおける「キャリアデザイン A・B」の毎週授業終了後に担当者が集まり、プログラム内容の点検と確認を行って、授業改善を図って

いる。次回授業および次年度に向けての改善点をアンケート調査等で収集し、次のステップに備えている。

- ・2年次の全学的キャリア教育プログラムが経済・経営学部において1年の前倒し実施をしている。内容の点検と確認を行って、次年度（2016年）全学実施に向けて内容の改善を図った。
- ・教育課程に組み込んだ長期インターンシッププログラム（AIP）および海外インターンシッププログラム（GIP）を、組織的、継続的かつ安定的に実施することで、プログラムとしての精度を高めていくとともに、教育効果の検証を行う。

【教育課程外での取組み】

- ・教職員の協力連携の下に学生支援を行うため、引き続き、キャリアサポートセンター職員の学部担当制により、ゼミ担当教員と学部担当職員とが情報を共有しながら学生のサポートを強化していく。
- ・近年、基礎学力の不足ゆえ筆記試験への対応が不十分な学生が多く、引き続き、その補強のため、就職採用試験に使用されているSPI模擬試験の受験と、課外講座において筆記試験対策講座を設けて、基礎学力の向上を図っている。
- ・本学学生がターゲットとすべき中堅・中小企業に目を向けさせていくために、中堅・中小企業への訪問を充実させ、開拓を推進していく。
- ・留学生や障がいを持つ学生の増加に伴い、学内の就職支援体制の連携を強化し、かつ外部関係機関との連携も充実させる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

学部

- ・平成25（2013）年10月、教育開発センターが組織され、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発を担っている。
- ・平成24（2012）年4月より、「京学なび」に学生ポートフォリオを記述する欄が設けられた。新入生への適用であるが、在学生に関しても、就職状況、資格取得、面談記録など、ゼミ教員、キャリアサポートセンターの担当者、学生に対応する事務職員などが書き込むようになった。平成25（2013）年度は、1・2年生が学生ポートフォリオの主たる対象者であり、記入する学生、コメントを行う教員ともに仕組みに慣れてきて、動き出した。
- ・平成24（2012）年4月より、シラバスに「この科目を履修すればどのような力がつかか」（カリキュラムマップ）が記載されている。「実際にどのような力が付いたか」という検証の仕組みを作るべく、平成26（2014）年度の授業評価アンケートから「この科

目の受講によりどのような力が付いたか」という質問項目を設定し、カリキュラムマップとの連動性を図っている。

研究科

- ・平成 25（2013）年 10 月、教育開発センターが組織され、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発を担っている。
- ・研究科において教育目標の達成状況の点検・評価は、主として、学位論文の進展度合いのチェック、並びに途中段階での評価と、最終提出物の評価によって実行されている。講義科目に関しては、受講人数が少なく、個々の学生の達成状況が把握されているため、従来は授業評価アンケートを実施してこなかったが、平成 26（2014）年度より授業評価アンケートを実施して、点検・評価の役割を担わせる。講義科目の学修が修士論文の完成度に反映されるという観点から、充実した当該講義の展開を通じて、点検・評価もなされているとみなすことができ、その質保証は複数の指導教員が常時注意を喚起することにより、担保されている。学位論文の審査時には、当該教育改善へのフィードバックが議論されることになる。ただし、社会科学系の税理士養成コースでは、学位論文の提出で完結するのではなく、当該論文が、国税局への申請に基づき試験免除の対象となる旨を認定されてはじめて、実質的な最終評価を得ることになる。過去に修士論文を国税局に提出した者はすべて国税局の当該審査を経て、科目免除を認定されている。

経済経営学部

- ・経済学部・経営学部・法学部の点検・評価方法を継承し、毎学期半ばに実施される公開授業の後に、学生の理解を深める授業がなされているか、またどのようにすれば学生の理解を深める授業ができるかについて教員が意見を交換する学部 FD 研修会を実施している。
- ・経済学科では、1 年生のスタートアップゼミの実施内容について担当教員に報告を求め、担当教員間で情報交換、情報共有を行っている。
- ・経済学科および経営学科ともに、2 年生の実践プロジェクトの内容について担当教員に報告を求め、担当教員間で情報交換、情報共有を行っている。【資料 2-6-1】
- ・「チャレンジショップ」について関係する教員に報告を求め、情報交換、情報共有を行っている。

人文学部

- ・教育目標の達成については、毎月の教授会後に学科会議を開いて、学生の修学状況についての検討を行っている。
- ・卒業研究は、心理学科では卒業要件としていないが、各々の演習で卒業研究を行うことを推奨しており、優秀な卒業論文は、卒業要件としている歴史文化学科のものとともに、学生論集に掲載される制度になっている。【資料 2-6-2】
- ・歴史文化学科では、高校一種（地理歴史・2015 年度 4 人取得）、中学一種（社会・2015 年度 4 人取得）や博物館学芸員（2015 年度 4 人取得）の資格が取得できる。心理学科では、認定心理士（2015 年度 5 人取得）や社会調査士（2015 年度 1 人取得）の資格が取得できる。
- ・就職率と進路決定率については、他学部に比べると進路決定率が低いという状況はあるものの、平成 28（2016）年度までは年々向上している。【資料 2-6-3】

バイオ環境学部

- ・本学部では3年生終了時点で100単位以上を修得していない場合は、4年生に進級できない。従って、4年生に担当される「専攻演習」や「卒業研究」を履修できない制度となっている。この制度によって、各学生の学部教育に対する達成度を点検することができる。【資料 2-6-4】
- ・「卒業研究」については、全員が口頭発表を行うことを義務づけており、毎年2月に4～5日間を費やして行っている。この発表によって、教育目的の達成状況を測ることができる。【資料 2-6-5】

健康医療学部

- ・全学的な取り組みである「マイステップ」を活用して、学期ごとに学修目標の設定と達成度状況を学生が入力し、担当教員が評価している。更に、看護学科では、チューターが学期毎に成績表を見ながら学生個々と面談し、学習方法等アドバイスを行っている。言語聴覚学科では、毎月開催される学科会議で学生の修学状況についての検討を行っている。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】

経済学研究科

- ・大学院1年生に対する教育の達成状況の点検・評価の機会としては、成績表配布時に指導教官によるチェックと指導の時間が設定されている。
- ・大学院2年生に対する教育の達成状況の点検・評価の機会としては、修士論文に関する報告会である5月に「テーマ報告会」と、10月の「中間報告会」がある。これらの報告会では、指導教官だけでなく、経済学研究科委員会として大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、今後の修士論文作成に関するアドバイスを行っている。【資料 2-6-10】
- ・回生に関係なく、履修科目の担当者は、日頃の講義を通じて大学院生の就学姿勢や理解水準に関して何らかの問題を認識した際には、演習担当者である指導教官に直接に確認を取り、必要に応じて研究科の複数の教員で対応を検討している。

経営学研究科

- ・研究科FDとして、修士論文中間報告会をより効果的にするための意見交換を行い、発表物の様式のルール化や教員からのコメントを別途ペーパーでももらうなどの改善を行った。【資料 2-6-11】

法学研究科

- ・教育目標が達成されたかどうかは、修士論文の完成度によって一定程度評価できるが、修士論文の審査基準は大学院要項によって明確にされている。【資料 2-6-12】
- ・研究科FDとして、継続的に法学未修者に係わる課題と対策などについて意見交換を行い、指導方法やサポート方法などの点検を行っている。【資料 2-6-13】

人間文化研究科

- ・教育目的の達成状況は、修士論文の評価、資格の取得、進学・就職状況などによって測ることができる。
- ・本研究科委員会は修士課程の文化・社会情報・心理・臨床心理の4つのコース毎に修士論文の評価基準項目を定め修士論文評価票として提示している。論文の形式面の評価と、内容面の客観性、論理性、独創性の評価などであるが、コースの学問的特徴によって一部異同がある。【資料 2-6-14】

- ・臨床心理学コースを修了した大学院生は、少数の例外はあるものの、ほぼ全員が修了後に試験を受けて臨床心理士の資格を取得している。
- ・それ以外の3コースを修了した者も、学部卒業生より就職の意識が高く一般企業に就職する場合が多い。

バイオ環境研究科

- ・平成27（2015）年度末に1人の博士学位の授与があった。
- ・年に2回行われる大学院学生情報交換会での全大学院学生の進捗報告では、指導教員以外の教員の質疑応答を通して異なる見解や問題点の指摘が出され、より研究を深める、有意義な機会となっているとともに、教育目的の達成状況を測る機会となっている。【資料2-6-15】【資料2-6-16】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学部

- ・平成25（2013）年10月、教育開発センターが組織され、教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックについても、検討することとなった。具体的な方法は、教育開発センター長が学部長会議に出席して提案される。個別の科目に関しては、平成24（2012）年度よりシラバスに「この科目を履修すればどのような力がつくか」（カリキュラムマップ）を明示することがスタートした。「京学なび」の学生ポートフォリオでは、学生が自分自身の学修履歴を書き込む欄が作られ、教員がそれに対するコメントを書くことになった。

研究科

- ・学位論文作成を最重要な評価の対象と捉え、今後とも作成途中にさまざまなマイルストーンを設けて、その達成具合を確認し、その都度フィードバックを掛けていく。

経済経営学部

- ・経済学部、経営学部、法学部の評価結果のフィードバック方法を継承している。
- ・毎学期後半に実施される学生の授業評価アンケートは、FD推進委員のもとで集約され、本人にその結果が連絡され授業改善に役立たせている。

人文学部

- ・学生による授業評価アンケートの結果については、各教員がその結果から授業の改善点を検討し、その内容を「京学なび」にアップし、学生にフィードバックするシステムになっている。また、その結果は学部FD推進委員会に集約され、その授業の担当教員を含めて検討会が開催されている。
- ・全教員が、年に2回授業公開を行い、参観教員のコメントが教授会で開陳され、授業改善のための検討材料にしている。

バイオ環境学部

- ・学部FDミーティングにおいて、各教員の担当学生に対する1年生の導入期での取組みや就職活動に対する取組みなど、相互の経験や取組みを共有している。
- ・優秀な学生（成績上位5人／学年、学科）は学年末に表彰して、その努力を讃えている。

【資料2-6-17】

健康医療学部

- ・看護学科ならびに健康スポーツ学科では、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修

指導の改善にフィードバックしていくことが確認されている。言語聴覚学科では、毎学期実施される公開授業で、参観した教員からの改善意見がフィードバックされている。授業評価アンケートの結果は各教員にフィードバックされ、その一部については、教員が改善点について公表することになっている。【資料 2-6-18】

経済学研究科

・修士論文に関する報告会として、大学院在学 2 年目の 5 月に「テーマ報告会」を、10 月には「中間報告会」を開催し、経済学研究科として大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、研究論文としての質が多数の教員からチェックされることになる。結果として、これら報告会は指導教官によるそれまでの指導状況を研究科としてチェックする機会となっている。【資料 2-6-19】

・報告会での評価が低い場合、指導教官には改めて指導の改善と徹底が求められると同時に、研究会委員会から副査候補者に対して指導への協力が求められる。さらには、該当する大学院生に対しては再度の報告が求めることもある。

・学部同様、大学院においても授業評価アンケートや授業公開の実施が義務付けられており、それらの機会を通じて何らかの問題が把握された場合には経済学研究科として関係者への事情確認や、必要と判断された場合には改善に向けた取組みを促す措置を講じている。

経営学研究科

・平成 24 (2012) 年度から導入した副指導教員制が定着してきており、就職指導も含め、指導体制について教員全員で話し合っ方向性を探ることにより、よりきめ細かい指導を通じた協働体制が構築されつつある。

法学研究科

・修士 2 年次の論文中間報告会は、指導教員・副指導教員以外の教員も参加し、さまざまな角度からコメントを行うため、大学院生の論文の進捗度をチェックするだけでなく、教員の指導が適切になされているかのチェック機能も果たしている。【資料 2-6-20】

人間文化研究科

・修士課程の指導は研究指導教員 1 人と指導委員 2 人の 3 人体制ではあるが、コース全体の教員も関わっている。問題があれば学科会議で検討される。もし全体に関わる点であれば毎月研究科委員会が開かれているので、その委員会で協議している。

バイオ環境研究科

・指導教員が責任を持って研究指導し、副指導教員が異領域、異系教員として適切な示唆や問題点の提起を行うというスタイルで問題ないと判断している。異領域、異系教員は大学院情報交換会に参加し、意見を述べることとなる。情報交換会終了後の大学院 FD 委員会で、院生の進捗情報等の情報交換を実施した。【資料 2-6-21】

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学部

・平成 25 (2013) 年 10 月、教育開発センターを組織した。教育目的の達成のために必要な改善事項は当部署が検討する。【資料 2-2-7】

・平成 27 (2015) 年度に設置された学部学科は履行計画期間が続くため、カリキュラムの変更は基本的に行われない。

・平成 27 (2015) 年度より学生募集を停止した学部学科については、在籍する学生が卒

業するまでは当初のカリキュラムを変更せずに運営してゆく。

研究科

- ・平成 25 (2013) 年 10 月、教育開発センターを組織した。教育目的の達成のために必要な改善事項は当部署が検討する。

経済経営学部

- ・経済学部、経営学部、法学部の対策を継承していく。
- ・公開授業の後に実施される全教員のミーティングで情報を共有し、指摘のあった事項の改善こそが重要であるので評価結果を反映させていきたい。

人文学部

- ・公開授業は年に 2 回実施しているが、その結果を踏まえての FD 推進委員会や教授会での意見交換会をより活性化させ、更なる充実を図っていきたい。
- ・「京学なび」システムを通じて、ゼミ担当教員は学生の学修状況の把握が可能になっているので、出席不良の状態をいち早く把握して、学生委員会や担当職員と連携して対応し、当該学生の学修状況の改善を進めていきたい。

バイオ環境学部

- ・3 年生 (6 セメスター) までに 100 単位以上修得していない場合に、4 年生に進級できない本学部の制度は、教育目的や修学状況を点検する制度として有用であり、この制度は持続する。各学生に対する情報の共有化をさらに進めるべく、各教員の担当 1 年生学生の情報や卒論ゼミ学生の就職活動に対する取組みなど、学部 FD ミーティングは定期的に開催しており、引き続き実施する。【資料 2-6-22】

健康医療学部

- ・学年進行に伴い科目担当教員が増えることから、各教員が授業評価内容を踏まえて、教授方法の改善に取り組めるよう組織的に対応するようにする。公開授業については、その結果を確実にフィードバックする。また、点検・評価の結果を、教育内容・方法および学修指導の改善にフィードバックしていく体制の確立を学部教員全員の協議により早急に行う。

経済学研究科

- ・個々の大学院生への指導体制は、まず演習担当者である指導教官が主体的に行うことを基本としており、日頃から研究の進捗状況や就職活動状況等を把握し必要なアドバイスを行うことが基本業務の一環であるとの認識を共有している。その上で、副査候補者や研究科の他の教員にも報告会や講義の機会を通じて個々の大学院生の状況を確認してもらい、必要に応じて指導教官との連携を図り補完的措置を講じてきている。今後は、大学院生のニーズや不満を多面的に把握するために、授業評価アンケート以外の調査として、大学が実施している「学生満足度調査」等を活用することも検討したい。
- ・経済学研究科 FD を定期開催し、在籍する大学院生の就学状況だけでなく、他大学の大学院の取り組み状況等に関する情報の共有にも積極的に取り組みたい。

経営学研究科

- ・大学院生一人ひとりの学修状況の点検のために、担当教員全員で大学院生の出席状況や単位取得状況を共有し、改善を図るために FD 活動だけでなく、毎月開催される研究科委員会においても情報共有や意見交換をできるだけ日常的に行い、課題の共有および改

善に取り組んでいく。

法学研究科

- ・研究科 FD や中間報告会を通じ、大学院生の履修状況や修士論文作成状況を共有するとともに、研究科 FD において、フィードバックの方法をより総合的・制度的なものにするべく検討・実施を行っていく。

人間文化研究科

- ・本研究科では、学部と同様に授業アンケートの実施や、授業公開が必須になっているので、その結果を踏まえての研究科 FD 委員会や研究科委員会の意見交換会を利用して、授業改善を図っていききたい。さらに、大学院生のニーズを汲み取るなどの工夫をして改善を図っていききたい。

バイオ環境研究科

- ・大学院生は異領域・異系からなる複数指導教員体制で指導しているが、研究科 FD の中で指導について公開して、相互の指導の改善に努める。【資料 2-6-22】

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【生活支援全般】

- ・学生生活に関する協議機関として、教育修学支援センター長（学生担当）が主宰する大学学生委員会が設置されている。同委員会は、各学部の学生主事および大学学生委員（4 学部で計 8 人の教員）、教育修学支援センター室長（学生主担当）並びに職員 1 人で構成され、毎月会議を開催し、厚生補導、奨学金等の経済的支援、課外活動への支援などについて検討を行っている。
- ・各学部では、学生主事および大学学生委員のほかに数人の学部学生委員で構成された学部学生委員会が設置され、学部での学生サービスおよび厚生補導等の協議・執行機関として機能している。
- ・事務組織として教育修学支援センター事務室があり、学生生活（奨学金、課外活動、日常生活等）および修学に関する支援並びにそれらの管理など、学生生活全般にわたる手続き、管理および個別相談を行っている。留学生支援に関しては国際交流センター事務室が担当している。
- ・心身の健康に関する支援組織として、保健室と学生相談室を設置し、非常勤の校医（内科、整形外科、精神・神経科各 1 人）と連携して、心身両面での相談とケアにあたる体制を整えている。【資料 2-7-1】

【奨学金などの経済的支援】

- ・奨学金は、日本学生支援機構（平成 26（2014）年度実績奨学生 1,095 人、以下同様）

等による育英事業のほか、本学独自のものとして学業やクラブ活動の成績優秀者への給付奨学金、経済的困窮に対する貸与奨学金、外国人留学生に対する授業料減免の制度がある。【表 2-13】

- 成績優秀者への給付奨学金としては、京都学園大学特別奨学金（158人）、強化指定クラブ特別奨学金（78人）、スポーツ・文化特別奨学金（8人）、京都学園大学給付奨学金（43人）、キャリアサポートセンターからの資格取得に対する学修奨励奨学金などが成績の審査等により給付されている。【表 2-13】
- 経済的困窮に対する貸与型奨学金として京都学園大学創立 30 周年記念貸与奨学金があり、短期的な生活資金援助として父母の学生会生活資金貸付制度がある。
- 家計支弁者が災害に遭った際には授業料の被災者減免措置が実施されており、経済的な事情で学費の納入が困難な場合には納入の期限延長や分納の取扱いをしている。
- 短期的な貸付を除く学部学生の奨学生は 298 人（在籍学生の 11.7%）である。外国人留学生の授業料減免は 224 人（在籍留学生の 94.9%）である。大学院には京都学園大学大学院給付奨学金（10人、在籍大学院生の 16.7%）がある。【表 2-13】

【課外活動支援】

- 学生自治組織（学友会）は、学部代表委員会、体育連合協議会、文化連合協議会および学園祭（龍尾祭）実行委員会の連合会であり、課外活動を通じて学生生活の向上や学生同士の交流・親睦の活動を行っている。
- 体育連合協議会には 28 の体育系クラブ・同好会が、文化連合協議会には 14 の文化系クラブ・同好会が所属している。これらの中で、体育系の硬式野球部、サッカー部、女子バスケットボール部およびパワーリフティング部の 4 クラブは強化指定クラブに指定されて活発な活動を展開し、対外的にも優れた実績をあげている。
- クラブ・同好会では専任の教職員が顧問や監督として活動の指導および支援を行っているほか、非常勤の指導者を採用しているクラブもある。
- これらの課外活動のクラブ活動助成金、バス助成等に平成 26（2014）年度は約 1,542 万円を支出した。【表 2-14】

【心身の健康管理、心的支援】

- 心身の健康管理は、保健室と学生相談室が相互に連携しながら担当している。
- 保健室には 3 人の専任看護師が交代で常駐（週 5.5 日、年間 302 日）し、①事故や急病への対応、②持病のある学生の把握、緊急時対応の情報発信、③学生、教職員の健康管理センター機能、④何らかの不安を抱える学生が相談に訪れる場としての機能を果たしている。学生相談室には 4 人の専任臨床心理士を交代で常駐（週 5 日年間 240 日）し、学生の心的相談件数は平成 25（2013）年 872 件、平成 26 年（2014）年は 1,159 件の増加。平成 27 年（2015）はダブルキャンパス（亀岡・太秦）体制により保健室相談件数が亀岡 2019 件、太秦 944 件。学生相談室件数が亀岡 884 件、太秦 423 件であった。

【表 2-12】

- 身体面の健康管理は、春に全学生および教職員を対象にした健康診断のほかに、新入生にはアンケート調査を行っている。何らかの問題が疑われる学生・教職員に対しては、後日、聞き取り調査を行ったうえで、状況に応じて保健指導や専門医の紹介など、必要性に応じて対応している。

- ・健康診断の受診率は全学で約 90%となっている。また、アンケート項目には心理面の問題に関する質問も含まれており、保健室の看護師による面談の結果によっては、学生相談室の専門カウンセラーや、外部の専門医を紹介し、受診を薦めている。
- ・学生相談の内容はさまざまであり、個別面談を中心とした心理的・教育的な援助だけでなく、日々学生の感じる不安や悩みを聞いてもらえる気軽な相談相手にもなっており、不安解消やストレス軽減の一助にも活用されている。
- ・学生相談室における相談内容は、基本的に守秘義務を伴っているが、特に深刻なケースにおいては集団守秘義務を負うとの前提で、カウンセラーと教育修学支援センター長(学生担当) および同室長との間で情報を共有する体制を敷きながら対応している。
- ・保健室と学生相談室の双方にまたがる支援としては心や発達の障がいを持つ学生に対する支援がある。要支援学生の把握は入学時の保健室アンケート調査と本人又は家族からの申告が中心となっているが、学生相談室における面談や教職員からの指摘で発見される場合もある為、常に関係教職員との情報共有も密に行っている。
- ・身体の障がいは保健室で、心や発達の障がいは学生相談室でその内容を正確に把握した上で、教学上、特に配慮が必要な場合には、学生本人の同意を得た上で各学部の学生主事やゼミ担当者に連絡し、適切な対応が取れるよう「修学困難学生への支援体制の強化」を平成 24 (2012) 年 7 月に全学的に決定した。
- ・障がい学生支援に関する連絡委員会を平成 28 年 4 月 1 日以降に設置し、関係部署責任者会議を実施し、支援の要請にもとづいて調整を行っている。関係する部署への協力支援体制として学生担当、教務担当、入学センター、キャリアサポート、国際交流センター、学部学生主事、施設等の各部連携のもと「障がい学生支援に関する指針」を策定し、実施している。加えて、細部の調整連絡として定期的にコアメンバー会議(教務および学生担当部長、教務および学生担当室長 [事務職])、保健室看護師)も実施し、支援の徹底に努めている。

【生活相談】

- ・学生の生活相談には、学生にもっとも身近なゼミ担当教員や学部での学生サービス、厚生補導の責任者である学生主事が応じている。全学生をいずれかのゼミあるいは研究室に所属させ、その指導教員が担当する各学生の修学状況および生活状況を常に把握し、学生一人ひとりの実情に合わせて、修学面、生活面、そして進路指導と多面的な指導を行える体制になっている。
- ・ハラスメント防止規程を定め、学内にハラスメント防止委員会を設置し、相談窓口として相談員を配置し、問題の起きた場合に適切に対応できる体制をとっている。【資料 2-7-2】
- ・平成 27 (2015) 年 12 月に学生の懲戒に関する規則が施行され、学生による不祥事が発生した場合に懲戒処分を科す手続きを整備している。【資料 2-7-3】

【その他の学生サービス】

- ・授業時間に合わせて JR 亀岡駅、JR 桂川駅および阪急桂駅から通学バスを運行し、その料金は通常運賃の半額以下に設定されている。キャンパス間移動については、シャトルバスを運行し、運賃は通常の約 4 分の 1 に設定されている。また、京都亀岡キャンパスの学生食堂は 900 席を擁し、混雑する昼休み時間帯には弁当の販売も行っている。京都太秦キャンパスのレストランは 345 席を擁し、昼休みは一般市民の利用を制限し、学生

の利用を優先させ、弁当の販売も行っている。その他、書籍、文具等を販売する売店を両キャンパスに設置している。定期的に車移動式の軽食販売店も昼休みおよび休憩時間に設置し、学生サービスに努めている。

【学生の意見・要望の把握と要求懇談会】

- ・学生自治組織である学友会の中央委員会は、学部代表委員会、体育連合協議会、文化連合協議会および学園祭（龍尾祭）実行委員会の代表者を構成員とし、毎年、下部組織の意見・要望を取りまとめて、大学側と折衝して問題点の改善を図っている。
- ・要望件数は平成 24（2012）年が 13 件、平成 25（2013）年が 12 件、平成 26（2014）年が 9 件で、平成 26（2014）年度の要望の内訳は施設関係が 5 件、講義関係が 1 件、その他 3 件であった。
- ・受け入れられない要望については、大学側が懇談会でその理由を説明し、学生側との相互理解を図っている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【学生の意見・要望の把握】

- ・学部学生委員会は必要に応じて適宜開催され、学生生活に関するあらゆる問題を取り上げ協議することに加えて、学生の意見や要望を把握・対応し、必要に応じて大学学生委員会に上程する。
- ・教育修学支援センター事務室では、直接学生の意見・要望を聞き取っており、学生生活支援（奨学金、課外活動、日常生活等）のほか、修学に関する支援、学生生活全般にわたる手続き、管理および個別相談などを業務としている。
- ・職員が把握した学生の意見・要望は教育修学支援センター室長が掌握し、教育修学支援センター長（学生担当）に報告される。
- ・保健室および学生相談室が把握した学生の意見・要望は、教育修学支援センター長（学生担当）および室長に業務報告として伝達される。

【学生の意見・要望の把握と要求懇談会】

- ・学生自治組織である学友会の中央委員会は、学部代表委員会、体育連合協議会、文化連合協議会および学園祭（龍尾祭）実行委員会の代表者を構成員とし、毎年、下部組織の意見・要望を取りまとめて、大学側と折衝して問題点の改善を図っている。
- ・要望件数は平成 24（2012）年が 13 件、平成 25（2013）年が 12 件、平成 26（2014）年が 9 件で、平成 26（2014）年度の要望の内訳は施設関係が 5 件、講義関係が 1 件、その他 3 件であった。平成 27 年(2015)年度は総計 43 件(施設 11 件、講義 4 件、他 28 件)の要望を受けた。平成 27 年度はダブルキャンパス体制の移行期でもあったので要望も増えた。
- ・受け入れられない要望については、大学側が懇談会でその理由を丁寧に説明し、学生側との相互理解を図っている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・修学困難学生への支援体制の強化が平成 24（2012）年にスタートしたが、更に適切な対応をするためには、学生本人の健康状態および要望並びに各学部の実情に即した柔軟な対応が学内各部署連携で密に行っていく必要がある。
- ・障害者差別解消法が平成 28（2016）年 4 月から施行され、本学は「障がい学生支援に

関する指針」および関連部署の実施要領を同 28（2016）年 3 月に策定し、支援体制を整備する為の準備委員会を発足。同 28 年 4 月には同法に定める「合理的配慮」に基づき、障がい学生の社会的障壁の除去に向けて必要な調整・修正を行い、修学困難学生への支援を学生の細かな要望に基づいて行っていく。

- ・緊急対応を要する学生の一覧表は各学部向けに保健室が作成および厳重保管し、必要に応じて学生主事に随時閲覧できる様に配慮されているが、各部署での情報共有の程度はまちまちである。当該学生のゼミ担当は情報を共有することが必要不可欠であり、実習・講義担当者も可能な限り情報を共有することが望ましい。情報共有については、障がい学生に対する支援体制の下で教育修学支援センターが学生本人、関連部署および関連教員と連携しながら、適切な共有のあり方を今後も効率的に検討していく。
- ・障害者差別解消法が平成 28（2016）年 4 月から施行されているが、本学は「障がい学生支援に関する指針」および関連部署の実施要領を同 28（2016）年 3 月に策定し、支援体制を整備した。同法に定める「合理的配慮」に基づき、障がい学生の社会的障壁の除去に向けて必要な調整・修正を行うことで、修学困難学生への支援をさらに強化していく。
- ・困難性や緊急性について外見からは判断が難しい場合や本人の自覚症状すらない場合については、教職員による発見と支援が重要である。そのようなセンサー機能とノウハウに関する更なる学内研修会を充実させ、一人でも多くの教職員が参加することが重要であるので、FD 研修会の一環として現状報告と意見交換を適宜行う。
- ・学期毎に障がいを持った個別学生の具体的要望に即し、学生担当と教務担当が密に連携し、学内各関連部局職員や学部・学科教員への詳細な方向性を示し、的確な学生の修学環境整備を行う。
- ・出席不良者および成績不振者への対応として、毎年春と秋に開催されている教育・就職相談会（父母の会主催）で成績不振者等の保護者が参加するように促し、学修状況の改善に向けて指導教員と保護者との間で問題点が適切かつ的確に相互共有されるようにする。
- ・本学は京都亀岡キャンパスで自家用車やバイクでの通学を登録申請に基づいて公認していることから、交通ルールの遵守やマナーの向上が常に求められている。これらに基づいて学生への安全運転と交通マナー遵守の学内での啓蒙啓発活動をより活性化させる。
- ・学生ボランティア（防犯パトロール隊）による近隣のパトロールなどが行われているが、これらの活動を活発にする必要がある。
- ・亀岡キャンパス管轄・亀岡警察署の交通課、生活安全課および地域交通安全活動推進委員と本学の防犯パトロール隊が協力し、春・秋の交通安全週間にキャンパス内で行う啓発活動を恒例のものとしていく。また、学生担当は亀岡市交通安全協議会委員として役割も果たし学内外で防犯連携を行う。
- ・京都太秦キャンパスでは、右京警察署と連携し、防犯教室や交通指導等を春と秋に実施している。
- ・本学は平成 27（2015）年度よりダブルキャンパス体制となったが、正課活動および課外活動で多くの学生がキャンパス間移動を行っており、交通費の負担等が問題となって

いる。また、京都太秦キャンパスでの学生の休憩場所の適切な確保やクラブ活動の実施等が課題となっている。このような状況を改善するため、学生生活および課外活動に対する不可欠な支援を検討していく。その一環として、平成 27 (2015) 年 9 月にシャトルバスのダイヤ改正を行い、また、同年 11 月に京都太秦キャンパス内にクラブ活動専用の倉庫を確保し、いくつかの文化系クラブが同キャンパスでクラブ活動を行っている。

- ・大学側と学生との意見交換の場として、毎年 1 月に学友会との懇談会を実施してきたが、ダブルキャンパス体制により学生生活環境が変化している中で、学生に必要な情報を公開し、学生の多様化する要望を吸い上げ、学友会と連絡を密にとるなど効果的な手段を検討していく。その一環として、平成 28 (2016) 年度以降、懇談会を複数回実施し、要望のフォローアップ状況等を検証する。
- ・「学生満足度 100%を目指す大学」を標榜する本学では、毎年、学生に対し満足度調査を実施している。今後、調査から浮かび上がった課題について検討し、具体的な改善につなげていく予定である。また、クラブ活動については、クラブ顧問会議および強化指定クラブ連絡会を平成 26 (2014) 年度から定期的開催している。これらの学生アンケートやクラブ顧問会議および強化指定クラブ顧問意見交換会現況と課題の把握に努めている。これらのことを通じて、現場に携わる指導員や学生の声をクラブ支援策に適宜反映させ学生満足度の促進をより一層高めていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

学部

- ・平成 27 (2015) 年 4 月、経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科を設置した。教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置は設置計画に記されたとおりであり、計画に従って教員が配置されている。【資料 2-2-76】
- ・平成 27 (2015) 年より、経済学部、経営学部、法学部、および人間文化学部は学生募集を停止した。これらの学部では、新たに設置された学部の教員が教育を行っている。

研究科

- ・本学の大学院は学部を基礎として設置されているため、学部所属教員が研究科の教育を行っている。しかし、教員の採用に関しては研究科の科目も考慮に入れられている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

- ・平成 27（2015）年 4 月、経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科を設置した。教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置は設置計画に記載された通りであり、計画に従って教員が配置されている。【資料 2-4-8】
- ・専任教員が所属する部署は、学部の他に教育開発センターと国際交流センターがある。これらに所属する教員の採用手続きは、大学教員採用および昇任審査規程を援用して行ったが、今後規定を修正する予定である。
- ・昇任に関しては、推薦者が学部長に申し出た後、学部長が設置する教員資格審査委員会にて審査される。その審査結果は、当該学部の業績審査教授会においてさらに審査される。【資料 2-8-1】
- ・FD に関しては、FSD 推進委員会が FSD 研修会の年間計画を立てて実施している。公開授業・授業評価アンケートをそれぞれ年 2 回、各セメスターで行い、結果を FSD 推進委員会で検討し、更に各学部を持ち帰って議論し、授業改善を目指している。
- ・教員の研修に関しては、大学コンソーシアム京都という京都の大学の連合組織があり、年 2 回、新人教員の研修会を開設している。関西地区 FD 連絡協議会という組織も毎年初任教員向けプログラムを開設しているので、新規採用になった教員には、それらの研修を義務付けている。
- ・教員評価は、従来、新規採用時、昇任時並びに大学院の担当（科目担当、演習担当）になるときに、審査委員会を立ち上げて、行ってきた。そうした特別な契機によらぬ通常の教員評価に関しては、毎年、「教員総覧」が発行され、教育活動、研究活動（過去 5 年間の公表された研究業績）、社会活動という分類に基づいて申告された項目内容が、大学のホームページで公開されている。より積極的な教員評価としては、セメスターごとに、学生による授業評価アンケートが実施され、その結果に基づき、FSD 推進委員会が、年間を通して各学部に 1 人の「ベストティーチャー」を選定して、学長が顕彰し、ホームページに公開している。
- ・職員（教育職員、事務職員ともに）の人事考課制度が平成 25（2013）年度からスタートした。ただし、昇任には人事考課制度は関与しない。【資料 2-8-2】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

- ・全学的規模で行われる教養教育は、大学教務委員会の所管である。科目設定、担当者、担当時間数などを、年次計画を立てて設定している。情報、語学、体育などの担当者は、各学部に分散所属しているが、情報プログラム検討委員会、英語担当者会議、生涯スポーツプログラムといった担当者会議が設置され、大学教務委員会に年次計画を提出し、大学教務委員会が審議、決定している。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 27（2015）年 4 月、経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科を設置した。この設置計画は、これまでの教員配置・職能開発等を改善・向上させる方策の一つである。従って、設置計画を真摯に履行していくことが将来計画の実行となる。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【校地】

- ・京都太秦キャンパスは、「人と人、人と緑のコミュニティ・キャンパス」という新しいコンセプトの開放感あふれる先進的な都市型キャンパスである。便利な京都市内の中心地にありながら、自然と緑が豊富な広々とした空間の中に、快適な学びの場を創出している。京都亀岡キャンパスは、京都府の中央、京都市の西隣りの亀岡市に位置している。同キャンパスは、山の裾野を利用した、緑豊かで自然に恵まれた広大な校地となっている。両キャンパスを併せた校地の面積は、大学設置基準上必要な面積 36,000 m²を大幅に上回る 264,326.0 m²を所有している。収容定員 1 人当たりの面積は 73.4 m²となる。【表 2-18】

【アクセス】

- ・京都太秦キャンパスの最寄り駅は、JR 嵯峨野線の花園駅（京都駅から 11 分、大学まで徒歩で 15 分）と京都市営地下鉄東西線の太秦天神川駅（大学まで徒歩で 3 分）と京福電気鉄道嵐山本線の嵐電天神側駅（大学まで徒歩で 5 分）である。京都亀岡キャンパスの最寄り駅は、JR 嵯峨野線の亀岡駅（京都駅から快速利用で 20 分、大学までバスで 9 分）と阪急桂駅（大学までバスで 30 分）と阪急桂川駅（大学までバスで 30 分）である。

【校舎】

- ・校舎の面積は、大学設置基準上必要な面積 30,643.0 m²を上回る 64,230.3 m²となっており、教育研究上必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）や教員研究室、図書館、保健室、学生相談室、食堂、会議室などを含んでいる。本学の教育目的を達成するため、快適な教育環境が整備され、各校舎の施設設備が学生や教員に有効に活用されている。

【表 2-18】

【教員研究室】

- ・教員研究室は、専任教員 161 人に対し、研究室（個室）を 196 室所有している。教員 1 人当たりの平均面積は 22.4 m²となる。専任教員が「オフィスアワー」を設定し、学生は自由に研究室を訪問し、授業に関する質問などを行うことができる。また、京都亀岡キャンパスに個人研究室を持ち京都太秦キャンパスでも授業を担当する教員用として、京都太秦キャンパスに大教員控室を配備し、研究や授業の準備、学生指導を行うスペースを確保している。【表 2-19】

【学修設備】

- ・学修設備として、講義室 90 室(京都太秦キャンパス 49 室、京都亀岡キャンパス 41 室)、演習室 50 室(京都太秦キャンパス 3 室、京都亀岡キャンパス 47 室)、学生自習室 4 室(京都太秦キャンパス 2 室、京都亀岡キャンパス 2 室)、体育館(京都亀岡キャンパス)を備えている。各講義室には、ビデオ、OHP、DVD などの視覚教材の使用や、持ち込みパソコンを使用するなど、多様化した授業内容にも対応できるよう AV 機器が設置されている。大学院においては、京都亀岡キャンパスに各研究科に共同研究室や大学院生研究室を整備し、個人席を用意している。大学院や学部教育の目的を達成するために、快適な学修設備を備え、学生並びに教員が快適な教育の場として有効に活用している。

【表 2-20】

【実習設備】

- ・実験・実習室の面積・規模については、語学学修施設、情報処理学修施設、アドバイジングルーム、映像編集室・テレビ・ラジオ調整室、教職課程・司書課程指導室も備えており、各学部の教育目的を達成するため、専門的な実習設備を備え、有効に活用されている。
- ・理系学部であるバイオ環境学部が使用する京都亀岡キャンパスバイオ環境館には、大実験室、中実験室、微生物培養室、植物培養室、動物実験室、低温実験室、恒温実験室、クロマト分析室、NMR 分析室、化学分析室、DNA 分析室、分光分析室、質量分析室、蛋白分析室、温室など、さまざまな実験室や分析室が整っている。食農学科開設に伴い設置された食品開発センターには、業務用食品加工・醸造機器群が備えられており、農業、食品加工業、発酵醸造業が盛んな京都丹波～亀岡の地域性を活かし、農業者や企業と大学が協力して地域の課題解決にあたるための研究拠点となっている。また、大学設置基準第 39 条に基づき、バイオ環境学部の「作物栽培実習」に必要な附属施設として、実習農場(畑)を用意している。【表 2-21】
- ・人文学部心理学科が使用する京都亀岡キャンパス悠心館には、脳波測定室や行動観察室、行動分析室、防音実験室、実験演習室、グループ演習室、面接室などを備えている。
- ・語学学修施設として、京都亀岡キャンパス学志館にセルフラーニング室(語学自習室)を設置している。パソコンや AV 機器などを活用し、英語検定などの受験に向けて学生が利用している。
- ・健康医療学部健康スポーツ学科が使用する京都亀岡キャンパス光風館には、運動生理学実験室、バイオメカニクス実験室を整備している。また、同キャンパスの第 2 クラブハウス内には、ストレングス&コンディショニングルームやリコンディショニングルームも整備し、学科の教育目的を達成するための専門的な実習を行うことができる。
- ・健康医療学部看護学科および言語聴覚学科が使用する京都太秦キャンパス東館には各学科の教育目的を達成するための実習室が整っている。看護学科が使用する実習室として、領域ごとに実習を行える基礎・成人看護学実習室、母性・小児看護学実習室、地域・在宅・老年・精神看護学実習室の 3 室を備えている。言語聴覚学科が使用する実習室として基礎実習室、モニタリングルーム、プレイルーム、聴力検査室、防音室を備えている。
- ・情報処理学修施設として、京都太秦キャンパスにはコンピュータ 60 台設置の大教室 2

室、30台設置の小教室1室を整備している。京都亀岡キャンパスにはコンピュータ45～64台設置の大教室を4室、10～30台設置の小教室を9室整備している。教室は、情報教育科目に加えて、学部の専門科目やゼミなど、また学期始めの履修登録や日常のレポート作成にも利用されている。【表2-25】

- 学期内のコンピュータ教室の利用時間は、京都亀岡キャンパスの場合、平日が9時から18時10分（授業利用）又は18時（オープン利用）まで、土曜日が9時から12時までである。京都太秦キャンパスの場合、平日が8時50分から17時30分まで（授業利用、オープン利用とも）、土曜日が8時30分から11時30分までである。授業が無い時間は、両キャンパスとも、オープンルームとして教室を開放している。【表2-25】
- 京都亀岡キャンパスではオープンスペース6か所とゼミ教室2か所において、京都太秦キャンパスでは館内のほぼ全域（屋外除く）において、無線LANによるネットワーク環境を整備している。学生は、個人の情報端末を利用して、「京学なび」へのアクセスや図書情報等のさまざまな情報検索が行えるようになっている。
- 情報関連科目においても、学修支援の1つとしてSAを活用している。平成28（2016）年度春学期のSAは45人おり、授業における教員の学生指導のサポート、5限目講習会、オープンルームでの自習学生のサポートを行っている。

【図書館等】

- 図書館（学術情報センター）は、京都亀岡キャンパスの本館（主に文系学部と健康医療学部健康スポーツ学科の図書を所蔵）とバイオ環境館の分室（主にバイオ環境学部の図書を所蔵）、および京都太秦キャンパスの図書室（主に経済経営学部、健康医療学部看護学部および言語聴覚学科、人文学部歴史文化学科の図書を所蔵）からなる。平成28（2016）年度5月時点での、京都亀岡キャンパスの本館とバイオ環境館分室を合わせた所蔵数は、図書が437,780冊、学術雑誌が936タイトル、視聴覚資料が8,350点となっている。京都太秦キャンパスの図書室の所蔵数は、図書が20,945冊、学術雑誌が96タイトル、視聴覚資料が214点である。電子ジャーナル、データベースは京都亀岡キャンパス本館にて集中管理していて、それぞれの所蔵数は、電子ジャーナルが542タイトル、データベースが16タイトルである。【表2-23】
- 学生閲覧座席数は、学生収容定員の10%以上を備えている。更にグループ学修やディスカッションなどに使用できるスペースとして、京都亀岡キャンパス本館にはグループ閲覧室を、京都太秦キャンパス図書室にはラーニングcommonsを設けている。京都亀岡キャンパス本館にはこのほか、地図閲覧室、マイクロリーダー室、ビデオライブラリー室がある。京都太秦キャンパス図書室では閲覧スペースの一角にビデオブースを設けている。また、京都亀岡キャンパス本館に20台、分室に27台、京都太秦キャンパス図書室に33台の検索用パソコンが配置されており、図書やデータベースの検索のみならず、レポート等の作成にも利用可能である。【表2-24】
- 図書館の学期中の開館時間は、京都亀岡キャンパスの場合、本館、分室ともに、平日が9時から19時まで、土曜日が9時から17時まで、京都太秦キャンパス図書室の場合、平日が8時50分から20時まで、土曜日が8時50分から17時までである。最終講義終了（京都亀岡キャンパス18時10分、京都太秦キャンパス17時30分）後も50分から2時間30分の間開館しており、学生の学修時間の確保に努めている。また、学期外

は、夏冬期の休業期間を除いて、京都亀岡キャンパスの場合平日の 9 時から 16 時または 17 時まで、京都太秦キャンパスでは平日の 8 時 50 分から 16 時または 17 時まで開館している。【表 2-24】【資料 2-9-1】

- ・ 図書館では、学部新生に対して、図書館利用のガイダンスを行っている。平成 28(2016)年度は、京都亀岡キャンパスで 29 ゼミの 322 人、京都太秦キャンパスで 38 ゼミの 458 人が来館した。また、新生全員が履修する 1 年次の情報教育科目において、本学図書館所蔵の図書、データベース、更に学外の機関が所蔵する図書等の情報検索のガイダンスも行っている。

本学の図書館システムは、図書および雑誌の管理・閲覧、文献複写・貸借サービス、運用管理、目録管理等の業務が行えるトータルシステムであり、利用状況の確認や各種申込がオンライン上で可能である。図書館業務は、平成 21(2009)年度より業者に委託している。京都亀岡キャンパス本館で 6 人、分室で 1 人、京都太秦キャンパス図書室で 2 人、合計 9 人のスタッフが業務を担当している。

【心理教育相談室】

- ・ 広く一般の方々に開かれた心理相談機関として、京都太秦キャンパスに「心理教育相談室」を開設している。カウンセリングやプレイセラピーなどの専門的な援助を行っている。人間文化研究科の臨床心理士養成機関としても機能している。

【体育施設・福利厚生施設】

- ・ 本学では、心身が健全な人材を育成するため、スポーツ活動を推進している。学生の自主的な課外活動をサポートするために、京都亀岡キャンパスには、クラブハウス、体育館・武道場、グラウンド(人工芝)、野球場(外野人工芝)、バッティング練習場、弓道場、テニスコート、アーチェリー場、ゴルフ練習場、多目的コートなどの体育施設を整備している。
- ・ 京都亀岡キャンパスにはクラブハウスが 2 棟あり、各クラブ部室のほか、トレーニングルームやシャワールーム、器楽練習室を備えている。トレーニングルームにはインストラクターが常駐し、体力づくり、健康づくりの場として積極的に利用されている。
- ・ セミナーハウスは、教職員の宿泊や学生団体の研修や合宿などで有効利用されている。

【表 2-22】

- ・ 福利厚生施設として、京都太秦キャンパスにはレストラン、ブックセンター(書籍売店)、保健室、学生相談室、コンビニエンスストアがあり、京都亀岡キャンパスには白雲ホール(食堂・保健室・学生相談室)、大学ホール(書籍売店・コンビニエンスストア・多目的ホール)がある。
- ・ 学生寮は所有していないため、地方からの出身学生には、大学周辺並びに最寄駅周辺の民間の下宿を紹介している。

【施設設備の安全管理】

- ・ 京都亀岡キャンパスにおいては、平成 22(2010)年度に、旧耐震基準で建築された建物の耐震調査を実施した。その診断結果を基に 7 つの校舎については、平成 23(2011)年度に新耐震基準を満たすべく耐震補強工事を行った。1 つの校舎(講義棟)は解体し、校舎の耐震の安全性を確保した。
- ・ 京都太秦キャンパスにおいては、平成 26(2014)年度に新耐震基準に基づいた新校舎が完成し、平成 27(2015)年度 4 月より利用を開始している。

- ・施設設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮し、各講義棟の出入口の段差を除去し、スロープを設置したり、また自動ドア化も行うなど、安全管理にも気を配っている。京都亀岡キャンパスでは、必要に応じて補修改善工事を随時行っている。また、電気、水道、ガス、空調、電話交換機、エレベータ、自動ドア、実験排水処理装置などの設備は、定期的な保守点検を行っている。
- ・京都亀岡キャンパスでの障がい者用駐車スペースは、該当学生が履修登録した授業が行われる講義棟周辺並びに図書館前に設置している。京都太秦キャンパスでは学生の車両通学を禁止しているが、障がい者用駐車スペースは確保している。
- ・防火・防災管理の観点では、毎年、消防用設備、非常放送設備の検査を行い、全ての防火対象物の安全性について、消防法に則り、消防署に定期的に報告している。防災管理対象物である京都亀岡キャンパスバイオ環境館（11階建）については、消防法による防災管理点検を行い、消防署に届け出ている。京都太秦キャンパスでは建築基準法に基づき建築設備点検を行っている。また、大学事務局長を防火・防災管理者、大学事務局次長を統括管理者として、事務職員を中心に自衛消防隊を編成している。地域の消火訓練大会や避難訓練にも参加し、学内でも消防訓練や避難訓練を行うなど、防火・防災に努めている。京都太秦キャンパスの大教室並びに京都亀岡キャンパスのグラウンドおよび体育館は、京都市および亀岡市の災害時臨時避難場所として指定を受けている。京都太秦キャンパスの専用倉庫、京都亀岡キャンパスの体育館には、災害時帰宅困難者用に飲料水、食料、毛布、各種防災グッズなどを備蓄している。【資料 2-9-2】
- ・京都太秦キャンパスでは 24 時間体制での学内警備を業務委託している。学内には 61 台の防犯カメラを設置し、警備室にて常時監視できる体制を整えている。京都亀岡キャンパスでは平日の夜間並びに土曜日から日祝日の学内警備を業務委託している。学内にはスポーツ施設を中心に監視カメラ 9 台を設置している。昼間は、交通指導員を中心に学内の巡回警備を行っている。両キャンパス共に清掃業務も外部委託し、構内美化に努めている。
- ・理系学部であるバイオ環境学部が使用する京都亀岡キャンパスのバイオ環境館の夜間の入退館については、入退館システム（学生証又は教職員証を使用）による安全管理を行っている。

【施設・設備に対する学生の意見を反映させる仕組み】

- ・学生の施設・設備に関しての要望は、学生自治組織である学友会の中央委員会が中心となり、学部代表委員会、体育連合協議会、文化連合協議会および学園祭（龍頭祭、龍尾祭）実行委員会などの下部組織の意見・要望を取りまとめて、毎年実施される要望懇談会を通じて問題点の改善を図っている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

学部

- ・京都亀岡キャンパスでは、平成 27（2015）年度にバイオ環境学部食農学科と健康医療学部健康スポーツ学科が設置された。一方、経済学部、経営学部、人間文化学部は募集停止し、同キャンパスには 2 学年が在籍しているだけである。よって、京都亀岡キャンパスでは、授業を行う学生数は適切に管理されている。
- ・平成 27（2015）年度に開設された京都太秦キャンパスでは、経済経営学部経済学科・

経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科、人文学部歴史文化学科の1年生だけが在籍している。他に、経済学部、経営学部、心理学科を除く人間文化学部の2年生も在籍しているが、学生数は収容定員に達していない。さらに、同キャンパスの始業時間は8時50分に設定したため、従来あまり授業が行われていなかった5、6講時にも授業を組み込みやすくなった。以上から、クラス数を調整することにより、今後も適切な学生数で授業が実施される。

研究科

・いずれの研究科も学生数は少なく、指導教員が適切に教育できる水準を保っている。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

- ・京都亀岡キャンパスは、校舎の耐久年数などを点検し、安全性を確保し、解体した校舎敷地の跡地利用など、再開発計画の策定も必要となる。
- ・京都亀岡キャンパスは、空調設備の耐用年数から、計画的な設備交換および整備が必要となっている。平成28（2016）年度からは光風館の空調設備更新作業を進めている。その他、悠心館やバイオ環境館に対しても、空調設備更新の年次計画を策定中である。
- ・京都太秦キャンパスは、施設の利用開始に伴い、利便性や安全性の観点から、さらに充実した施設整備を考えていく必要があり、平成27（2015）年12月に、今後増加していく学生への対応として、レストランにおいて約100席の増席を行った。また、平成28（2016）年1月には、みらいホールを使用して開催される講演会等のイベントをレストランや大教室でも観覧できるよう、同時中継システムを導入した。
- ・防火・防災の観点からは、対応マニュアルである「京都学園大学（火災および大規模地震対応）消防計画規則」に則り、災害時の人命の安全、二次的災害の防止を勘案しながら、教育環境を整備する。

[基準2の自己評価]

- ・平成27（2015）年4月、経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科を設置した。バイオ環境学部バイオサイエンス学科とバイオ環境デザイン学科も平成27（2015）年度入学生より、大学共通科目等においてカリキュラムが刷新された。設置計画策定にあたっては、学修と教授についてこれまでの検討を通して改善・向上を目指し、それが反映されたものとなっている。今後は設置計画を粛々と履行していくことになるが、それは本学における学修と教授についての新方策を実現することでもある。従って、基準2を満たしているといえる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・ 本学の設置者である学校法人京都学園（以下本学園）は、「学校法人京都学園 寄附行為」第3条で定めるとおり、教育基本法と学校教育法を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営を行っている。
- ・ 学園管理運営規則では、「法人および法人が設置する学校の管理および運営は、法令その他に別の定めがあるもののほかは、この規則による」として、経営の規律遵守を定めている。
- ・ 組織の倫理と規律に関する規程として、学園職員サービス規則があり、職員（教育職員、事務職員、技術職員および労務職員）はこれを遵守しなければならない。【資料 3-1-1】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・ 本学園は、「学校法人京都学園寄附行為」に規定された最高意思決定機関としての理事会とその諮問機関である評議員会を設置し、理事会のもとに法人本部を置いてその目的達成のための管理運営体制を整備している。
- ・ 学園業務の機動的で円滑な管理運営を図るために常任理事会を設けている。原則毎月開催される常任理事会は、その使命・目的の実現に向けて中核的な役割を遂行し継続的に努力を行っている。【資料 3-1-2】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- ・ 本学園の寄附行為や学則等の諸規程は、学校教育法、私立学校法および大学設置基準に従って制定され、本学はこれら諸規程に基づいて、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の法令を遵守した運営を行っている。
- ・ すべての教職員は学園職員サービス規則および事務分掌規程をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行し、法令遵守が義務づけられている。とりわけ平成 22(2010)年には、「学園の業務等における法令等の遵守を図り、もって公正な学園業務の遂行等を推進することを目的」として公益通報に関する規則と公益通報に関する細則を制定するなど、法令遵守を促している。【資料 3-1-3】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・ 環境問題については、クールビズの励行をはじめとして、施設課を中心に節電対策を実

施し、省エネルギー化に取り組んでいる。これまでの具体的な措置としては、照明をLED(Light Emitting Diode)電球へと計画的に切り替え、さらにエアコンの電力使用量を抑制する装置（ピークセイバー）を導入した。

- ・ハラスメント防止については、平成 21(2009)年にハラスメント防止規程とハラスメント防止に関するガイドラインを制定するとともに、ハラスメント相談ガイドを配布し、相談員名と連絡先を学生・教職員に公表している。また教職員を対象にしたFD研修会でハラスメントについて毎年研修を実施している。【資料 3-1-4】
- ・防火・防災に関する対応としては、平成 22(2010)年に京都学園大学（火災および大規模地震対応）消防計画規則を制定し、火災、地震などの災害時の危機管理体制を整備するとともに、定期的な防災訓練として、自衛消防隊による消防訓練を実施して、教職員および学生等の安全確保を図っている。また、毎年開催される亀岡自衛消防連絡協議会による消火訓練大会に本学の自衛消防隊が参加し、消火技術の修得に努めている。平成 27(2015)年 4 月に開設された京都太秦キャンパスにおいても消防訓練を実施し、災害時の消防設備の使用法の修得に努めている。【資料 3-1-5】
- ・学生の健康支援については保健室運営委員会が、学生の継続的なメンタルヘルスケアについては学生相談室運営委員会がそれらの支援やケアを推進している。教職員の安全や衛生については衛生委員会が設置され、職場環境の改善に取り組んでいる。
- ・安全への配慮としては、自動体外式除細動器(AED(Automated External Defibrillator))が京都亀岡キャンパスに 12 台、京都太秦キャンパスに 9 台、学生と教職員の動線を考慮して配置している。設置場所は「G-book : Campus Guide」と「健康ハンドブック」の裏表紙に明示され、また万一の場合を想定して、学生と教職員向けの心肺蘇生法や AED の使用方法の講習会を平成 18(2006)年度から毎年実施している。【資料 3-1-6】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- ・教育情報については、学校教育法施行規則に定められた項目について、閲覧者の視点から項目を分類し、ホームページ上で公開している。【資料 3-1-7】
- ・財務情報については、ホームページ上で、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事監査報告書を公開している。公開される財務情報は分かりやすく加工して掲載するよう配慮している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・関係法令に基づく学内諸規程整備とそれに基づく業務執行により法令遵守への組織的な取組みは効果をあげている。今後とも経営の規律と誠実性が守られるよう、環境保全や人権に対する配慮を忘れることなく、法令等の改編や情報公開の拡充等に配慮して、信頼される教育機関を目指していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- 本学園が運営する京都学園大学は、平成27(2015)年、京都太秦キャンパスを開設し、健康医療学部の新設と学部学科の改組を行い、社会のニーズに対応する4学部10学科をもつ文理融合総合大学になった。その結果、開設以来の伝統である実学重視の教育をさらに発展させ、社会が求める実践職業人の育成を目指す体制が整った。本学園理事会は、私立学校法第36条第2項に基づき、学校法人京都学園寄附行為第11条第2項で、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」との定めにあるように、法人の最高意思決定機関として位置づけられており、理事長以下、内部・外部を含めたすべての理事が学校法人の運営に責任をもって参画している。理事の定数は、私立学校法第35条1項に基づき、学校法人京都学園寄附行為第5条第1項により、理事を12人以上17人以内に監事を2人以上3人以内とし、私立学校法（第38条1項）上の1号理事は、大学学長・幼稚園長の2人、同2号の評議員理事は、評議員会において選出した者5人以上7人以内、同3号の学識経験者等理事は、理事会において選任した者5人以上8人以内とし（寄附行為第6条第1項各号）、任期については、1号理事を除いて3年と定めている（同第8条第1項）。同寄附行為の定めに基づき、選出母体別の定数、任期、手続による理事の選任・改任を行い、平成27（2015）年3月には、理事の現員を従来の16人から12人（1号理事2人、2号理事5人、3号理事5人）に減員したスリムな体制にするとともに、経済界、経営者を中心に外部理事の比重を大きくし、戦略的かつ機動的な経営機能を強化する体制とした。さらに、平成28（2016）年度には経営実績のある法曹人および文化人の理事を加え、12人中6人が外部理事という理事構成とし、学園の運営に関し外部からの優れた多様な意見を採り入れ、学園の経営機能に反映された。
- 理事会は、学校法人の業務を決する法人の最高業務意思決定機関として、理事が行う業務執行を監督する（寄付行為第11条第2項）ものとしている。平成28（2016）年度よりさらに強化している経済者を中心とした現体制の外部理事の構成は、内部理事の業務執行について助言し監督する本理事会の趣旨を反映している。
- 理事会の会議手続に関しては、理事会の招集権者、議長、定足数、議決数に関する私立学校法（第36条第3項～6項）に基づく規程のほか、7日前までの招集通知、理事総数の過半数の定足数、出席理事による過半数の議決、書面による意思表示者のみなし出席等（寄附行為第11条第3項～12項）および議事録の作成要領と3人の署名者（同第16条）について寄附行為に定め、その規定内容に従った運用を行っている。理事会は、寄附行為第11条第4項により定例会および臨時会とし、定例会は毎年2回以上、臨時会は必要に応じて開催するものと定めている。
- 理事会での審議内容は、寄附行為に基づく重要な業務事項の決定議案のほか、協議事項、報告事項があり、かつ議案の議決に至るまでに十分協議を尽くし、報告事項についても議論を重ねている。非常勤の外部理事を含めて、理事会への理事の出席率は良好であり、平成27(2015)年度の実出席率は平均89.4%で、みなし出席条項（寄附行為第11条第10項）の適用によれば全ての理事会において100%の出席率となっている。以上のとおり、理事会は、最高意思決定機関および理事の職務執行監督機関として、その体制を整えて機能を果たし、法人の代表者・業務総理者としての理事長をはじめ各理事は、その構成員としての職務を果たしている。【資料3-2-1】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 27(2015)年 3 月に、京都経済界、経営者を理事に選任するとともに、理事総数を減らし、理事会の体制を時代に即した大学再生のための戦略的かつ機動的な意思決定を行う組織に整備した。さらに、平成 28 (2016) 年 3 月、4 月には、経営実績のある法曹人および文化人の理事を加え、学園の運営に関し外部からの優れた多様な意見を採り入れ、学園の経営機能に資する目的で導入された外部理事の趣旨が十分に反映された構成となり、その実を發揮している。
- ・理事会においては、理事長の強力なリーダーシップの下、外部理事への正確な情報提供を行い、理事会構成員が情報を共有して、問題点を含む学園の現状を正確に認識する。そのうえで新しい時代を見据え、急速に変化する社会の動向とニーズに対応すべく建設的・的確な意見を交換することにより、学園の業務意思を決定し、理事の職務の執行を監督するという理事会の機能とその役割を果たしていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- ・本学の意思決定組織には、大学評議会、教授会、大学院委員会、研究科委員会、各種全学委員会がある。
- ・教授会は、各学部において、学則上構成員は学部長、副学部長および教授であるが、慣例として准教授、講師もそのメンバーとしている学部もある。学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うに当たり、教授会は意見を述べるものとしている。月 1 回の定例教授会のほか、入学試験の合否判定にかかわる入試判定教授会、春学期・秋学期末に行われる卒業判定教授会、教員の業績審査にかかわる業績審査教授会等がある。大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、また研究科に共通する教育研究に関する重要事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として大学院委員会が置かれている。【資料 3-3-1】
- ・大学評議会は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、各センター長、各学部から選出される教授 1 人、大学事務局長、大学事務局次長で構成されている。月 1 回の定例会議では、学長が議長となり、学部を超えた全学的な重要事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとなっている。【資料 3-3-2】
- ・大学を取り巻く環境の急速かつ大規模な変化に適切に対応するため、学長の下に学部長会議を設置し、学長が全学的に取り組むべき事案を発議し、各学部・研究科間相互の連絡調整を図っている。学部長会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、教育修学支援センター長（教務担当）、教育修学支援センター長（学生担当）、入学センター長、事務局長、事務局次長、総務部長、教育修学支援センター室長（教務主担当）で構成されて

いる。月1回の定例会議では学長が議長となり、中長期計画に関する事項、教育研究上の組織、教員人事に関する事項、その他、教育研究上の運営に関する事項について協議している。この会議で協議された重要事項は定例教授会・研究科委員会の協議事項としてまとめられ、提案される。【資料3-3-3】

- ・全学的運営組織として、教務委員会、学生委員会、入試委員会、教育開発センター委員会、キャリアサポート委員会、国際交流委員会、学術情報センター運営委員会、研究・連携支援センター運営委員会、ハラスメント防止委員会、同和問題推進委員会、各課程委員会（教職課程、博物館学芸員課程、図書館司書課程、日本語教員養成課程）、心理教育相談室運営委員会、学生相談室運営委員会、保健室運営委員会、大学院委員会、自己点検・評価委員会、FSD推進委員会、学生情報共有に関する運営管理委員会、京町家運営委員会等の各種全学委員会が設置されている。
- ・大学の意思決定組織は上述のような仕組みで整備されており、各種全学委員会および学部長会議において企画・調整・議案化された課題が、教授会・研究科委員会および大学評議会において協議され、学長によって決定されるというプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織として十分に機能している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- ・大学や大学院の教育研究活動は、上述のように教授会、大学評議会、学部長会議、研究科委員会、大学院委員会等がその基軸となって運営されている。学長は各センター長を任命するが、そのうち、教育修学支援センター長（教務担当）、教育修学支援センター長（学生担当）、入学センター長の3センター長は、それぞれ教務担当、学生担当、入試担当として所掌分野を統括し、学部長会議において学長を補佐する体制を整備している。また、各センター長はそれぞれ所掌分野の委員会の委員長を務め、主要会議のメンバーになることによって学長による機動的な指示、効率的な連絡調整が可能となっている。
- ・平成27(2015)年度に開設された学部・学科の完成年度に当たる平成30(2018)年度の先を見据えて、学長のリーダーシップのもと、教育内容の改善のためにカリキュラム検討のプロジェクトチームを立ち上げ検討を開始した。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・学部長会議については、平成24(2012)年に教員人事計画を協議事項に含める学部長会議規程が制定された。ダブルキャンパスでの円滑な教育研究活動を実現するための改善・向上方策については、学部長会議がその先導的な役割と調整役を担っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・従来、理事会と設置各学校を繋ぐ協議機関として運営されていた学園総合協議会を、平成27(2015)年6月に学園常任理事会規則を制定し、機動的で円滑な管理運営を図るため、理事会の業務決定権限の一部を委任する等の組織として常任理事会に改組し管理運営を行うこととした。また、当規則により、理事長・副理事長のほか、学長を含め理事である大学教員等の内部理事を構成員資格とする組織として、その権限および業務権限を明確にした。(学園常任理事会規則第2条、第4条、第5条)なお、常任理事会には、監事は出席し意見を述べることができ、さらに理事長が必要と認めた場合、決定する事項に関係のある教職員の意見を聴くことができるとしている。(常任理事会規則第3条)【資料3-4-1】
- ・大学ガバナンス改革の推進については、平成27(2015)年施行の改正学校教育法の趣旨を生かし、校務に関する学長の最終的な決定権の担保および教授会の役割を明確化するため、大学内部諸規則の見直し整備を行った。同時に、学長のリーダーシップの確立に関連する学長の選考方法や副学長の設置さらに学部長の選考方法を見直すガバナンス改革の実施により、平成27年4月以降、新学長のリーダーシップの下、キャンパス別に副学長2人の補佐および教職員の協力により、大学の改革と課題解決を推進する大学運営が実行されている。
- ・大学ガバナンス改革により、大学運営における学長のリーダーシップを確立するために、協議事項ごとに組織された委員会で作成された原案について、学長が決定を行うに当たり、学部長会議で全学的な観点から調整を行ったうえで、各学部教授会はそれに対し意見を述べるための機関に改められた。さらに、大学の学則や規程の改正その他において規定する事項については、学長が決定するに当たり、教授会および大学評議会にて審議し、又は意見を述べるものとしている。大学の意思が決定された後、常任理事会の審議、協議を経て、理事会の決議で最終的に決定される。なお、機動性を図るため、重要な案件以外、形式的又は軽微な事項の変更または細則や内規等の制定・改廃は、常任理事会で決定される。各種委員会、教授会、大学評議会、常任理事会、理事会は、それぞれ明文化された規則・規程に基づいて運営されている。【資料3-4-2】
- ・学長および園長の選任・解任等規則ならびに学長推薦会議規則に基づき、平成27(2015)年4月に学外より推薦・選出され就任した学長は、経営戦略ならびに教育改革を推進するため、教学のトップとして大学運営をリードするとともに、理事として理事会と大学間の意思疎通と調整を図り、経営側と教学側との安定的な連携協力体制の確立に努めている。また、学長は、従来どおり教職員の直面する課題に教職員が一体となって取り組むことが必要であるという立場から、新たに整備を行った大学ガバナンス改革に基づき、各会議の場のみならず、常に教職員とのコミュニケーションの場として面談の機会を確保し、広く意見を聴取したうえで意思決定を行っている。さらに、各学部長、各センター長、および事務局管理職との幹部教職員合同懇談会（「じっくりミーティング」）を主宰し、大学の取り組むべき課題と解決策について協議を行っている。【資料3-4-3】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- ・監事は、2人以上3人以内であり（寄附行為第5条）、法人の理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する（同第7条）。監事の任期は1号理事を除く理事と同じく、3年と定めている（同第8条1項）。

監事の現員は2人で、兼職禁止要件の下に、業務監査および財務監査の実を上げるため、外部より弁護士資格者と公認会計士を監事に選任しているが、うち1人は専任監事として常勤的勤務をしている。

- ・現監事2人においては、理事会、評議員会をはじめとする重要な会議に出席し、必要な情報を共有し、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化し、有益な意見を述べるができる体制となっている。平成27(2015)年度に開催された11回の理事会には、監事2人は1人の意思表示書によるみなし出席1回を除きすべて理事会に出席をしている。
- ・監事の職務に関しては、寄附行為（第17条第1号～第6号および第34条1項）において、私立学校法（37条第3項第1号～第6号および46条）と同趣旨の定めをしている。監事は、理事会に出席して、適時意見を述べるとともに、各年度に決算意見を含む（定期）監査報告書を作成して理事会および評議員会に提出し、理事会に業務・財政状況に関する監事意見書を提出する等して、その職務を遂行している。【資料3-4-4】
- ・平成28（2016）年6月には、法令、学園寄附行為その他の諸規則の遵守に基づく理事会の機能等の業務監査、学園経営に係る教学監査、財務監査等の監査を円滑かつ適切に実行するために「学園監事監査等職務規則」を制定した。
- ・内部統制を図り、監事を補佐する部署として平成26（2014）年12月に新設した内部監査室には専属事務職員1人（室長）を配置し、大学監査に関する各種研修会やセミナーに参加して内部監査を実施している。平成28（2016）年6月制定の「学園内部監査室等規則」では、内部監査室の職務内容および執行方法を明確にし、学園監事とともに教育研究機能の向上ならびに経営および財政基盤の確立・強化の充実を図るとともに、学園の社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保に努めている。
- ・評議員の選任および定数については、寄附行為第23条において、①設置大学長および園長②教職員③卒業生④保護者⑤学識経験者等の区別に、1号評議員を除き、相対数の評議員を理事会において選任することを定め、任期は3年としている（寄附行為第24条）。

2、3、4、5号評議員の選出区分（部門）別の人数、推薦手続等に関しては、寄附行為施行細則第3条から同第10条において定めている。【資料3-4-5】

- ・評議員会は、寄附行為に基づいて適切に開催運営しており、評議員会の招集・運営に関しては、私立学校法（第41条・第42条・第43条）に基づき、寄附行為第19条において定めている。評議員会の職務権限として、必要な諮問事項ならびに意見具申等および決算・事業実績報告に関しては、寄附行為（第21条、第22条、第34条第2項）において、私立学校法（第42条第1項、第43条、第46条）と同趣旨の定めをしている。諮問事項中の事業計画（寄附行為第21条第1項第2号）および事業の実績報告（同第34条第2項）は、平成16(2004)年私立学校法の改正により、評議員会の職務権限とし

て追加された結果、定めたものである。評議員会の定例会は、毎年1回以上と定められているが（寄附行為第19条第4項）、平成27(2015)年度には、年3回と評議員会に課せられた上記職務権限を果たす必要性により開催している。

評議員の評議員会への出席状況は、平成27(2015)年度に開催された3回の評議員会（現員25人）の平均出席率で89.3%と良好で、みなし出席条項（寄附行為第19条第9項）の適用によれば全ての評議員会において100%の出席率となっている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- ・理事長は、理事会をまとめ、常任理事会を主宰し、学園の経営に適切なリーダーシップを発揮している。理事長は、全教職員に向けて学園の進むべき指針を「理事長メッセージ」として定期的に発信しており、理事長の経営方針や学園の重要な意思決定ならびに毎回の理事会の議事内容（要旨）についても、これらを文書として平成28（2016）年7月までに全教職員へ合計41回配信している。【資料3-4-6】

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学運営における学長のリーダーシップを確立し、大学ガバナンス改革を促進するために、キャンパス別に副学長さらに学部により副学部長を置き、その任命と職務を規程に明文化し（京都学園大学学則第31条第2項第3項第5項第7項）、規程に基づき大学改革と課題解決を推進し、教育ならびに大学運営の充実を図る。
- ・経営組織と教学組織および事務組織が互いに緊密に連携することにより、更にバランスのとれた強固な連携・協力体制の充実を図っていく。
- ・学園の教育研究機能の向上並びに経営および財政基盤の確立・強化の充実を図るとともに、学園の社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保のために、監事は、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化していく。
また、内部監査室は、監事とともに、さらなる学園の教育研究機能の向上並びに経営および財政基盤の確立・強化の充実を図り、社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保に努めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

- ・事務組織については、法人の基本規則である「学園管理運営規則」により、法人および法人が設置する学校の管理・運営に関する事項を定め、能率的に遂行することができる

組織機構を定めている。【資料 3-5-1】

- ・平成 26 (2014) 年 12 月に、内部統制を強化し事務組織の円滑化を図るために新たに内部監査室を設置するとともに、理事長又は学長等の活動の援助を行う秘書課を新たに設けて業務を遂行している。さらに管理部門は、これまで大学部門が中心で法人部門を兼任していたが、法人部門を主体とし、大学部門を兼務する組織体制に改めた。また、ベテラン職員の活用を図るため、新たに技術専門官および事務専門官を置いた。以上のような事務組織の変更に応じて、必要な規則、規程の整備を行った。(学園管理運営規則第 12 条)
- ・法人の事務組織は、法人事務局と大学事務局、新たに設置した内部監査室から構成されている。法人事務局には調査企画課、総務財務課、秘書課が属し、大学事務局には 1 部 5 課 7 事務室が属し、7 事務室には教員の中から任命されたセンター長が、その業務を統括している。なお、法人事務局に属する総務財務課と秘書課は、各々大学事務局の総務財務課と秘書課の事務を兼務している。また、業務の円滑な遂行を図るための規程として、法人事務局の業務は京都学園法人事務局事務分掌規程に定め、大学事務局の業務については京都学園大学事務分掌規程に定めて、各部署が果たす役割を明確にし、その役割を果たすため、適材適所の観点から各部署に事務職員を配置している。(学園管理運営規則第 11 条 2 項別表) 【資料 3-5-2】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- ・本学では教員組織と事務組織および事務組織間の連携を重視し、各組織を横断する執行体制を以下のとおりとしている。
- ・本学の教学事項は、審議事項ごとに組織された委員会において原案が作成されている。学長が決定するに当たり、学部長会議で全学的な観点から調整されて、その後各学部教授会で意見を聴取する。なお、学則や規程の改正など重要案件は、学部教授会および大学評議会にて審議し、意見を聴取することとしている。
- ・大学ガバナンスの改革により執行体制の各組織の機能を次のとおりとした。

①大学評議会

大学評議会は、学則第 32 条および大学評議会規程に規定されているとおり、学長のほか、副学長、各学部長、各研究科長、各センター長、各学部より選出された教授各 1 人、大学事務局長、大学事務局次長をもって構成されており、そこでは大学全体の意見が反映された協議と合意形成が行なわれ、さらに学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。【資料 3-5-3】

②教授会

教授会は、学則第 33 条および学部教授会規程に規定されているとおり、学生の入学、卒業等その他学生の身分、学修の評価、学位授与、教育課程編成、教員の教育研究業績審査について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。また、大学の規則、その他の規則等について審議、又は意見を述べるものとする。なお、学部長は議長として、教授会の議事運営を行う。そこでは、教育修学支援センター事務室の担当事務職員が事務局として打ち合わせ段階から出席し、教育支援・運営補助機能を担うとともに、事務機能の改善と多様化する業務内容にも対応できる体制を構築している。【資料 3-5-4】

③学部長会議

教授会への議案・報告事項等の整理調整機関として存在していたものを、平成 24(2012)年度より規程化したオフィシャルで実質的な協議機関とし、原則として毎月 1 回開催される。そこには大学事務局長、大学事務局次長、総務部長、教育修学支援センター事務室室長（教務主担当）が構成員となり出席しているほか、必要に応じて関係の教職員等も陪席している。学部長会議では、教育研究上の組織や教員人事並びに教育研究上の運営に関する事項等の重要事項が協議され、教員と事務職員が情報共有と意見調整を行うことで、緊密な連携を図っている。【資料 3-5-5】

④各種委員会

各種委員会には、事務分掌が規定され、担当事務局管理職が委員会の構成員となり、委員会運営に携わっている。なお、各種委員会の打ち合わせ段階から担当事務職員も参画し、運営補助機能を担うとともに、事務機能の改善と多様化する業務内容にも対応できる体制を取っている。【資料 3-5-6】

⑤幹部教職員合同懇談会（「じっくりミーティング」）

学長主宰で、年 2 回開催され、副学長、学部長、各センター長、事務局管理職の教職員が一体となって、大学の取り組むべき課題と解決策について協議を行なっている。また、日常業務レベルでの課題を整理し、相互調整を図りつつ、課題に対する PDCA サイクルの実質化を行っている。

⑥部課長・室長会議

事務局管理職の会議であり、毎月 1 回開催し、理事会・常任理事会・学部長会議・大学評議会における協議事項および報告事項等を伝達するとともに、事務部署間の意見調整や事務機能改善の提案等がなされている。会議内容については、各部署の課員に管理職より口頭および議事録により確実に伝達されている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

- ・本学では、教職員のモチベーションを高め、能力開発と業績向上を図り、処遇の公正化をもって組織と人材の活性化を実現することを目的として、平成 25(2013)年 1 月より、教職員を対象とした人事考課制度を本格的に導入した。本人事考課制度は、教員について、5 つの考課領域（教育貢献、研究貢献、学内貢献、社会貢献、戦略）を設け、多様な教員の特性を活かすものとし、大学将来計画の着実な実行を可能とするために、教員の責任ある積極的な関与を引き出すシステムとしている。また、事務職員については、資格を 6 つの等級に区分し、それぞれの等級に資格基準と職能要件を設定した上で、情意考課（評価項目 4 種類）、能力考課（評価項目 6 種類）および部下の声の 3 種類の考課項目により、人事考課を行うシステムとしている。【資料 3-5-7】
- ・事務組織体制を整備し、人事異動により各部署に必要とする事務職員を適切に配置する中で、その基盤となるものは「人材育成」である。既に導入実施している職員研修制度では、京都学園大学事務職員研修方針（取扱い要綱）に基づき、事務職員に必要な知識、技能と教養を修得させ、併せて事務職員が職務能力の啓発に努めることを助長し、もってその資質の向上を図ることとしている。平成 27 年（2015）年より、新入職員に対して、事務職員として本学についての認識を深め、基礎的な業務の遂行と能力・資質向上を図るべく本学独自の新入職員研修を実施している。しかし、必要な研修を全てオリジナルで揃えることは困難であるので、平成 27（2015）年 6 月から、新たに一般社団法

人日本能率協会の大学SDフォーラム開催のセミナーに全事務職員を各担当業務や職位に合わせ、組織的、計画的に参加をさせ、大学人として必要な実践的なスキルや知識を身に付けさせることとしている。その他に私学経営研究会セミナー、大学コンソーシアム京都主催のSDフォーラム、京都商工会議所研修会、NPO 法人学校経営研究会大学職員新人研修、大学職員共同研修プログラムのビジネスマナー研修やファシリテーション研修等、日本私立大学協会主催の初任者研修会などの外部研修(OFFJT)を計画的に取り入れて実施している。研修制度の種類は、管理職研修、役職・一般職研修、教養研修に区分し、研修環境としては、本学内研修(部署内外およびSD研修含む)、本学外研修、自己啓発研修として体系化して実施している。【資料 3-5-8】

- ・国の高等教育政策や他大学の改革事例などの情報収集や分析などを行い、大学教育のあるべき姿を考え、本学の教育改革を支える事務職員の人材養成を図るための調査研究は部署間を超えるグループメンバーにより行い、その成果についてはSD研修会を通じて全事務職員が共有している。また、事務局管理職の中には、外部主催の研究会などを通じ、他大学との情報交換も含め積極的な研修と研究を行なっている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生ニーズの多様化や質的变化に対応するため、改編した事務組織体制の定着化を図ると同時に、業務体制を不断に点検し、教育組織と事務組織および事務組織相互の連携を更に推進する。
- ・内部監査室を新設したことに伴い、平成 28 (2016) 年 6 月に公益通報に関する規則を一部改正し、法令違反の疑いがある場合の通報窓口を総務財務課から内部監査室に移行するとともに、公益通報制度を実効性あるものとしている。
さらに、本大学における公的研究費の管理・運営が、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および本大学の「公的研究費の運営管理および監査規程」に基づき、公正かつ適正に取り扱われているかについて、定例監査・随時監査・特別監査を実施し、適正な管理および事務取扱いを確保するための体制整備を行っている。
- ・事務職員の採用については、大学中期計画により将来の幹部候補生となり得る新卒者を平成 25 (2013) 年 4 月に 1 人、平成 26(2014)年 4 月にさらに 1 人採用した。また、平成 27 (2015) 年度の京都太秦キャンパス開設により、中途採用で、平成 27 (2015) 年 4 月に 2 人、5 月に 1 人採用し、さらに採用試験を課した嘱託職員 3 人の事務職員への任用替を行った。今後も積極的な採用ならびに人材の活用を行い、事務組織内の人事ローテーションを早め、ジェネラリストとしての人材の育成を計画的かつ積極的に推進していく。
- ・新人事給与制度のスムーズな導入と定着化並びに実質化を図る一方で、人事考課制度においては、事務局管理職の考課者訓練を繰返し実施し、公明正大な人事評価が行える体制を整える。また、被考課者についても、管理職がどのような視点で考課を実施しているかを理解してもらうための被考課者研修も引き続き実施していく。更に、各部署の事務職員が作成した業務マニュアルに基づき、課業分担を明確に打ち出し、将来的には、目標管理制度の下で業績評価の導入を検討していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・大学の中長期財政計画については、平成 12(2000)年度に策定された中長期計画に基づき、中期財政予想を作成し理事会に報告し、その後平成 18(2006)年度開設のバイオ環境学部を組み込んで平成 22(2010)年度までの中期財政計画を作成した。平成 18(2006)年度からは入学者確保が急激に厳しい状況となってきたため、収支バランスを立て直す必要性から文系学部の入学者数予想と人件費等の経費を合わせた財政予想を適宜修正してきた。また、大学の厳しい財政等経営課題を改善するために、中長期的な経営計画が策定され、平成 23(2011)年度に新キャンパス設置が構想された。その計画を実現するにあたっては、学部学科の再編や人事計画と合わせて、新キャンパス整備計画を含む財政計画を策定し、理事会に報告した。その後計画を進める上で学部学科の検討について、新たな学部構想と併せて財政計画を修正し理事会に報告している。また、平成 27(2015)年度の学部学科の新設・改組に加え京都太秦キャンパスの開設に対応するため、平成 26(2014)年度に「新・京都学園大学」中期ビジョンが策定された。【資料 3-6-1】
- ・財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っている。毎年度の予算編成時には、理事長から出される予算編成方針により事業計画を策定し、各部署別の予算編成を行っている。予算編成時には各部署から提出された予算要求に対して費用対効果を十分に検証した上で教育研究活動に支障をきたすことのないように、関係部署と学長・事務局長を交えてのヒアリング折衝も行っている。【資料 3-6-2】
- ・予算執行に際しては、予算額の確認を行うとともに、会計規程に基づき競争見積りを取るなどの手続を徹底して予算執行を行っている。決算時には、各事業計画の点検を行い、各学部・各研究科・各部署の事業報告をとりまとめて、理事会で承認を得ている。この事業報告は大学のホームページにも掲載され情報公開されている。【資料 3-6-3】

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・本大学の財政状況については、平成 18(2006)年度より、入学生確保が非常に厳しい状況となり、事業活動収支差額が支出超過となっている。平成 19(2007)年度も支出超過となっており、安定した財務基盤を確立するためには、安定した入学生の確保が最も重要となっている。
- ・財政については、収入と支出のバランスを保つため、あらゆる収入の増額に努めているが、学生納付金以外の収入のうち、私立大学等経常費補助金収入については、特別補助の積極的な申請、採択等により、補助金比率で、収入に占める割合が年々増加しており、収入財源として寄与している。(表 3-6-1(1)・(2)、表 3-6-3)
- ・外部資金の導入の努力として、寄付金募集については、平成 23(2011)年度より在 student や卒業生、また取引企業等に募集範囲を広げ税制の優遇措置のある寄付金募集を継続的に

行っている。更に、個人からの寄付については「個人からの寄付に係る所得税の税額控除制度」の対象法人の認可を受けたため、寄付者の利便性等を考慮し、コンビニエンスストア利用やクレジットを利用した申込も可能となるように整備を行い、寄付金の募集に努めている。【資料 3-6-4】

- ・補助金収入では、平成 26 年度に文部科学省が産業界のニーズに対応した人材の育成を図る優れた取り組みに対して支援する「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に選定され、2 年間の事業として補助金を獲得している。また、平成 27 年度には私立大学等改革総合支援事業において、4 タイプの申請を行い、タイプ 3（産業界、他大学等との連携）について選定された。今後とも中長期計画に沿った事業計画を遂行するため、収入確保に努めて収支バランスを図りながら、予算編成を効果的に行うための工夫を行っていく。
- ・企業や地方公共団体からの奨学寄付金や受託研究費については、研究・連携支援センターが中心となって地域や企業との連携を図り積極的な活動により成果をあげている。文部科学省科学研究費の申請件数は平成 27(2015)年度は、46 件であり、5 件が採択されている。(表 3-6-2)

平成 27(2015)年度の採択金額は継続分も含め 4,927 万円（間接経費含）である。その他の学外研究費については、平成 27(2015)年度は地方自治体からの研究依頼など 15 件の共同研究、受託研究で 2,560 万円、企業からの共同研究、受託研究、奨学寄附金は 15 件、1,767 万円を獲得し財務運営に寄与している。特に文部科学省科学研究費については、研究活動の活性化に結びつくため積極的に申請を行い外部資金の獲得を図っている。

- ・支出については経費削減に努めて支出の削減を行っているが、新キャンパス設置に伴う整備費用が増加となっている。今後は、中長期計画に基づく学部学科再編と新キャンパス設置によって、学生募集を活性化させ、収容定員の充足を目指しており、それによって収支のバランスを改善させる。
- ・平成 27(2015)年度大学における財務比率の状況は、次の表 3-6-1 (2)「事業活動収支関係比率(大学)」のとおりである。学生生徒等納付金比率は 80.0%および補助金比率は 13.0%で収入の 9 割を占めている。一方、教育研究費比率は 45.2%、管理経費比率は 15.1%と高率となっている。人件費比率は 60.4%となり前年度と比較すると高率となった。事業活動収支差額比率は-20.2%となり支出超過となっているが、財政状況の改善に向けて具体策を積極的に実行しているところである。

具体的には、平成 23(2011)年度に策定された大学の中長期計画に基づく学部学科再編と京都太秦キャンパス設置によって、学生にとってより魅力ある学部学科構成とし、京都市内の交通至便な地下鉄沿線にキャンパスを設置することによって、学生の通学の利便性を図り、学生募集を活性化させ、収容定員の充足とそれによる安定した財務基盤を確立してゆく。

表 3-6-1(1) 消費収支関係比率 (大学) (%)

財 務 比 率	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	全国平均
学生生徒等納付金比率～	81.2	85.0	78.5	82.5	76.1	70.9

京都学園大学

寄付金比率	1.0	0.5	1.1	0.9	4.1	3.6
補助金比率	9.8	8.8	9.4	10.6	13.6	13.8
人件費比率	62.1	54.9	56.8	50.5	52.3	54.1
教育研究費比率	36.0	40.2	37.9	41.1	34.9	28.6
管理経費比率	10.6	12.0	10.9	12.3	14.8	9.4
消費支出比率	108.9	108.3	106.3	104.0	102.8	94.9
消費収支比率	112.1	110.1	115.2	106.0	164.5	108.4
帰属収支差額比率	-8.9	-8.3	-6.3	-4.0	-64.5	5.1

(注)全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 25(2013)年度の私立大学の全国平均値である。

表 3-6-1(2) 事業活動収支関係比率 (大学) (%)

財 務 比 率	2015 年度	全国平均
学生生徒等納付金比率	80.0	69.5
寄付金比率	1.5	3.9
補助金比率	13.0	12.2
人件費比率	60.4	50.9
教育研究費比率	45.2	31.2
管理経費比率	15.1	9.0
経常収支差額比率	-21.3	—
事業活動収支差額比率	-20.2	7.2

(注)全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 26(2014)年度の私立大学の全国平均値である。

表 3-6-2 「科学研究費の申請件数と採択状況」(2011 年度～2015 年度)

年 度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
申請件数(件)	16	14	16	20	46
採択件数(件)	6	5	5	6	5
採択率(%)	37.5%	37.5%	31.3%	30.0%	10.9%
補助金額(千円)	20,150	22,000	33,900	26,200	37,900
間接経費(千円)	6,045	6,600	9,700	7,860	11,370

表 3-6-3 「私立大学等経常費補助金の推移」(2011 年度～2015 年度)

年 度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
一般補助(千円)	280,976	309,934	296,219	282,156	460,964
特別補助(千円)	21,752	23,612	50,907	74,450	64,982
合 計(千円)	302,728	333,546	347,126	356,606	525,946
学 生 数(人)	2,935	2,877	2,760	2,653	2,879
教 職 員 数(人)	195	189	191	202	282
順位(位)／学校数(校)	222/560	202/560	193/563	192/568	119/566

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・2015年度の京都太秦キャンパス開設により、学生数は少し回復しているが、財政状況はあまり芳しくなく、収支改善方法としては入学者の増加に勝るものはないとの考えに立ち、学生の確保を最重要課題として取り組んでいるところである。学生募集に効果的な取り組みと考えられる経費については、厳しい獲得競争の中、削減することは非常に困難となっているため、その効果予想を比較検証しながら予算化している。

新キャンパスの設置および学部学科の再編により、平成28年度の新入生は全体で入学定員を上回ることができた。今後も入学定員を確保するため、大学のイメージアップを図り、オープンキャンパスやさまざまな媒体や機会を通じて大学の魅力を受験生に積極的にアピールする方策を実行していく。そのためには教職員全員が引き続き危機意識を持ち、一丸となって入学定員確保に向けた取り組みをさらに継続していくことが必要となる。

また、在学生の卒業後の進路支援も強化し、本学は就職率100%を目指している。平成25(2013)年度より長期インターンシップおよび海外インターンシップが企業と大学間の連携で始められ、企業からは高評価を得ている。これらの教育内容を更に充実させ、社会に求められる人材を育成していくことが、大学の使命であり、果たすべき役割と考えている。更に、教員の研究活動をより活性化させるため、科学研究費の積極的な申請を行うための取り組みを行っている。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

- ・本学園の会計処理については、学校法人会計基準および学園の会計規程に基づき適正に会計処理を行っている。会計処理を行う上で、学園で判断できない事柄については、その都度公認会計士に相談し、指導を受けて処理を行っている。
- ・大学の予算執行については、各部署に設定された業務別予算で管理を行い、当初予算で承認された予算は、各部署から予算執行の伺い（物品購入申請書）が提出され関係部署の承認を得た後、総務財務課より発注する。発注品の納品時には、各担当者が検収を行った後、書類を総務財務課に提出し、総務財務課は支出科目、金額が適正に処理されているかについて確認している。【資料3-7-1】
- ・高額な予算執行については会計基準に基づき起案決裁の手続きと競争見積りをとらなければならない。見積もり内容についても、物品調達の実必要性や調達等内容の妥当性および明確性を徹底して業者選定を行い、予算執行に際しても十分精査し執行を行っている。
- ・予算計上されていない止むを得ない計画が発生した場合は、適時予算措置を講じ、その他変更を必要とする場合は、予算編成の手続きに準じ補正予算を編成している。

- ・決算時には、各業務の予算執行が適正に行われたかについて、各部署で検証し、決算報告書とともに事業報告が提出され大学全体として取りまとめている。
- ・会計に関する規程は、会計規程、会計規程施行細則、財産目録等閲覧規程、資金運用に関する取扱内規、退職給与引当金に関する事務取扱要綱、委託徴収金取扱要綱、固定資産に係る支出に関する取扱内規、証明手数料徴収規程、実習費徴収規程などとして整備されており、規程に則り、適正な会計処理を行っている。【資料 3-7-2】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、監査法人並びに監事による監査を実施している。監査法人による監査においては、期中監査・期末監査・決算監査が実施され、その期間中に監事との意見交換の場を設け情報の共有化を図っている。また、理事長とのヒアリングも実施され、学園の現状や今後の計画等の確認が行われている。本学園の会計処理データは、監査法人による監査の事前準備や監査実施がスムーズに行えるよう、準備されている。期中監査では、各担当者とのヒアリングを行い、処理が適切に行われているか否かの確認や、固定資産の実査と現物確認を行う等、監査が厳正に実施されている。監事の監査では、現在2人体制で総務担当者と財務担当者が決められており、特に総務担当者については、監査日以外でも週2日常勤的勤務により大学に出校し、規程の整備や法務に関して日常業務を監査している。監査時には職員が立会い現状の説明や事務手続き等が適正であるかの確認を行っている。決算報告時には監事が監査報告を理事会・評議員会で行っている。【資料 3-7-3】

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

予算編成については、厳しい財政状況のもと収入の確保と、支出の費用対効果を検証し、教育研究活動や入学者の確保に有効であると考えられる予算については強化して、予算の効率的な配分に努めている。また、あらゆる予算の見直しを行い、削減に努めて収支均衡を図ることに最大限の努力を行っている。

会計については、学内に建設工事入札参加資格等選定委員会を設置し、会計規程および会計規程施行細則の規程を遵守し、より適正な執行を徹底している。現在、監査法人による監査および監事による監査については、双方が適切に実施されており、公認会計士と監事の協力体制の強化を目指し、この体制を継続している。

[基準3の自己評価]

- ・教育基本法と学校教育法等の関係法令を遵守し、寄附行為および学園諸規程に基づいた適切な管理運営が行われている。理事会は教学側との意思の疎通を図り、誠実で透明性の高い経営を行っている。
- ・予算・決算および財務諸表の作成に関しては、学校法人会計基準等に従って処理し、定期的に監査法人の監査を受け、適正かつ厳正に会計処理を行っている。
- ・以上により、「基準3. 経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- ・本学学則第 1 条の 3、本学大学院学則第 2 条において、自己点検および自己評価を行うこと並びに自己点検・評価に関する委員会「自己点検・評価委員会」を置くことが規定されている。【資料 4-1-1】
- ・この自己点検・評価委員会は「本学の教育研究水準の向上を図り、合わせて本学の目的および社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関する事項を審議し、その実施にあたる」ことを目的とし、「点検・評価の実施の項目の設定」等を審議・決定している。【資料 4-1-2】
- ・本学は、教育目的として掲げる「人間力の育成」のために「教育から『協育』へ」をコンセプトとした教育改革を行い、それによって地域社会との連携を深化させ、地域社会を「学びの場」として「地域に生き、活かされる大学」となることを目指している。これを受けて本学では、教育目的に即した独自の自己点検評価の基準項目として、「基準 A. 地域社会との連携」を設定し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- ・本学学則第 1 章の 2「自己点検・自己評価」は、本学の自己点検・評価活動について規定し、「自己点検・評価委員会規程」（平成 5(1993)年 6 月）に基づき、学長の下に「自己点検・評価委員会」を設置している。
- ・本学の自己点検・評価の客観性を確保し、自己点検・評価活動の質的向上を図ることを目的に、学外の学識経験者・有識者からなる外部評価委員会が設置されている。外部評価委員会は、「自己点検評価書（案）」の検討・評価を主な審議事項とし、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。他方、自己点検・評価委員会は、外部評価委員会の審議結果を尊重し、自己点検・評価活動に反映させることとなっている。【資料 4-1-3】
- ・本学における自己点検・評価活動の相互関連は【資料 4-1-4】の図のとおりである。
- ・自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、各学部長、各研究科長、各センター長、心理教育相談室長、各運営部会長、事務局長、事務局次長、総務部長から構成されている。
- ・自己点検・評価委員会の主な活動は、①点検・評価の実施項目の設定、②評価基準の作成、③点検・評価の実施方法、④実施結果の点検、⑤大学評議会および理事会への報告、⑥自己点検・評価に関する年次報告書の作成である。
- ・自己点検・評価委員会には、「自己点検評価書」の構成に応じて運営部会が設置され、自己点検・評価に関する事項を審議している。平成 24(2012)年度より、内部質保証を実現するための大学評価や改善提案も運営部会の新たな役割として追加された。【資料

4-1-5】

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

- ・本学は、平成 5(1993)年 6 月に自己点検・評価委員会を発足させ、全学的に教育研究活動を総点検し、その成果を「京都学園大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－」（平成 8(1996)年）としてまとめ、刊行した。以後、自己点検・評価活動は毎年継続して行われ、平成 26(2014)年度末までに 15 冊の報告書を公刊してきた。【資料 4-1-6】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学は自己点検・評価委員会の発足後、自己点検・評価活動を継続的に行い、報告書を公表してきた。今後とも適切な自己点検・評価の体制を整え、自主的・自律的な自己点検・評価活動を周期的に実施し、本学の教育研究活動を着実に改善・向上させていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

- ・自己点検・評価委員会を所管する企画課が大学の基礎データを収集し、エビデンス集（データ編）を作成している。
- ・企画課は、自己点検・評価に必要な基礎データの把握と収集に際して、各部署にエビデンス集（データ編）の様式に従ったデータの作成を指示し、提出されたデータを整理・編集したうえで、エビデンス集（データ編）を作成している。
- ・自己点検評価書の執筆担当者は、所管部署である企画課が配布するエビデンス集（データ編）に基づいて、各項目の自己点検・評価に必要な根拠資料を確認しながら、「自己点検評価書（案）」を作成している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

- ・本学は、日頃から大学事務局が中心となって学生数や教員数等の基礎データを収集整理し、学内でその共有に努めている。例えば各学部・学科、研究科・専攻等の在籍者数は、教育修学支援センターにおいて整理され、毎月在籍者数の報告が各部署に配布される。

【資料 4-2-1】

- ・本「自己点検評価書」においても、エビデンス集（データ編）は、大学事務局の日常のデータ収集・整理に基づいてまとめられている。
- ・IR(Institutional Research)機能の構築のため、平成 25(2013)年 10 月に教育開発センターが設置され、大学教育に関する情報の収集、調査、分析および情報の発信を行っている。【資料 4-2-2】

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

- ・「自己点検評価書」は大学評議会や部課長・室長会議で報告され、理事会に提出されるとともに、平成 17(2005)年度よりホームページ上で公表されている。【資料 4-2-3】
- ・収集された基礎データは、本学のホームページ上の大学案内「教育情報の公開」において公表され、「自己点検評価書」は、同じく大学案内「自己点検・評価」で公開されている。【資料 4-2-4】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後ともエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に努めていく。
- ・自己点検・評価においてと同様に、大学の現状把握に十分な調査やデータの収集・分析を行い、本学の改革・改善に生かしていく。
- ・こうして出来上がった自己点検・評価の結果は遅滞なく学内と社会に公表し、社会への説明責任を果たしていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

- ・本学の自己点検・評価制度において、自己点検・評価委員会の主な委員は、各学部長、各研究科長、各センター長であり、教育研究事業の執行の責任者である。各学部長、各研究科長、各センター長が事業執行の責任者として、事業計画(Plan)の立案を行い、実際の事業執行(Do)を管理している。この同じ事業執行の責任者が自己点検・評価委員会の委員として、また「自己点検評価書」の執筆者として自己点検・評価を行う(Check)。これを受けて各学部長、各研究科長、各センター長は次年度の事業の改善を計画し(Action)、次年度の事業計画を立案する。以上のような自己点検・評価作業の継続により、本学では PDCA サイクルが構築されており、適切に機能している。
- ・平成 25(2013)年度 4 月に理事長から「理事長メッセージ」として平成 25(2013)年度の入学者数、中退率、就職率の目標が示された。これを受け学長、事務局長が中心となり入学センター、教育修学支援センター、キャリアサポートセンターに対して「入学者確保・中退予防・就職率向上実行プラン」の立案を指示し、実行に移した。幹部教職員合同懇談会（「じっくりミーティング」）で同プランの進捗状況を確認し、目標達成に努めた結果、入学者数と就職率は大きく改善した。学長は平成 26(2014)年度 4 月の理事会で取り組みの成果を報告した。このように本学は、経営に直結する問題については理事長、理事会とともに PDCA サイクルを展開し、一定の成果を上げている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・社会が求める人材の育成を通じて本学は、社会が求める大学に更に進化しようとしている。そのためには、本学自身が教育研究活動を主体的に点検・評価し、社会のニーズに応えるべく改善していかなければならない。こうした認識に立ち、今後も引き続き全学的に自己点検・評価活動を行い、PDCA サイクルの実行を通じて教育研究活動の自律的

かつ計画的な改善を進める。

[基準 4 の自己評価]

- 本学は自己点検・評価委員会規程を制定し、全学的に自己点検・評価活動に取り組むために企画課を所管とする常設の全学委員会として自己点検・評価委員会を組織し、自己点検・評価活動の成果を報告書としてまとめ、これまでに 15 冊の報告書を公刊してきた。
- 主管部署である企画課が自己点検・評価活動に必要なデータを収集し、必要な調査も実施し、エビデンスに基づいた自己点検・評価活動を支援してきた。
- 自己点検・評価の客観性を確保するため、学外の学識経験者による外部評価も導入している。
- 本学では自己点検・評価活動の成果である自己点検評価書の公刊とともに、期中に定例的に開催される幹部教職員合同懇談会（「じっくりミーティング」）を通じて各部署の課題を共有し、日常業務レベルでも PDCA サイクルを展開する取組みが定着している。
- 以上により、本学では自己点検・評価がすでに慣習化しているので、「基準 4. 自己点検・評価」の基準を満たしていると判断する。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携

A-1 「地域社会との連携」の目的

《A-1 の視点》

A-1-① 「地域社会との連携」の目的の明確性

A-1-② 「地域社会との連携」の目的を達成するための具体的方策

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・平成 17(2005)年、総合科学技術会議は「科学技術に関する基本政策について」に対する答申に「地域に開かれた大学の育成」との一項を設け、その中で「地域における大学は、国公立を問わず地域にとって重要な知的・人的資源であり、地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきである。また、地方公共団体は、このような大学をパートナーとして捉え活用していくことが地域再生に不可欠と認識し、積極的に支援していくことが期待される」としている。これ以前から、本学は「地域とともに生きる大学」の重要性を認識し、『自己点検・評価報告書』の中で示してきた。
- ・平成 18(2006)年 11 月に本学は京都亀岡キャンパスが立地する亀岡市との間で学術交流協定を締結し、地域振興および学術連携、教育の発展を目的に、さまざまな連携と協力をしてきた。【資料 A-1-1】平成 25(2013)年 4 月に本学と亀岡市は「夢ビジョン（第 4 次総合計画）シンボルプロジェクト推進に関する協定」を締結し、平成 27(2015)年 3 月には地域振興および学術交流・教育の発展を目的にした「亀岡市と京都学園大学との連携・協力に関する包括協定書」を締結した。【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】平成 27(2015)年 3 月に本学、亀岡商工会議所、亀岡市の 3 者は、食農関連事業および学生の実践教育に関して有機的に相互連携することを目的に、「食・農に関する連携協定書」を締結した。【資料 A-1-4】
- ・亀岡市と締結した協定に基づき、亀岡市市長および本学学長らを構成員とする「亀岡モデル創生協議会」を設置し、毎年度始めに地域振興および学術交流・教育の発展について意見交換し、連携・協力を推進する連携事業等の協議を行っている。【資料 A-1-5】より綿密な連携・協力関係のための意見交換をするため、平成 28(2016)年 8 月 30 日に「亀岡市・京都学園大学連携キックオフ会議」を開催した。【資料 A-1-6】
- ・平成 23(2011)年 10 月に本学と京都市中京区は、都市部におけるニホンミツバチの保護・飼育方法を研究するとともに、中京区におけるまちなか緑化の推進を目指す「京都市みつばちガーデン推進プロジェクト」を締結した。【資料 A-1-7】
- ・平成 27(2015)年 6 月に本学、京都府南丹広域振興局、京都府農林水産技術センターの 3 者は協定を締結し、地域の 6 次産業化・農商工連携等における相互連携協力を促進させている。【資料 A-1-8】
- ・平成 24(2012)年 8 月に本学、京都市、京都市上下水道局の 3 者は、相互に協力することで、大学のキャンパスの設置運営の円滑化を図るとともに、市の西部地域および市全体の活性化を目的とする「京都市山ノ内浄水場跡地における京都学園大学太秦キャンパス設置運営に関する基本協定書」を締結した。【資料 A-1-9】また平成 26(2014)年 4 月に

本学と京都市交通局は、地域活性化と公共交通の利用促進に関する協定を締結した。【資料 A-1-10】

- ・平成 27(2015)年 4 月、本学、京都市右京区役所、右京区にある 4 大学（京都光華女子大学・同短期大学部、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、花園大学・京都外国語大学）の 6 者は、大学と地域とが、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通して大学の教育活動の活性化、地域住民の安心安全、地域の活性化および将来必要とされる人材育成に寄与することを目的とした地域連携に向けた包括協定「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を締結した。【資料 A-1-11】
- ・平成 27(2015)年度文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に、本学が参加校である「北京都を中心とする国公私・高専連携による京都創生人材育成事業」が採択され、地域の産業界との連携を促進させている。【資料 A-1-12】

(3) A-1 の改善・向上方策

- ・京都亀岡キャンパスが立地する亀岡市とは各種協定を締結し、40 年以上の長きに渡り地域の知の拠点としての役割を果たしてきた。今後も、柔軟かつ地域のニーズに応える連携・協力体制の構築に努めながら、口丹地区で唯一の総合大学である本学の立地を鑑み、京都亀岡キャンパスが口丹地区の知の拠点となるべく活動を進めていく。
- ・平成 27(2015)年度に開設した京都太秦キャンパスが立地する京都市右京区では、「右京区大学地域連携協議会」や「右京区まちづくり区民会議」等を通じて、地域のニーズに応じた連携関係を構築しつつ、「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を締結している 4 大学と協調しながら、本学の独自性を活かした知の拠点としての役割を果たすよう務める。
- ・今後とも両キャンパスで、地域のニーズに「柔軟」かつ「速やか」に対応しながら、「地域と共に生きる大学」「地域に生き、活かされる大学」を目標とし、これを実現していく。

A-2 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動

《A-2 の視点》

A-2-① 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動の多様性

A-2-② 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における地域社会への貢献

A-2-③ 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における教育的価値

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 亀岡市域における地域連携

- ・亀岡市とは、平成 18(2006)年度に締結した学術交流協定に基づき、亀岡市のまちづくりや地域振興に関わる共同研究を行い、共同研究発表会を開催して亀岡市に研究成果を還元している。平成 28(2016)年 6 月 30 日に開催された「平成 28 年度亀岡モデル創生協議会」では、3 件の共同研究事業が採択された。また、平成 27 年度の共同研究発表会が、

平成 28(2016)年 4 月 27 日に開催された。共同研究事業例を次表に示した。【資料 A-2-1】

【資料 A-2-2】

年度	共同研究課題名
平成 27	亀岡市におけるダイジョ (<i>Dioscorea alata</i> : アラータイモ) の普及に必要な技術開発～ウイルスフリー苗の増殖システムの開発と紅イモ新系統の選抜～
	亀岡市に残る野鍛冶の緊急調査—鍛冶場の図面作成およびライフヒストリーを中心にして—
	「里山学校」実践の紹介
	亀岡市高齢者におけるフレイル要因の解明 (事故や傷害を予防し、できるだけ元気で長生きするために)
	かめおか里道トレイルの活用に関する研究
	亀岡佐伯区と湯の花温泉、地域肥料資源を組み合わせた観光型農業生産地域の検討
平成 28	亀岡市内で生産される茶の多用途利用に関する研究
	かめおか里道トレイル活用に関する研究—亀岡の文化資源に着眼して—
	保津川の筏復活に関する研究

② 京都市右京区域における地域連携

- 平成 27(2015)年度から「右京区大学地域連携協議会」に加盟し、京都市右京区が抱える課題の解決とまちづくりへの取り組みを始動している。【資料 A-2-3】
- 平成 26(2014)年度より「右京まちづくり大学リレー講座」に講演会の提供を開始している。【資料 A-2-4】平成 27(2015)年度、3つの市民講演会を提供した。
- 平成 26(2014)年度より「右京区まちづくり区民会議」に参加し、地域住民との関係性を構築するよう務めている。「右京区まちづくり区民会議」は、「京都市右京区基本計画 2020 右京かがやきプラン」の実現に向けて平成 23(2011)年に設置され、自治連合会、各種団体、NPO 等の市民活動団体、学校、大学、企業、行政など、多様な団体と右京区役所が連携して運営にあたり、構成団体のメンバーがそれぞれの強みを活かしてプロジェクトを推進している。
- 平成 27(2015)年度、右京区推進協議会の「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」において、防犯マスター講習会を開催し、その一翼を担った。【資料 A-2-5】

③ 京都市中京区域における地域連携

- 平成 20(2008)年度より、中京区にある京都学園大学京町家「新柳居」を拠点として、地域コミュニティの活性化および地域文化の継承に積極的に取り組んでいる (A-3 および A-4 参照)。また、本学は、平成 23(2011)年度から中京区が重要施策の 1 つとして推進している「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」に全面的に協力している。【資料 A-2-6】

④ その他区域における地域連携

京都学園大学

- ・本学と京都府南丹広域振興局および京都府農林水産技術センターの3者間で締結した連携協定書に基づき、平成27(2015)年度より地域の6次産業化を推進する「京丹波農起業塾」を開催している。【資料 A-2-7】
- ・さまざまな形で各種団体の求めに応じて、さまざまなイベント開催に協力している。支援団体機関と支援内容を次表に示した。【資料 A-2-8】

支援団体機関	内容	実施年月日
京都府	京都府農林水産技術センターの施設公開	平成27年7月29日
ピンクリボン京都実行委員会	ピンクリボン京都2015	平成27年10月23日
東日本大震災復興支援事業	「聖護院かぶらで千枚漬けを作って被災地にお届けしよう！」プロジェクト	平成27年11月20日～11月22日
亀岡市・亀岡市教育委員会	地域ふれあいサイエンスフェスタ2015	平成27年11月28日
一般社団法人亀岡市観光協会	スポーツを活用した観光まちづくりシンポジウム	平成27年12月5日
亀岡市教育研究所	サイエンスフレンズ学習クラブ	平成27年12月12日
京都府	京都環境フェスティバル2015	平成27年12月12日、12月13日
公益財団法人関西盲導犬協会	亀岡市地域交流事業ブラインドサッカー体験会	平成28年2月20日
梅岩顕彰会	平成27年度第3回梅岩フォーラム「梅岩に学ぶバブル経済の行方」	平成28年3月6日
千歳町自治会	いさいさ健康講座	平成28年3月20日
京都府	京都府農林水産技術センターの施設公開	平成28年7月28日

⑤ 市民講座

- ・本学では、地域に知を発信するために多様な公開講座を開催している。また、市民講座・講演会等にも本学教員を講師として派遣している。本学が提供している公開講座の実施例を次表に示した。【資料 A-2-9】

タイトル	開催年月日
京都学園大学×ハーバード大学アジアセンター共催シンポジウム 「和食から WASHOKU へ」	平成27年5月30日
人文学部開設記念講演会『源氏物語』と『平家物語』 講演「『源氏物語』の真実」、トークセッション「『源氏物語』とその時代」 講演「平家物語の実像と『平家物語』」トークセッション「物語文学における虚構と真実」	平成27年6月28日、7月5日
人文学部開設記念講演会『語り』のカー村上春樹の創作活動と心理療法 講演「村上春樹の創作活動と心理療法」「人が語り始めるときーナラティブ心理学の道しるべ」、トークセッション「『語る力』と『聴く力』」	平成27年8月30日
京都学園大学×ハーバード大学アジアセンター共催シンポジウム 「Living with Robots」	平成27年9月12日
京都学園大学×ハーバード大学アジアセンター共催シンポジウム	平成27年10月7日

京都学園大学

「現代とは何か ～歴史家の視点から～」	
バイオ環境学部 10 周年記念講演会「地域振興と京都学園大学」	平成 27 年 10 月 24 日
京都学園大学創立 90 周年・京都学園大学健康医療学部開設記念 「健康長寿の基盤 高齢者の体力を考える」	平成 27 年 11 月 7 日
「白書で学ぶ現代日本」公開講演会 「日本経済の現況と課題－『経済・財政白書』を中心に－」	平成 27 年 11 月 14 日
平成 27 年度第 3 回梅岩フォーラム「梅岩に学ぶバブル経済の行方」	平成 28 年 3 月 6 日
シンポジウム「いのちのミュージアム」	平成 28 年 4 月 23 日
京都学園大学創立 50 周年記念講演会「心の痛みとケア」	平成 28 年 5 月 28 日
京都学園大学創立 50 周年記念講演会 「えげれす人がやってきた！～ペリー来航前夜」	平成 28 年 7 月 9 日
バイオ環境学部開設 10 周年記念講演会 ひとと多様な生き物が共生する「環境」から「地域」へ	平成 28 年 7 月 16 日
対談「北野天満宮と日本人」	平成 28 年 7 月 30 日

- ・ 学生に対する教育活動の一環として開催している講義や講座の一部を、公開講座として継続的に開放している。平成 27(2015)年度には、「2015 年度 白書で学ぶ現代日本」や「2015 年度 女性企業家講座」を開放した。また、本学、京都府南丹広域振興局、京都府農林水産技術センター3 者の協定で実施している「京丹波農起業塾」の一環として、平成 28 (2016) 年度「亀岡学」の一部を公開講座として提供した。【資料 A-2-7】

⑥ 高大連携事業

- ・ 本学は、平成 22(2010)年 7 月、京都亀岡キャンパスが立地する京都府口丹地区の全ての府立高校 7 校（亀岡高校、農芸高校、南丹高校、園部高校、北桑田高校、須知高校、丹波支援学校）との高大連携協定を締結した。この協定の目的は、高校生が口丹地区で唯一の総合大学である本学が実施する多様な講義や実験・実習を受講することによって、1 つには上級学校での学修内容を知り、その学びが社会でどのように役立つかを理解し、学習への意欲を高めること、更には上級学校卒業後の就業力を身につけることにある。プログラムの特徴は各府立学校のニーズと授業計画に沿ったものである点である。また、協定は一年更新とすることで、学長と 7 校の校長とが意見交換をする機会を確保できるようにしており、毎年調印式を行っている。口丹 7 校に加え、平成 24(2012)年 6 月には京都府立綾部高等学校と、平成 26(2014)年 4 月には京都府立海洋高等学校と高大連携プログラム実施に関する覚書を締結した。平成 27 年度以降、高大連携プログラムの内容は経済経営・歴史文化・心理・バイオ・環境・食農・看護・健康スポーツ分野からなる多様な講義と実験・実習からなるものであり、本学の持つ高度な知の内容と多様性が連携事業に反映され活用されている例といえる。実施例を次表に示した。

京都学園大学

連携校	内容	実施年月日
亀岡高校	講義「水質調査は何のため？」 実験「リン酸態リン分析方法：モリブデン青法による吸光度分析」	平成 27 年 7 月 27 日
	グローバルサイエンスⅡ研究への指導および助言	平成 27 年 11 月 20 日
	グローバルサイエンスⅡ研究への指導および助言	平成 27 年 11 月 27 日
	グローバルサイエンスⅡ実践発表会講評	平成 27 年 2 月 19 日
	グローバルサイエンスⅠ数理科学科研究発表会助言	平成 27 年 2 月 23 日
	河川と環境に関する特別講義	平成 28 年 7 月 27 日
農芸高校	出張講義「社会について学ぶ」	平成 27 年 11 月 18 日
南丹高校	事前講義「バイオワールドへようこそ」	平成 27 年 7 月 13 日
	講義・実験「生命の設計図 DNA と出会う」	平成 27 年 7 月 27 日
	講義・実験「植物の色にまつわる 7 不思議を解き明かす」	平成 27 年 7 月 28 日
	出張講義「平安時代およびおおよび古典文学について」	平成 28 年 2 月 10 日
	出張講義「「バイオワールドへようこそ」	平成 28 年 7 月 11 日
	講義「なぜ、身体を動かすことが心身の健康につながるのか」	平成 28 年 7 月 28 日
	実験「生命の設計図 DNA と出会う」 講義「スポーツドリンクって効くの？そんな疑問にバイオの視点でお答えします」	平成 28 年 7 月 29 日
園部高校	出張講義「生物の行動を操る有機分子ー有機化学の基礎から研究までー」	平成 27 年 9 月 17 日
	実験「植物の製油成分による害虫誘引効果の検証」	平成 27 年 11 月 12 日
	中高生の科学研究実践活動推進プログラム講座実践発表会講評の講師派遣	平成 28 年 1 月 14 日
須知高校	出張講義「商品分析とポジショニング」	平成 27 年 6 月 2 日
	出張講義「SWOT 分析と KJ 法」	平成 27 年 6 月 11 日
	出張講義「販売促進の進め方」	平成 27 年 6 月 23 日
	出張講義「問題解決とビジネスプラン」	平成 27 年 6 月 25 日
	「京都府の水環境」高校生による研究発表と本学教員による講義と講評	平成 27 年 7 月 15 日
	講義「販売促進講座」	平成 27 年 11 月 5 日
	出張講義「ビジネスプランニングコンテスト」選考会の審査および指導	平成 27 年 11 月 12 日
	本学主催「ビジネスプランニングコンテスト」出場	平成 27 年 11 月 25 日
	講義「前頭葉をきたえる」「マクドナルド vs モスバーガー」「バイオがつくる生活（現在と未来）」	平成 27 年 12 月 25 日
	出張講義「平安の恋の手紙たち」	平成 28 年 2 月 18 日
講義「販売促進講座」と POP 作成実習	平成 28 年 6 月 30 日	

京都学園大学

綾部高校	講義・実験「植物色素の7不思議」	平成27年8月6日
	講義「マクドナルド vs モスバーガー」「お金と経済の動き」「心理テスト実習」「聞こえのしくみと難聴」「心の看護」「スポーツドリンクって効くの？そんな疑問にバイオの視点でお答えします」	平成27年10月30日
	講義「マクドナルド vs モスバーガー」「なぜ、身体を動かすことが心身の健康に繋がるのか？」「昆虫や植物が作り出す有機分子を分子模型で作ってみよう」	平成27年11月13日
	実験・講義「生命の設計図であるDNAを学ぶ」「植物の色の7不思議を解き明かす」	平成28年7月26日
海洋高校	講義「大学で学ぶ水環境調査」「空から見ると見えてくる？」	平成27年7月7日
	体験講義「水質を良くする微生物たちを観察する」「豆乳でフルーチェを作ってみよう！」	平成28年6月22日

- ・上記の連携協定・覚書締結校に加え、京都府内を中心とする高等学校の個別ニーズに柔軟に対応した高大連携事業も行っている。実施例を次表に示した。

連携校	内容	実施年月日
嵯峨野高校	出張講義「『源氏物語』について」	平成27年6月12日
京都学園高校	バイオサイエンス・プログラム	平成27年6月13日、8月3日。8月4日、8月5日
桃山高校	出張講義「水道水はどのように作られる？」	平成27年6月13日、6月20日
桂高校	出張講義「食物組織培養による繁殖と育種について」	平成27年6月18日
乙訓高校	出張講義「スポーツビジネスの魅力に迫る」	平成27年6月24日
園部高等学校附属中学校	出張講義「遺伝子のはたらき」、講義・実験「細胞の世界」	平成27年9月15日、9月18日
京都明德高校	スカラシップ「バイオメカニクス」「経営学入門」「マクロ経済入門」「経済経営研究ゼミナールⅠ」「バイオワールドへようこそ」「民俗学B」	平成27年10月27日、10月28日、10月29日
園部高等学校附属中学校	出張講義「中学生による発表への指導と講評」	平成27年10月29日
晴明高等学校	出張講義「平安貴族の生活や『源氏物語』のおもしろさについて」	平成27年11月2日
嵯峨野高校	出張講義「『源氏物語』について」	平成27年11月13日
紫野高校	人文セミナー 「本当にあった『源氏物語』—作者の問いかけるもの—」	平成28年2月2日
洛東高等学校	特別講義「『子どもの育つ環境』について」	平成28年2月18日
京都翔英高校	講義「経済のグローバル化と一人勝ち」「ポイントカード	平成28年6月7日

京都学園大学

	って本当にお得？」 「内耳、前庭のはたらきとその障害」 「聞こえのしくみと難聴」 「暮らしの中の民俗学」 「恋愛の心理学」 「生き物が作り出す有機分子の形と物性を学ぼう」 「生命の設計図 DNA を学ぶ」	
桃山高校	実験実習講座「水質を良くする微生物たちを観察する」	平成 28 年 6 月 11 日、6 月 18 日、
洛東高等学校	講義「江戸時代の双六について」	平成 28 年 7 月 12 日
京都府高等学校文化連盟放送専門部	映像研修会	平成 28 年 8 月 9 日

- 平成 26(2014)年度より、京都学園大学論文コンテストを実施している。これは、バイオ環境学部、経済学部、人間文化学部が独自に取り組んできた高大連携事業を、4 学部・10 学科体制となったことを契機に、経済経営分野、健康医療分野、歴史文化分野、心理分野、バイオ・環境・食分野からなるものに発展させたものである。平成 28(2016)年度は、「地域の未来を創る —私と経済— (経済経営分野)」「生きいき健康で暮らすために個人または社会がすべきこと (健康医療分野)」「自分の体験や社会的出来事などを通して『歴史』について考えたこと (歴史文化分野)」「自分の体験や社会的出来事などを通して『心』について考えたこと (心理分野)」をテーマとした論文、および「バイオ」「環境」「食農」に関する研究論文や研究作品 (バイオ・環境・食分野) を募った。【資料 A-2-10】
- 平成 26 年度より高校理科教員の支援活動を始めている。これは、新課程の実施に伴い、生物の内容が「広範囲に」かつ「深化」したため、理科 (生物) の指導力向上が求められる京都府生物教育会の要望を受けたものである。実施例を次表に示した。

高校理科教員支援研修会内容	実施年月日
講義「食品機能研究の現状と未来」、実験「食品中のタンパク質の分析」	平成 27 年 8 月 18 日
フィールド実習「焼畑でよみがえる日本の里山：湖北余呉町の事例」	平成 27 年 9 月 19 日
フィールド実習「京都の水辺と歴史・文化を学ぶ街歩き」	平成 28 年 8 月 17 日

⑦ 職業人を対象とした連携事業

- 本学は、職業人対象の研修会等にも本学教員を講師派遣している。平成 27(2015)年度の学部・学科の開設に伴い、多様な産業界のニーズに応える形となっている。実施例を次表に示した。【資料 A-2-11】

支援対象団体	内容 (主な対象者)	実施年月日
独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	ALSO-Japan プロバイダーコースへの講師派遣 (産婦人科医、プライマリケア医、研修医、救急医、助産師)	平成 27 年 5 月 8 日～9 日
沖縄県立 中部病院	BLSO コース in Okinawa への講師派遣 (救命救急士、救急科の看護師・医師)	平成 27 年 5 月 15 日～16 日
亀岡市	亀岡市内教員特別講習会への講師派遣	平成 27 年 5 月 30 日
北海道会社事業協会	ALSO プロバイダーコース 2015@帯広協会病院	平成 27 年 5 月 30 日～31 日

京都学園大学

帯広病院	への講師派遣	日
公益社団法人 滋賀県栄養士会	健康づくり提唱の集い講演「糖尿病患者に対する心理的なアプローチ」(栄養士)	平成27年6月20日
公益財団法人 京都高度技術研究所	第13回バイオ計測・試薬研究会 講演「バイオ測定技術の活用と研究の展開」	平成27年6月26日
公益財団法人 奈良県看護協会	平成27年度教育計画 講演「看護研究の基礎を学ぶ」(看護師)	平成27年6月27日
公益社団法人京都市保育園連盟	出張講義「消毒薬と安全管理」(保育士)	平成27年7月13日
和歌山県福祉保健部	平成27年度第1回市町村職員研修への講師派遣	平成27年7月13日
兵庫県教育委員会	第1回「体力アップサポート専門家会議」への講師派遣	平成27年8月17日
一般財団法人 家庭医療学研究所	磐田 ALSO セミナー・プロバイダーコースへの講師派遣	平成27年8月22日～23日
社会福祉法人恩賜財団済生会 京都病院	講演「看護研究計画書の書き方」(看護師)	平成27年8月29日
日本手術看護学会	京都・滋賀ブロックセミナー 講演「手術室における麻酔看護の基礎知識」(手術室看護師)	平成27年9月5日
公益財団法人地域医療振興協会	ALSO・Japan セミナー・プロバイダーコースへの講師派遣	平成27年9月12日～13日
京都地域包括ケア推進機構	京都式介護予防総合プログラム実践フォーラム(市町村職員等)	平成27年10月23日
京都府南丹広域振興局、京都府農林水産技術センター	京都丹波農起業塾(農業生産者)	平成27年11月7日
和歌山県言語聴覚士会	一般社団法人和歌山県言語聴覚士会生涯学習プログラム・基礎講座へ講師派遣	平成27年11月15日
JA 京都	食品開発センター視察研修	平成27年12月14日
福井県総合福祉相談所	市町職員等児童虐待防止研修会 講演「虐待防止のための子育て支援」	平成27年12月14日
宮津市	健康づくり運動推進リーダー視察研修(健康福祉室職員)	平成27年12月16日
鯖江市保育協議会	職員研修会(保育園長・保育士)	平成27年12月19日
特産物を考える会	講演会「露地での栽培技術と地域特産物の今後の展開」「露地・簡易施設における環境保全型野菜栽培」、交流会「亀岡のアラータイモおよび新規に育成した野菜の栽培についての意見交換会」(農業生産者)	平成27年12月19日 平成28年2月27日
鹿児島市立病院	ALSO プロバイダーコースへの講師派遣	平成28年1月5日～7日
京都丹波豆 ONE の会	勉強会への講師派遣(京都丹波産豆の生産者、加)	平成28年1月18日

	工、販売業者等)	
南丹市美山保健福祉センター	南丹市元気アップ体操教室 (保健指導者)	平成 28 年 2 月 16 日
京都府農林水産技術センター	2015 年度 京都府農林水産技術センターとの研究交流会および職員研修会 (京都府農林水産技術センター、京都府改良普及センター職員)	平成 28 年 3 月 3 日
京都府立高等学校進路指導教育協議会	研修会講演「医療職について」 (京都府立学校の進路指導部長)	平成 28 年 8 月 1 日

(3) A-2 の改善・向上方策

- ・ 以上のように、本学の連携事業は、地方公共団体を連携・協力パートナーとしたものに本学独自の取り組みが加わり、数・内容ともに充実している。対象者も、一般市民や地域住民、高校生、小中学生に加え、職業人を対象とした産業界のニーズにも応える内容となっている。また、京都亀岡キャンパスでは、通常の産官学連携とは異なる「地域住民と本学との直接的な連携活動」が萌芽しているなど、地域社会との連携活動の進化も見られている。こうした地域社会との連携活動のありかたは、A-4 で後述するや京都学園大学京町家でも見られており、京都太秦キャンパスにおける地域社会との連携活動においても、「右京区まちづくり区民会議」などを通じ、同様の広がりが起こるよう努めていく。

A-3 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動

《A-3 の視点》

A-3-① 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の多様性

A-3-② 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の地域社会への貢献

A-3-③ 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の教育的価値

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

① 亀岡市域における連携活動

- ・ 平成 23(2011)年から、里山の保全と産業振興を目的として、里山の水田や大学の圃場で教員や地元農家の指導の下に学生が酒米「山田錦」を栽培し、その米を原料に地元酒造メーカーと共同で純米酒「大槻並」を大学ブランドの清酒として製造している。平成 27 (2015)年度も継続して製造と販売を行った。
- ・ 本学の学生防犯ボランティア団体である「京都学園大学防犯パトロール隊」は、警察署と協力して亀岡市内において防犯活動を行っている。平成 28 (2016) 年 4 月 9 日には、平成 28 年度亀岡防犯推進委員連絡協議会委嘱式に参加し、京都府亀岡署附田署長、亀岡防犯協会渡邊会長より推進委員を委嘱された。【資料 A-3-1】
- ・ 学生グループが主体となって子どもたちの育成活動を支援する 2016 年度京都府子ども未来づくりサポーター活動支援事業に採択され、「そがべっこ未来づくりサポーター」が始動する。【資料 A-3-2】

② 京都市右京区域における連携活動

- ・平成 27 (2015)年度から、「右京区まちづくり支援制度（大学活動支援）」を活用した地域コミュニティ活性化や課題解決に向けた取り組みが始動した。平成 27 (2015) 年度には、「京學堂」の右京区特産品プロジェクトと「育 G の会クローバー」の育児と育自を支援する右京子育てコミュニティが本制度に採択された。ともに平成 28 (2016) 年度も同制度に採択されており、2 年目の活動に入っている。【資料 A-3-3】
- ・学生グループが主体となって子どもたちの育成活動を支援する 2016 年度京都府子どもの未来づくりサポーター活動支援事業に採択された「太秦っ子ひろば」が始動している。平成 28(2016)年 8 月 23 日、第 1 回目「太秦っ子ひろば」として理科実験教室を開催した。【資料 A-3-4】
- ・学生有志が右京区学生選挙サポーターとして活動を始動した。右京区学生選挙サポーターとは、学生自身が選挙啓発に繰り出し、右京市民の政治に対する意識を高め、投票率の向上を目指し、平成 23 年度に設立された団体である。平成 28(2016)年度は、参議院通常選挙における啓蒙活動を行った。【資料 A-3-5】
- ・平成 27 (2015)年度、まちなかの身近な緑を増やす取り組みを支援する「まちなかの森づくり事業（公益社団法人京都モデルフォレスト協会）」を活用した「御池通りみどりの街道プロジェクト」が実施された。「御池通りみどりの街道プロジェクト」は、京都亀岡キャンパスで造園を学ぶ学生たちが京都に自生する在来種の保全をめざし、御池通りに面した京都学園大学京都太秦キャンパスの敷地で、京都に自生している樹木を用いた植樹活動である。【資料 A-3-6】

③京都市中京区域との連携活動

- ・平成 27 (2015)年度も引き続き、本学学生が京都三大祭の 1 つである祇園祭に参加し、京都市中京区の新町百足屋町地区の山鉾である南観音山の諸活動奉仕にあたっている。また、同時期には、地域の小学生を対象としたちまき作りの支援活動にもあたっている。

④その他区域との連携活動

- ・京都産学公連携機構の平成 27 年度「企業の開放特許を活用した地域ビジネス創生事業」に学生有志が参加し、平成 27(2015)年 12 月 12 日に開催された平成 27 年度知財活用アイデア全国大会（西日本大会、『知財活用アイデア全国大会』実行委員会主催）に出場した。平成 28 年度も、起業開放特許技術を活用し、中小企業のビジネスにつながる商品アイデアを企画提案する「知財活用アイデアコンテスト（京都産学公連携機構）」に参加している。【資料 A-3-7】

(3) A-3 の改善・向上方策

- ・以上のように、学生が主体となって取り組んでいる連携活動は、日頃の学びや活動の成果を地域に還元できる実践の場となっている。今後、亀岡市域や京都市中京区域での連携活動を継続しながら、京都市右京区域での連携活動をより充実させていく。特に、京都市右京区域では、右京区民との関係性を構築するため、「右京区まちづくり支援制度」

を活用しつつ、「右京区大学地域連携協議会」「右京区まちづくり区民会議」「右京区地域連合協議会」等を通じ、本学の存在感を増すように務めながら、地域のニーズ調査を進めていく。また、京都市右京区域では、本学の独自性を活かした本学学生の連携活動を進めつつ、右京区に立地する4大学（京都光華女子大学・同短期大学部、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、花園大学、京都外国語大学）と協調・協力した連携活動にも期待したい。

A-4 京都学園大学京町家「新柳居」における地域社会との連携活動

＜A-4の視点＞

A-4-① 京都学園大学京町家「新柳居」における地域社会との連携活動の多様性

A-4-② 京都学園大学京町家「新柳居」における地域社会との連携活動の地域社会への貢献

A-4-③ 京都学園大学京町家「新柳居」における地域社会との連携活動の教育的価値

(1) A-4の自己判定

基準項目A-4を満たしている。

(2) A-4の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

- ・平成20(2008)年4月、本学は京都市中京区明倫学区に京都学園大学京町家「新柳居」を設置し、大学院生や学生の学び舎としつつ、地域コミュニティの活性化と地域文化の継承に積極的に取り組んできた。
- ・京都市中京区明倫学区地域との日常的な地域連携活動の1つとして、京都三大祭の1つである祇園祭への本学学生の参加がある。設置した平成20(2008)年から、新町百足屋町地区の山鉾である南観音山の諸活動奉仕にあたっている。
- ・明倫学区の地元住民は、京都学園大学京町家「新柳居」が多様な知を発信する地区の知の拠点となると同時に、地区住民が地域の歴史・伝統・暮らしについて発信する場ともなることを要望していた。このような要望を踏まえ、設置した平成20(2008)年度から、一般市民向けの公開講座「新柳居市民講座」を開講している。祇園祭の直前にあたる6月に明倫学区の協力を得て地区住民を講師とする祇園祭をテーマとした講座を開講し、秋に本学教員を講師とした市民講座を開講している。また、「新柳居市民講座」に、平成24(2012)年度より中京区に協力して推進している「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」の市民講座が加わり、平成27(2015)年度より健康医療分野の市民講座が加わり、平成27(2015)年度「新柳居市民講座」では、6テーマからなる15回の講座を提供できた。いずれも、来聴者の中には連続受講する方も多く、地域に根付いたものとなっている。「新柳居市民講座」のテーマと演題タイトルを次表に示した。【資料A-2-1】【資料A-4-1】

新柳居市民講座のテーマと演題タイトル	実施年月日
祇園祭特集 祇園祭のよもやま話（全2回） 「鯉山タペストリー伝来の謎」「祇園祭裏方としての女性の楽しみ」	平成27年6月12日、6月19日
歴史文化研究の最前線（全3回） 「豊臣秀吉と京都」「近世庶民のお茶」「江戸時代出版文化における皇都京	平成27年9月4日、9月11日、9月18日

都イメージの広がり	
食と農を結ぶー健康な植物を、楽しく・美味しく食べて、健康で豊かな食生活ー（全3回） 「食品香料の粉末化とその活用法」「生活習慣病予防と食物繊維」「植物の上にいる微生物の実はずごい！ 巧みな働き」	平成 27 年 10 月 9 日、10 月 16 日、10 月 30 日
みつばち市民講座花とみどりを広げるみつばち市民講座 「元離宮二条城～四季折々のみどり～」 「玄関やベランダで手軽に楽しむ花緑」 「ニホンミツバチの世界で今起きていること」	平成 27 年 10 月 23 日
知って納得！ 冬がくる前に感染症対策を（全3回） 「免疫力、アップして感染症に負けない体づくり」「効果的なインフルエンザと風邪の予防・対策」「冬が肝心！ 感染症対策！ 知っておきたい身近な感染症！」	平成 27 年 11 月 20 日、11 月 27 日、12 月 4 日
大学と地域社会（全3回） 大学と地域の共生、安心なまちづくりのために住民と大学ができること～防犯理論と防犯活動～、実践プロジェクトの紹介	平成 28 年 2 月 19 日、2 月 26 日、3 月 4 日
祇園祭特集 これからの祇園祭～鷹山復興に向けて～（全2回） 「京都祇園祭の山鉾行事とユネスコ無形文化遺産」「鷹山の復興に向けて」	平成 28 年 6 月 10 日、6 月 17 日

(3) A-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 以上のように、京都学園大学京町家「新柳居」を拠点とした本学の活動は、明倫学区（祇園祭南観音山町）および中京区という連携パートナーのニーズとマッチすることで、地域コミュニティの活性化および地域文化の継承に貢献してきた。平成 27（2015）年度より、「新柳居市民講座」は、経済経営学部、人文学部、健康医療学部、バイオ環境学部の 4 分野からなるテーマを企画し、本学の持つ知の多様性が反映・活用されている。
- 今後、京都学園大学京町家「新柳居」は、従前よりの大学院生と学生の学び舎であるとともに、本学の教育研究活動を社会に発信しつつ、社会の知的活動を取り込む拠点としての新たな機能を発揮していく。具体的には、新しく制度化した京町家運営委員によって検討される企画運営を実行することで、地理的に近い京都太秦キャンパスとの機能的な分担を果たしつつ、「京の知」の発信拠点にする。

[基準 A の自己評価]

- 以上述べてきたように、本学は地域社会との明確な連携方針を掲げ、本学の持つ高度な知の内容と多様性を反映・活用しつつ、課題の具体的な取組み方針を用意している。本学の地域連携活動は、地元自治体、地元教育機関、地域産業界の要望に応える形で、継続性と多様性を確保しており、今後の更なる深化も期待できる。公開講座など、地域住民に直接に開かれた形での企画サービスも多岐にわたり充実している。また、学生が主体となった連携活動は、日頃の学びを実践できる場となっている。さらに、平成 27 年度からは「文部科学省地（知）の拠点参加大学に採択された。これらのことから、本学は基準 A「地域社会との連携」の規準を満たしていると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員および在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員および在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校および併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	

京都学園大学

【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営および質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人京都学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	京都学園大学大学案内 2017	
	京都学園大学大学院 GUIDE BOOK 2017	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	京都学園大学学則	
	京都学園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	入学試験要項 2017	
	AO 入試要項 2017	
	2017 年度 京都学園大学 指定校推薦 入学試験要項	
	2017 年度 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (経済学研究科 経営学研究科 法学研究科)	
	2017 年度 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (人間文化研究科 人間文化専攻)	
	2017 年度 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (バイオ環境研究科 博士課程前期)	
	2017 年度 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (バイオ環境研究科 博士課程後期)	

京都学園大学

【資料 F-5】	履修要項、学生便覧	
	履修要項 経済経営学部 人文学部 バイオ環境学部 健康医療学部 講義要項 経済経営学部 人文学部 バイオ環境学部 健康医療学部 大学院要項 経済学研究科 経営学研究科 法学研究科 人間文化研究科 バイオ環境研究科 G-book : Campus Guide (学生便覧)	
【資料 F-6】	事業計画書 (最新のもの)	
	平成 28 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書 (最新のもの)	
	平成 27 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-2】 参照
	アクセスマップ (大学案内 2017 裏表紙)	
	京都学園大学キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧 (規程集目次など)	
	京都学園例規集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 (前年度分)	
	①理事・監事名簿および理事会開催回数	
	②評議員名簿および評議員会開催回数	
	③理事会開催状況	
	④評議員会開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	京都学園大学学則 第 1 条 京都学園大学大学院学則 第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大学ホームページ http://www.kyotogakuen.ac.jp/ (大学案内⇒理念・目標) (学部・大学院⇒各学部⇒教育目的と方針)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成 22 年度「大学生の就業力育成支援事業」の申請について	
【資料 1-2-2】	人材ニーズ調査	
【資料 1-2-3】	「人間力」定義報告書	
【資料 1-2-4】	京都学園大学学則 第 1 条 京都学園大学大学院学則 第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-5】	京都学園大学 FD・SD 推進活動報告書	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	京都学園大学学則 第 32 条、第 33 条 京都学園大学大学院学則 第 39 条、第 40 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-2】	規則等の区分及び制定等規則	
【資料 1-3-3】	大学ホームページ (大学案内⇒理念・目標) 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-4】	大学だより 教育・就職相談会資料 G-book : Campus Guide	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-5】	大学ホームページ (大学案内⇒3 つのポリシー)	
【資料 1-3-6】	「新・京都学園大学」中期ビジョンー学生満足度 100%をめざしてー	
【資料 1-3-7】	学校法人京都学園寄附行為 第 4 条	【資料 F-1】と同じ

京都学園大学

【資料 1-3-8】	京都学園大学 FD・SD 推進活動報告書	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 1-3-9】	「新・京都学園大学」中期ビジョンー学生満足度 100%をめざしてー	【資料 1-3-6】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ (大学案内⇒3つのポリシー⇒京都学園大学の3つのポリシー)	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 2-1-2】	大学案内 入学試験要項 AO 入試要項	【資料 F-2】と同じ 【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	大学案内 京都学園大学大学院 GUIDE BOOK 入学試験要項 大学ホームページ (入試情報)	【資料 F-2】と同じ 【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	京都学園大学大学院 GUIDE BOOK 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (経済学研究科 経営学研究科 法学研究科) 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (人間文化研究科 人間文化専攻) 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (バイオ環境研究科 博士課程前期) 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (バイオ環境研究科 博士課程後期) 大学ホームページ (大学案内⇒3つのポリシー)	【資料 F-2】と同じ 【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	入学試験要項 AO 入試要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	AO 入試要項	【資料 F-4】と同じ

京都学園大学

【資料 2-1-7】	入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	指定校推薦入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	大学案内 入試ガイド	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-11】	大学案内 入試ガイド	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-12】	京都学園大学入試委員会内規	
【資料 2-1-13】	京都学園大学 大学院 入学試験要項 (経済学研究科 経営学研究科 法学研究科) 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (人間文化研究科 人間文化専攻) 京都学園大学 大学院 入学試験要項 (バイオ環境研究科 博士課程前期)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-14】	京都学園大学 大学院 入学試験要項 (バイオ環境研究科 博士課程後期)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-15】	京都学園大学 大学院 入学試験要項 (経済学研究科 経営学研究科 法学研究科) (人間文化研究科 人間文化専攻) (バイオ環境研究科 博士課程前期) (バイオ環境研究科 博士課程後期)	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	京都学園大学学則、京都学園大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒教育目的と方針)	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 2-2-3】	履修要項(全学)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	学生情報共有システム「京学なび」(事前、事後学習の例)	
【資料 2-2-5】	シラバス例 (カリキュラムマップ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	シラバス Web 入稿の依頼 (準備学習) 関係資料	
【資料 2-2-7】	京都学園大学教育開発センター規程	
【資料 2-2-8】	大学ホームページ(学部学科・大学院⇒経済経営学部⇒ポリシー)	

京都学園大学

【資料 2-2-9】	大学ホームページ（学部学科・大学院⇒経済経営学部）	
【資料 2-2-10】	経済経営学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-11】	大学ホームページ（学部学科・大学院⇒経済経営学部）	【資料 2-2-9 と同じ】
【資料 2-2-12】	経済経営学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-13】	副担任 担当一覧	
【資料 2-2-14】	メール（今後のスタートアップゼミについて）	
【資料 2-2-15】	経営学科「スタートアップゼミ B」募集要項	
【資料 2-2-16】	メール（今後のスタートアップゼミについて）	
【資料 2-2-17】	AO 入試 警察・消防型、公務員型選択者対象 入学前教育について	
【資料 2-2-18】	AO 入試 警察・消防型、公務員型選択者対象 入学前教育について	
【資料 2-2-19】	経営学科 入学前教育について	
【資料 2-2-20】	経済学科 入学前教育について	
【資料 2-2-21】	スタートアップゼミ A 実施報告	
【資料 2-2-22】	メール（警察・消防プログラム、公務員プログラムについて）	
【資料 2-2-23】	警察・消防プログラム 国家（一般）・地方上級プログラムについて	
【資料 2-2-24】	「知的活用アイデア全国大会」出場に取り組んだ学生たちを表彰	
【資料 2-2-25】	女性企業家講座講師一覧	
【資料 2-2-26】	京學堂がイオン京都西店にて出張販売	
【資料 2-2-27】	ビジネス・プランニング・コンテスト開催	
【資料 2-2-28】	日本学生経済ゼミナールについて	
【資料 2-2-29】	龍尾経済論集	
【資料 2-2-30】	人文学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-31】	人文学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-32】	大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-33】	人文学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-34】	大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-35】	写真（地域の福祉施設の見学実習）	

京都学園大学

【資料 2-2-36】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-37】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-38】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-39】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-40】	教授会資料（研究室分属）	
【資料 2-2-41】	学生支援室利用実績	
【資料 2-2-42】	教授会資料（バイオ環境学部開講科目）	
【資料 2-2-43】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-44】	健康医療学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-45】	健康医療学部 履修要項、シラバス	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-46】	シラバス例	
【資料 2-2-47】	講義資料例	
【資料 2-2-48】	健康医療学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-49】	ipad 講習会について	
【資料 2-2-50】	情報教育担当委員活動報告書	
【資料 2-2-51】	各教科小テストの例	
【資料 2-2-52】	スタートアップゼミ B シラバス	
【資料 2-2-53】	健康スポーツ学科入学前課題	
【資料 2-2-54】	大学院要項 経済学研究科	
【資料 2-2-55】	大学院要項 経済学研究科	
【資料 2-2-56】	大学院要項 経済学研究科	
【資料 2-2-57】	経済学研究科委員会資料	
【資料 2-2-58】	経済学研究科委員会記録、学位論文中間発表会の開催について （ご案内）	
【資料 2-2-59】	経済学研究科委員会記録	
【資料 2-2-60】	大学院要項 経営学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-61】	大学院要項 経営学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-62】	大学院要項 経営学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-63】	大学院要項 経営学研究科	【資料 F-5】と同じ

京都学園大学

【資料 2-2-64】	大学院要項 法学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-65】	大学院要項 法学研究科 シラバス	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-66】	大学院要項 法学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-67】	大学院要項 人間文化研究科 シラバス	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-68】	大学院要項 人間文化研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-69】	大学院要項 人間文化研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-70】	大学院要項 バイオ環境研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-71】	大学院要項 バイオ環境研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-72】	大学院要項 バイオ環境研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-73】	大学院要項 バイオ環境研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-74】	バイオ環境学部大学院生による情報交換会の開催	
【資料 2-2-75】	京都学園大学 FD・SD 推進活動報告書	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-2-76】	文部科学省ホームページ⇒学部等設置認可申請書類（平成 26 年度分）⇒届出書類（4 月）、学部等設置認可申請書類（平成 26 年 10 月）⇒1 大学の学部設置	
【資料 2-2-77】	経済経営学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-78】	経済経営学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-79】	タイ 企業見学・語学研修プログラム	
【資料 2-2-80】	人文学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-81】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-82】	平成 27 年度研究・連携支援センター活動報告	
【資料 2-2-83】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-84】	経営学研究科 F D 資料	
【資料 2-2-85】	法学研究科 F D 資料	
【資料 2-2-86】	大学院要項 バイオ環境研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-87】	バイオ環境研究科委員会 資料	
【資料 2-2-88】	京都学園大学入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	学生情報共有システム「京学なび」（学生指導例）	

京都学園大学

【資料 2-3-2】	学生情報共有システム「京学なび」(オフィスアワー例)	
【資料 2-3-3】	教育・就職相談会資料	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 2-3-4】	アドバイジング・デスク	
【資料 2-3-5】	経済経営学部 アドバイジング・デスク スタート！！	
【資料 2-3-6】	アドバイジング・デスク 担当教員	
【資料 2-3-7】	アドバイジング・デスク 開室予定表	
【資料 2-3-8】	警察・消防プログラム、公務員プログラム 小テスト	
【資料 2-3-9】	警察・消防プログラム、公務員プログラム 小テスト	
【資料 2-3-10】	警察・消防プログラム、公務員プログラム 小テスト	
【資料 2-3-11】	警察・消防プログラム、公務員プログラム 小テスト	
【資料 2-3-12】	警察・消防プログラム 国家(一般)・地方上級プログラム 面談日程	
【資料 2-3-13】	修学指導通知	
【資料 2-3-14】	アドバイジングルーム面談表	
【資料 2-3-15】	2016年度出席不良者面談票	
【資料 2-3-16】	ハロウィンナイト 写真	
【資料 2-3-17】	京町家 リーフレット	
【資料 2-3-18】	教育修学支援センター事務室、事務分担表	
【資料 2-3-19】	バイオ環境学部 履修要項	
【資料 2-3-20】	TA/SA 雇用起案	
【資料 2-3-21】	情報センターSA 雇用起案	
【資料 2-3-22】	看護学科 担任およびチューター制度	
【資料 2-3-23】	学習支援室の案内	
【資料 2-3-24】	大学院要項 経営学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-25】	法学研究科 福指導教員について	
【資料 2-3-26】	法学研究科 修士論文中間報告会について	
【資料 2-3-27】	学習支援室の案内	
【資料 2-3-28】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-29】	大学院要項 人間文化研究科	【資料 F-5】と同じ

京都学園大学

【資料 2-3-30】	大学院要項 バイオ環境研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-31】	バイオ環境学部大学院生による情報交換会の開催	【資料 2-2-74】と同じ
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学生情報共有システム「京学なび」(シラバス評価方法の掲載例)	
【資料 2-4-2】	学生情報共有システム「京学なび」(成績照会例)	
【資料 2-4-3】	履修要項(全学部)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	大学院要項 バイオ環境研究科(学位論文判定基準)	【資料 F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	教育開発センター規程	
【資料 2-5-2】	京都学園大学キャリアサポートセンター規程 京都学園大学キャリアガイダンス概念図	
【資料 2-5-3】	キャリア教育プログラムパンフレット 人間力測定セルフチェック票	
【資料 2-5-4】	MY STEP GUIDE BOOK	
【資料 2-5-5】	全学共通キャリア教育プログラム図	
【資料 2-5-6】	キャリアプログラムガイド	
【資料 2-5-7】	インターンシップのご案内	
【資料 2-5-8】	CAREER HANDBOOK	
【資料 2-5-9】	CAREER HANDBOOK	【資料 2-5-8】と同じ
【資料 2-5-10】	留学生のための就活ガイダンス案内チラシ	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	実践プロジェクト AB について	
【資料 2-6-2】	人間文化学部学生論集	
【資料 2-6-3】	人間文化学部進学就職状況	
【資料 2-6-4】	バイオ環境学部 履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-5】	バイオ環境学部「卒業研究発表会」の開催について	
【資料 2-6-6】	看護学科 担任およびチューター制度	【資料 2-3-22】と同じ

京都学園大学

【資料 2-6-7】	言語聴覚学科 授業評価アンケートの結果	
【資料 2-6-8】	言語聴覚学科 学科会議の議事録	
【資料 2-6-9】	MY STEP GUIDE BOOK	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 2-6-10】	経済学研究科委員会記録、学位論文中間発表会の開催について (ご案内)	【資料 2-2-58】と同じ
【資料 2-6-11】	経営学研究科 大学院 FD について	
【資料 2-6-12】	大学院要項 法学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-13】	法学研究科 FD 資料	【資料 2-2-85】と同じ
【資料 2-6-14】	大学院要項 人間文化研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-15】	大学院要項 バイオ環境研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-16】	バイオ環境学部大学院生による情報交換会の開催	【資料 2-2-74】と同じ
【資料 2-6-17】	バイオ環境学部で成績優秀者の表彰	
【資料 2-6-18】	言語聴覚学科 公開授業の意見の記録、授業評価アンケートの実施記録	
【資料 2-6-19】	経済学研究科委員会記録、学位論文中間発表会の開催について (ご案内)	【資料 2-2-58】と同じ
【資料 2-6-20】	法学研究科 修士論文中間報告会について	【資料 2-3-26】と同じ
【資料 2-6-21】	京都学園大学 FD・SD 推進活動報告書	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-6-22】	京都学園大学 FD・SD 推進活動報告書	【資料 1-2-5】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学園管理運営規則 別表 法人の事務組織	
【資料 2-7-2】	京都学園大学ハラスメント防止規程	
【資料 2-7-3】	学生の懲戒に関する規則	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	大学教員採用及び昇任審査規程	
【資料 2-8-2】	大学教育職員人事考課規程	
2-9. 教育環境の整備		

京都学園大学

【資料 2-9-1】	図書館日程表	
【資料 2-9-2】	自衛消防訓練および消防設備	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人京都学園寄附行為 第 3 条 学園管理運営規則 第 2 条 学園職員服務規則 第 1 条、第 2 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学園管理運営規則（別表）法人の事務組織 学園常任理事会規則	
【資料 3-1-3】	京都学園大学事務分掌規程 公益通報に関する規則 公益通報に関する細則	
【資料 3-1-4】	京都学園大学ハラスメント防止規程 京都学園大学ハラスメント防止に関するガイドライン ハラスメント相談ガイドリーフレット	【資料 2-7-2】と同じ
【資料 3-1-5】	京都学園大学京都亀岡キャンパス（火災及び大規模地震対応）消防計画規則 大学ホームページ（3月1日(火)京都太秦キャンパスで消防訓練を実施しました。）	
【資料 3-1-6】	保健室運営委員会規程 G-book : Campus Guide（裏表紙） 健康ハンドブック（裏表紙）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	大学ホームページ（大学案内⇒教育情報の公開）	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人京都学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	京都学園大学学則（第 8 章 職員組織および教授会等） 京都学園大学院学則（第 9 章 職員組織及び運営組織）	【資料 F-3】と同じ

京都学園大学

【資料 3-3-2】	大学評議会規程	
【資料 3-3-3】	学部長会議規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学園常任理事会規則	
【資料 3-4-2】	学部長会議規程 京都学園大学学則 第 33 条 大学評議会規程	【資料 3-3-3】と同じ 【資料 F-3】と同じ 【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-4-3】	学長及び園長の選任・解任等規則	
【資料 3-4-4】	学校法人京都学園寄附行為 第 17 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人京都学園寄附行為施行細則 第 3 条から第 10 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-6】	理事長メッセージ一覧	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学園管理運営規則	
【資料 3-5-2】	京都学園法人事務局事務分掌規程 京都学園大学事務分掌規程 組織図	
【資料 3-5-3】	京都学園大学学則 第 32 条 大学評議会規程	【資料 F-3】と同じ 【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-5-4】	京都学園大学学則 第 33 条 学部教授会規程	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-5-5】	学部長会議規程	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 3-5-6】	平成 28 年度 京都学園大学 全学委員会名簿	
【資料 3-5-7】	大学教育職員人事考課規程 学園事務職員人事考課規程 大学教育職員人事考課委員会規程 学園事務職員人事委員会規程 学園職員人事考課審査委員会規程 学園職員給与規程	
【資料 3-5-8】	京都学園大学事務職員研修方針（取扱い要綱）	

京都学園大学

3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	「新・京都学園大学」中期ビジョンー学生満足度 100%をめざしてー	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-6-2】	平成 28 年度予算編成方針について 平成 28 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-6-3】	平成 27 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-6-4】	大学ホームページ(学校法人京都学園⇒学校法人京都学園事業募金)	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	物品購入申請書	
【資料 3-7-2】	学園会計規程 会計規程施行細則 学校法人京都学園財産目録等閲覧規程 資金運用に関する取扱内規 退職給与引当金に関する事務取扱要綱 学校法人京都学園委託徴収金取扱要綱 固定資産に係る支出に関する取扱内規 学校法人京都学園証明手数料徴収規程 学校法人京都学園実習費徴収規程	
【資料 3-7-3】	監事監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	京都学園大学学則 第 1 条の 3 京都学園大学大学院学則 第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	京都学園大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	京都学園大学外部評価委員会内規	
【資料 4-1-4】	【図】自己点検・評価活動の流れ	
【資料 4-1-5】	平成 24(2012)年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 4-1-6】	各年版自己点検・評価報告書のリスト	

京都学園大学

4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 26(2014)年度 春学期 在籍者数	
【資料 4-2-2】	大学教育開発センター規程	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 4-2-3】	ホームページ (大学案内⇒自己点検・評価)	
【資料 4-2-4】	ホームページ (大学案内⇒教育情報の公開)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		

基準 A. 地域社会との連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 「地域社会との連携」の目的		
【資料 A-1-1】	学術交流協定書 (京都府亀岡市、京都学園大学)	
【資料 A-1-2】	第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～シンボルプロジェクトの推進に関する協定書	
【資料 A-1-3】	亀岡市と京都学園大学との連携・協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-4】	食・農に関する連携協定書	
【資料 A-1-5】	平成 27 年度亀岡モデル創生協議会 議事録	
【資料 A-1-6】	学園大学連携キックオフ会議次第	
【資料 A-1-7】	「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」に関する協定書	
【資料 A-1-8】	京都学園大学と京都府農林水産技術センター及び京都府南丹広域振興局との連携協定書	
【資料 A-1-9】	右京区役所、学校法人大和学園、社会医療法人太秦病院及び京都学園大学との地域活性化に関する包括連携協定書	
【資料 A-1-10】	地域活性化と公共交通振興に関する京都市交通局と京都学園大学の協定書	
【資料 A-1-11】	京都市右京区大学地域連携に関する協定書	
【資料 A-1-12】	平成 27 年度「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」選定結果について	
A-2. 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動		
【資料 A-2-1】	亀岡市学術交流協定に関する委託研究調査契約書	
【資料 A-2-2】	亀岡市と京都学園大学との連携・協力に関する包括協定に基づく委託共同研究調査契約書	

京都学園大学

【資料 A-2-3】	京都市右京区大学地域連携に関する協定書	
【資料 A-2-4】	学校法人京都学園創立 90 周年・京都太秦キャンパス開設記念シンポジウム チラシ	
【資料 A-2-5】	「京都太秦キャンパスにおいて、右京警察署による防犯教室と自転車の通学指導が行われました。」	
【資料 A-2-6】	京都みつばちガーデン推進プロジェクト	
【資料 A-2-7】	京都丹波農起業塾+亀岡学：日本の野菜流通を改革する	
【資料 A-2-8】	京都府農林水産技術センター施設公開	
【資料 A-2-9】	公開講座チラシ	
【資料 A-2-10】	高校生論文コンテスト 2016	
【資料 A-2-11】	「医療従事者を目指す高校生のために」資料	
A-3. 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動		
【資料 A-3-1】	「「H28 年度亀岡市防犯推進委員連絡協議会」委嘱式に参加をし、推進委員として委嘱をされました。」	
【資料 A-3-2】	そがべっこ未来づくりサポーター	
【資料 A-3-3】	右京区まちづくり支援制度助成金交付決定通知書	
【資料 A-3-4】	太秦っ子ひろば開催	
【資料 A-3-5】	右京区学生選挙サポーター	
【資料 A-3-6】	御池通りみどりの街道プロジェクト	
【資料 A-3-7】	知財活用アイデアコンテスト（京都産学公連携機構）	
A-4. 京都学園大学京町家「新柳居」における地域社会との連携活動		
【資料 A-4-1】	新柳居市民講座 関係資料	